

資料3

G	R	E	E	N	×	E	X	P	O
み	ど	り	委	員	会				
令	和	8	年	5	月	2	9	日	
み	ど	り	環	境	局				

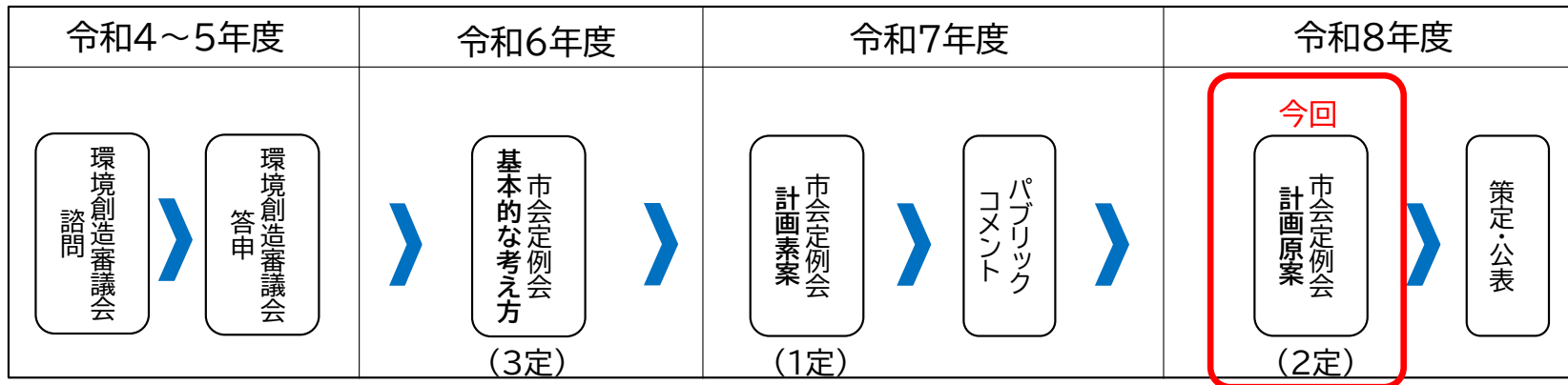
新たな横浜市環境管理計画（原案）について

目次

- 1 策定の趣旨
- 2 新たな計画の特徴
- 3 新たな計画の構成
- 4 素案に対する市会からの主なご意見（令和8年第1回市会定例会）
- 5 パブリックコメントの実施結果
- 6 素案から原案への主な変更点
- 7 今後の予定
- 8 新たな計画の策定に合わせた生活環境保全推進ガイドライン改定

1 策定の趣旨

- 横浜市環境管理計画は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく総合計画です。
- 環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示します。
- 現行の環境管理計画の計画期間の終了に伴い、令和22年度（2040年度）を目標年度とする新たな計画を策定します。
- 令和8年第1回市会定例会でご報告した「横浜市環境管理計画（素案）」について、パブリックコメントを実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。市会定例会やパブリックコメント等でいただいたご意見を踏まえ、原案を作成しましたので、報告いたします。



2 新たな計画の特徴

計画の 推進方法

- 基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画とし、具体的な取組（目標・施策等）については個別計画※で推進

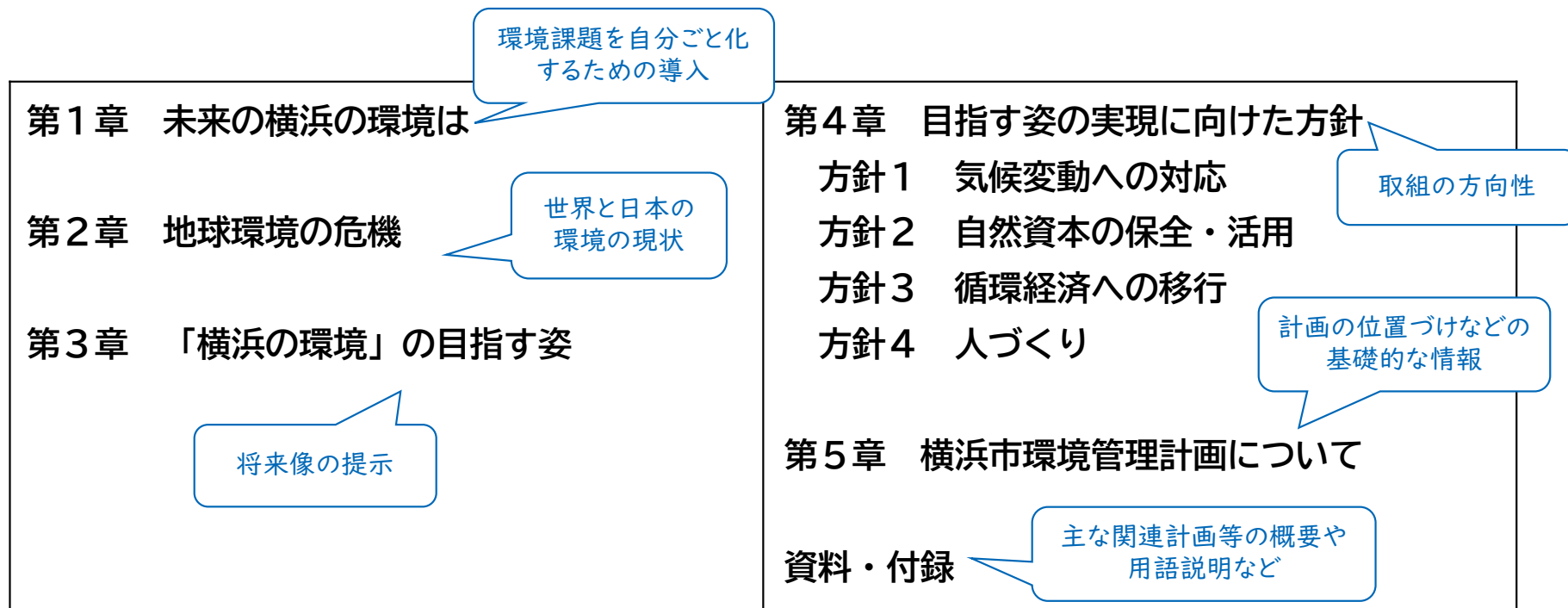
※ 地球温暖化対策実行計画、水と緑の基本計画、ヨコハマ プラ5.3計画、生活環境保全推進ガイドライン（改定中）等

計画作成の コンセプト

- 行政はもとより、市民・企業の取組の指針となるような内容・文章表現・デザイン
 - 市民目線で伝わる表現に
 - ボリュームを減らし、重要な部分をよりわかりやすく

3 新たな計画の構成

- 世界的な環境の課題である「カーボンニュートラル」、「ネイチャーポジティブ」、「サーキュラーエコノミー」と、それを支える「人づくり」という4つの視点から目指す姿（第3章）を描き、それを実現するための4つの方針（第4章）、という構成
- 環境問題を身近に感じていただけるよう、わかりやすいメッセージやイラストで表現

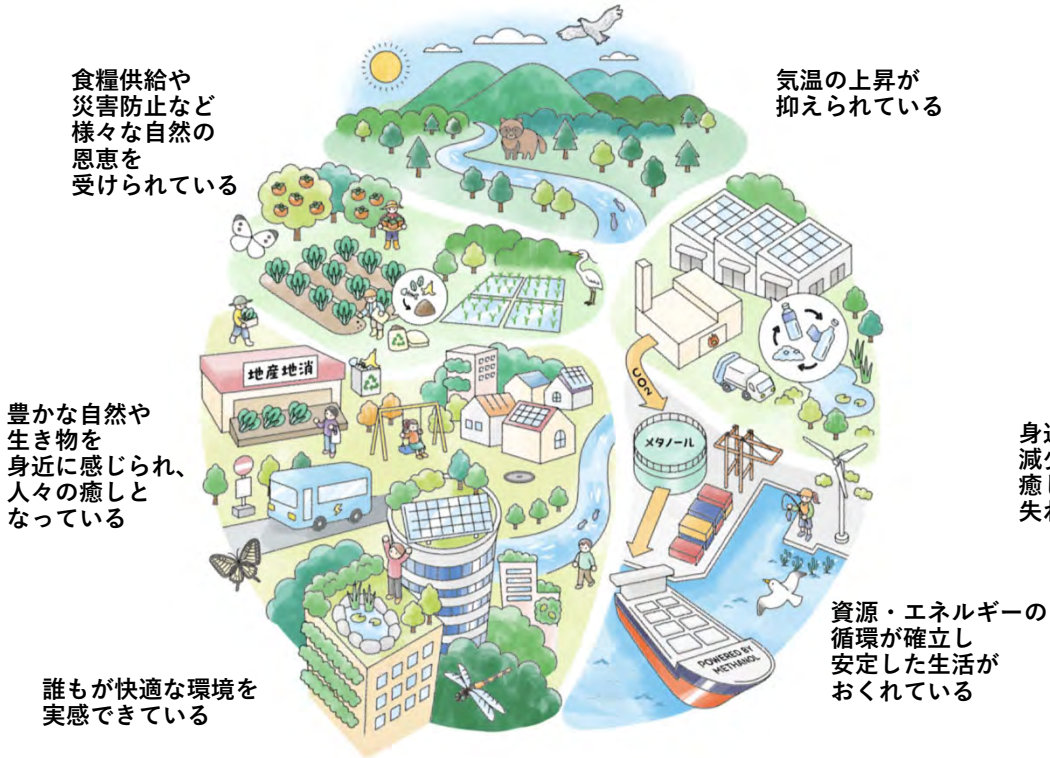


第1章 未来の横浜の環境は

- 計画の導入として、環境課題を自分ごと化してもらうため、横浜の環境の「環境を大切にしたい未来」と「環境を大切にしない未来」をイラストで記載

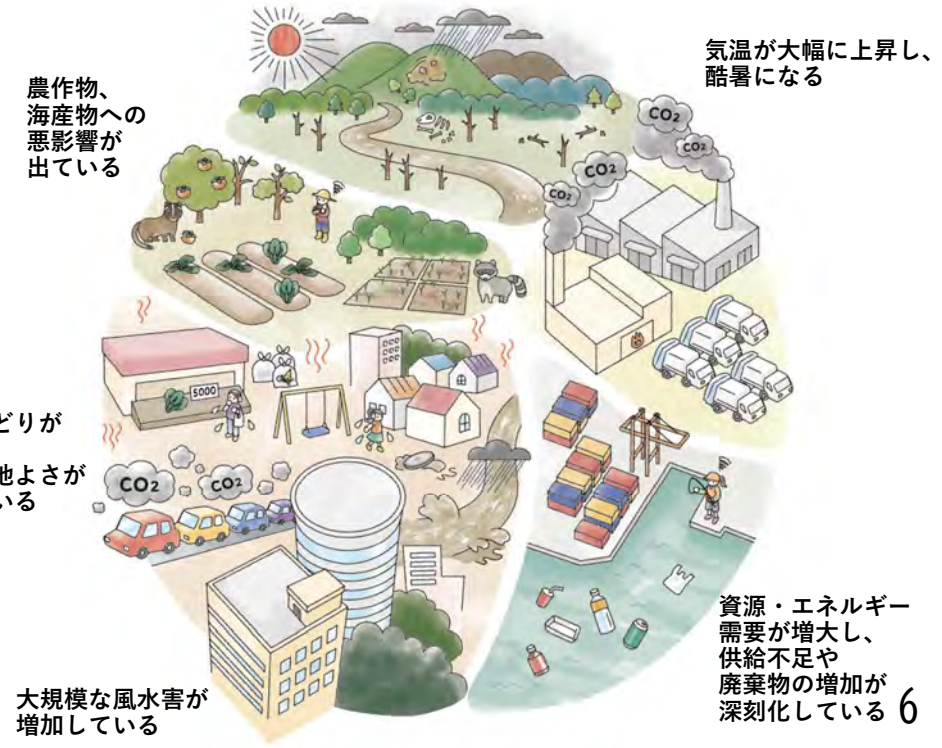
環境を大切にしたい未来

みんなで環境課題に取り組んだら、きっとこんな未来になる



環境を大切にしない未来

みんなで環境課題に取り組まなかったら、きっとこんな未来になる



第2章 地球環境の危機

- 世界と日本の環境の現状を伝えるため、人間活動による地球への様々な影響や、豪雨被害などの気候変動に伴う災害等について図や写真などを用いて記載し、それに対応する世界や日本の動きを記載



写真2-1-1 令和2年7月豪雨の被害の様子
出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）



写真2-1-2 2020年米国カリフォルニア州の森林火災
出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

第3章 「横浜の環境」の目指す姿

- 2040年の「横浜の環境」の目指す姿と、それを構成する4つの暮らし、それらを実現するための4つの方針

自然と共に自分らしく、心地よく暮らせるまち

暮らし1

気候変動に対応し
脱炭素が日常や地域に
浸透している暮らし

方針1 気候変動への対応

暮らし2

環境を賢明に保全・創出し
自然の恵みを享受できる
健康で快適な暮らし

方針2 自然資本の
保全・活用

暮らし3

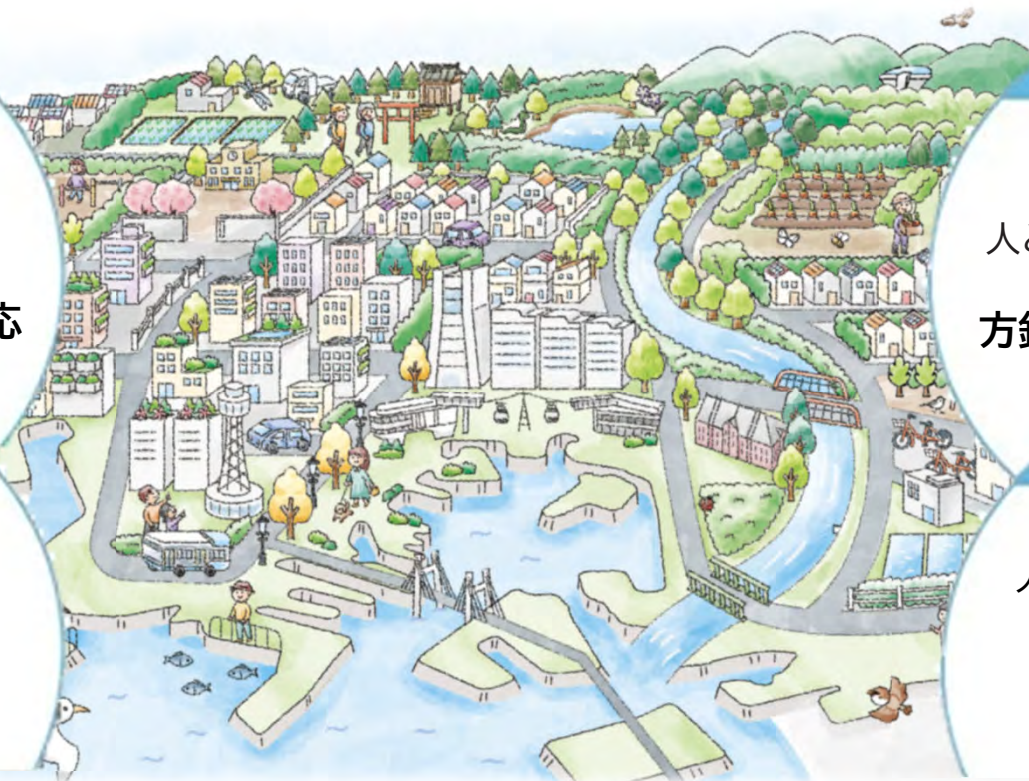
シェアと循環の
仕組みで築く
人と自然にちょうどよい暮らし

方針3 循環経済への移行

暮らし4

未来を育む
人と人とのつながりや学びに
あふれる暮らし

方針4 人づくり



4 素案に対する市会からの主なご意見（令和8年第1回市会定例会）

- 目標値などは個別計画を見ればわかるが、項目ごとに関係する個別計画との紐づけがわかるようにすべき。
- 現行計画はSDGsについて記載があったが、素案では触れられていない。
- 横浜グリーンエクスポを踏まえた、その後の環境施策をどうするかを意識すべき。
- 企業にどのように環境問題へ関与して欲しいかを記載すべき。企業と市民が手を取るような形で環境問題への取組を進めるよう記載して欲しい。
- 横浜に住む人、横浜で働く人に計画を知っていただくことが重要で、子供たちや、横浜に暮らす外国人の方々にも伝えていくことが必要。

5 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施概要

ア 実施期間

令和8年3月11日から4月9日まで

イ 意見提出方法

横浜市電子申請・届出システム、メール、郵送、FAX

ウ 素案及びパブリックコメントの周知方法

- リーフレットの配布（区役所、市立図書館、市民情報センター等）
- 広報よこはま（令和8年3月号）
- 横浜市ホームページへの掲載
- SNSによる発信（X、LINE）、メールマガジン（みどリアップ計画）
- その他活動団体、市内大学、企業等へのメール等

等

5 パブリックコメントの実施結果

(2) ご意見の受付数：111通（意見数：145件）

意見の内容		件数
計画全般		34件
第1章 未来の横浜の環境は		3件
第2章 地球環境の危機		1件
第3章 「横浜の環境」の目指す姿		5件
第4章 目指す姿の実現に向けた方針	方針1 気候変動への対応	16件
	方針2 自然資本の保全・活用	22件
	方針3 循環経済への移行	9件
	方針4 人づくり	9件
	第4章全般	3件
第5章 横浜市環境管理計画について		0件
その他		43件
計		145件

5 パブリックコメントの実施結果

(3) 寄せられた主なご意見

- 政策4-2「未来をはぐくむつながりをつくり、環境活動を広げる」について、横浜グリーンエクスポという一過的なイベントの話ではなく、計画期間までの内容にすべき。
- 市民に馴染みの薄い用語については、ページ内での注釈又は巻末への用語集を必ず追加してください。
- 循環型の暮らしと経済活動の推進として、生ごみのたい肥化など、循環農業の視点を追加すべき。

(4) ご意見への対応状況

分類	対応	件数	割合
反映	意見の趣旨を踏まえ計画に反映したもの	34件	23%
賛同	素案と同趣旨または賛同・評価を頂いたもの	7件	5%
参考	個別事業に対する意見等で参考とするもの	61件	42%
その他	その他、本計画との関連が見られないものや質問等	43件	30%
計		145件	100%

6 素案から原案への主な変更点

- ① 目標や施策は個別計画で推進するとのことだが、具体的にどの計画を見れば目標や政策があるのかが分からない。【パブリックコメント、市会、環境創造審議会】

原案

- 第4章の各方針の表紙に、関係する主な個別計画等の名称を追記（原案：P28、32、38、42）
- 資料として「主な関連計画等の概要」を追加し、計画ごとに関係する方針名を記載するとともに、各計画の主な指標・目標を記載（原案：P60～62）

- ② 各方針における各主体の役割を分かりやすくすると、より行動に繋がりやすい。【パブリックコメント、環境創造審議会】

原案

- 第4章の各方針の表紙に、方針を実現するための市民、企業、行政の主な役割を追記（原案：P28、32、38、42）

6 素案から原案への主な変更点

- ③ 政策2-2の「3 生物多様性の保全・回復」について、希少種の保全のみでなく、希少種も含む横浜市域に本来生息・生育している生物相と生態系の保全が重要であることを明記すべき。【パブリックコメント】

原案

- 政策2-2の「3 生物多様性の保全・回復」の文章を、本来の趣旨が伝わりやすくなるよう、次のとおり修正（原案：P35）
「市域の水・みどり環境に生息・生育している生物種」等の表現を追加

- ④ 政策4-2「未来をはぐくむつながりをつくり、環境活動を広げる」について、横浜グリーンエキスポという一時的なイベントではなく、計画期間までの内容にすべき。【パブリックコメント】

原案

- 政策4-2の文章を、横浜グリーンエキスポ開催後の内容も含むよう、次のとおり修正（原案：P45）
「横浜グリーンエキスポの開催を契機に、・・・世代や分野等を超えたつながりや協働、連携を促進します」

6 素案から原案への主な変更点

- ⑤ 現行計画はSDGsについて記載があったが、素案では触れられていない。【市会】

原案

- 引続き重要な視点であるため、「第4章2 取組の基本姿勢 ～みんなで考え行動する～」に「持続可能な開発目標（SDGs）実現の視点」を追加（原案：P46）

- ⑥ 市民に馴染みの薄い用語（カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー、グリーンメタノール、カーボンニュートラルポートなど）については、ページ内での注釈又は巻末への用語集を必ず追加してほしい。【パブリックコメント】

原案

- 資料として、用語説明（原案：P63～68）を追加

カーボンニュートラル（原案：P64）／ネイチャーポジティブ（原案：P67）／
サーキュラーエコノミー（原案：P66）／グリーンメタノール（原案：P65）／
カーボンニュートラルポート（原案：P64） など

7 今後の予定

- 本計画は、令和8年夏頃に策定・公表します。
- また、多くの方に本計画を知っていただき、行動変容に繋げるため、日本語・英語併記のリーフレットやこども向け環境情報紙などを活用し、周知に努めてまいります。



日本語・英語併記のリーフレット「未来へつなぐ横浜の環境」

8 新たな計画の策定に合わせた生活環境保全推進ガイドライン改定

(1) 改定の趣旨

- 環境管理計画では、具体的な取組については各個別計画で推進しており、大気や水などの生活環境分野については「生活環境保全推進ガイドライン」により、生活環境の目標達成に向けた取組を進めています。
- 本市の生活環境の状況は多くの項目で環境基準を達成しており、良好な生活環境を維持してきました。
- 今回の「生活環境保全推進ガイドライン」の改定では、良好な生活環境の維持とともに市民の心地よさの実感を目指した取組を充実させていきます。併せて、「生活環境保全推進ガイドライン」の名称を「横浜市生活環境保全推進プラン」とします。

8 新たな計画の策定に合わせた生活環境保全推進ガイドライン改定

(2) 主な変更点

	改定前	改定後
目指す姿	安全・安心で快適な生活環境の保全	将来にわたり安全・安心で快適な生活環境の創出 ～ <u>心地よさ</u> が実感できる大気・音・水・土壌環境～
環境目標 (一部抜粋)	市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。	あらゆる主体が環境行動の重要性を理解し、共に取り組むことで、市民が <u>心地よい生活環境を実感</u> しています。
構成	第1章 生活環境保全推進ガイドラインについて 第2章 生活環境の保全の基盤となる取組 第3章 連携による新たな取組の方針 第4章 評価・進捗管理・公表	第1章 横浜市生活環境保全推進プランについて 第2章 これまでの取組と現状 第3章 プランの全体像（評価・進捗管理等） 第4章 <u>取組方針ごとの施策と具体的な取組</u> 1 市民・事業者等との共創の推進（取組方針1） 2 生活環境の確実な保全（取組方針2） 3 より良好な生活環境の創出（取組方針3） 4 取組の推進にあたって

心地よさの実感を目指した取組を充実

8 新たな計画の策定に合わせた生活環境保全推進ガイドライン改定

(3) 主な取組

取組方針1 市民・事業者等との共創の推進

環境保全プロモーション

市民や事業者の主体的な環境行動を推進するため、事業者と連携した動画やSNSを活用して、親しみやすい内容で環境保全に関する広報を行います。



事業者の取組を紹介する動画の一コマ

水辺の魅力プロモーション (よこはま水辺推し活)

水環境への意識の向上を図るため、水辺への興味や愛着を育む「よこはま水辺推し活」を、市民参加型の水環境調査等により展開します。



調査の様子

取組方針2 生活環境の確実な保全

届出審査・立入検査等

事業者の規制基準等の遵守を確認するため、環境法令等に基づく届出審査や事業所への計画的な立入検査等を実施します。



事業所への立入検査

取組方針3 より良好な生活環境の創出

アスベスト対策

これから建築物の解体工事件数のピークが見込まれ、依然として対応が必要な課題であるため、届出等の確認や立入検査のほか、法制度の周知を図ります。



アスベスト濃度の測定

今後、ご意見を踏まえて確定し、策定・公表します。

横浜市環境管理計画 (原案)

いま、私たちのまわりの世界は、確かに、変わりはじめています。

気候変動や、以前は見ることもできた生き物の減少・・・
少し前までは世界のどこかのできごとだったかもしれませんが、
その変化は、日々の暮らしのなかに、現れています。

だから、無関係ではられません。

今の私たちの暮らしのために、そして、未来の私たちの暮らしのために。

横浜は、森や畑や街がモザイクのように隣り合い、
流れる川は海に繋がり、
自然と都市が、ひとつの風景をつくっています。
それは、私たちの大切な宝ものです。

そのような宝ものをこれから、どのようにしていきたいのか、
また、どのように暮らしていきたいのか。

これは、みんなで想いを共有し、行動し、未来をつくり上げていくための
計画です。

人と自然の共生や、それぞれの WELL-BEING の実現に向けて、
みんなで「横浜の環境」をつくっていきましょう。

目次

第1章 未来の横浜の環境は6

- 1 「横浜の環境」の未来を考える7
- 2 横浜の環境の歩みとその先へ9

第2章 地球環境の危機 12

- 1 地球環境の今13
- 2 加速する世界と日本の動き15

第3章 「横浜の環境」の目指す姿18

- 1 2040年の「横浜の環境」の目指す姿19
 - 暮らし1 気候変動に対応し、脱炭素が日常や地域に浸透している暮らし21
 - 暮らし2 環境を賢明に保全・創出し、
自然の恵みを享受できる健康で快適な暮らし 22
 - 暮らし3 シェアと循環の仕組みで築く、人と自然にちょうどよい暮らし 23
 - 暮らし4 未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らし 24

第4章 目指す姿の実現に向けた方針26

- 1 4つの暮らしの実現に向けた方針27
 - 方針1 気候変動への対応28
 - 方針2 自然資本の保全・活用32
 - 方針3 循環経済への移行38
 - 方針4 人づくり42
- 2 取組の基本姿勢 ～みんなで考え行動する～46

第5章 横浜市環境管理計画について48

- 1 計画の位置づけ49
- 2 計画期間 50
- 3 策定の経緯・考え方 50
- 4 計画の推進体制 51
- 5 環境配慮の指針 51

資料

- 1 計画の変遷55
- 2 計画策定の検討経過57
- 3 横浜市環境創造審議会からの答申等の反映状況 58
- 4 素案に対するパブリックコメントの実施結果59
- 5 主な関連計画等の概要60
- 6 用語説明63

付録

- 1 横浜市環境教育等行動計画（第4章1方針4 人づくり）に係る解説 71
- 2 「第1章1『横浜の環境』の未来を考える」の解説 75

—— 第1章 ——

未来の横浜の環境は

2 横浜の環境の歩みとその先へ

私たちは、大気汚染や水質汚濁、ごみの処理など、さまざまな環境課題に向き合い、力を合わせて取り組んできました。その結果、私たちの意識と行動力ー市民力ーが大きな力となり、より良い横浜の環境をつくってきました。

これまでの歩みは、横浜が未来に向けて挑戦を続けるための、確かな土台になっています。



神奈川県HPより

公害防止協定(横浜方式)(1964)
市と企業が一丸となって公害対策に取り組み、環境アセスメントの先駆けに。



多自然川づくり(1982)
全国に先駆けて自然に配慮した川づくりを開始。



ごみ量の大幅な削減を達成(2009)
市民・事業者・行政の協働により、目標とした30%を大幅に上回る42.2%のごみ量を削減。



道志水源林100周年(2016)
水源の1つである道志川の水質を守るため、1916年に山梨県から山林を購入して管理を開始。市民ボランティア団体との協働で道志村の民有林整備も行っている。



脱炭素先行地域に選定(2022)
みなとみらい21地区が脱炭素先行地域に選定。「公民連携で挑戦する大都市脱炭素化モデル」の構築を目指している。

横浜市



国際貢献開始(1973)
水道技術支援でアフガニスタンへ初めて職員を海外派遣し、国際協力を開始。以降、横浜の都市のノウハウを生かし、現在まで各分野で幅広く展開。



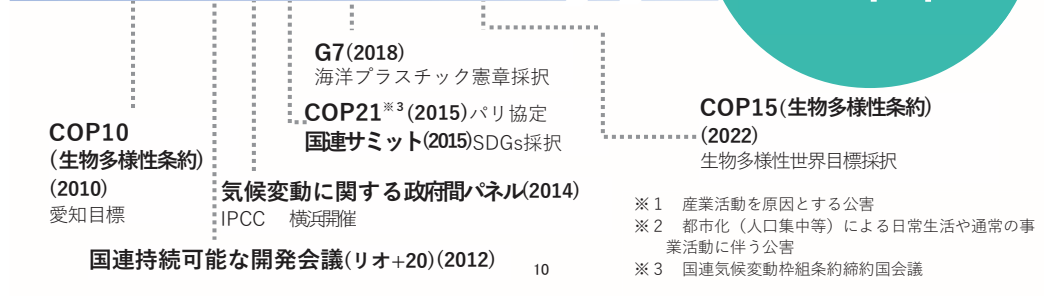
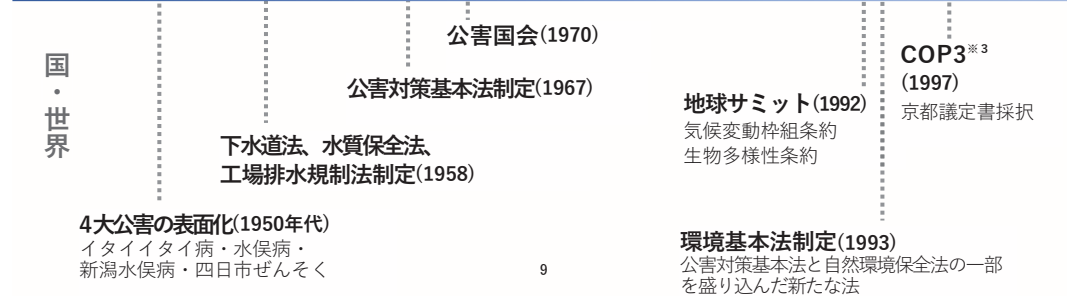
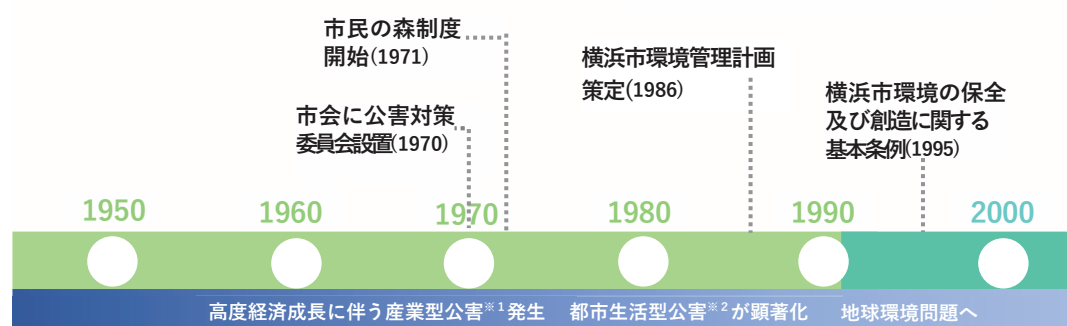
公園愛護会が2,000団体超え(1999)
全国に先駆けて1961年に創設した市民参加型の公園管理制度。現在では、市内の公園の約9割に公園愛護会が結成されている。



横浜みどりアップ計画策定(2009)
横浜みどり税を財源の一部に活用し、市民・事業者・行政が協働で緑を保全、創出。



横浜近代下水道導入150年(2022)
1871年に近代下水道を導入。高度経済成長期には人口増加や開発で川や海の水質が悪化したものの、公共下水道の整備や市民・企業の努力により、市内の水環境は大きく改善。



※1 産業活動を原因とする公害
※2 都市化(人口集中等)による日常生活や通常の事業活動に伴う公害
※3 国連気候変動枠組条約締約国会議

==== 第2章 ====

地球環境の危機

1

地球環境の今

地球からのSOS～プラネタリー・バウンダリー～

人間活動による地球への様々な影響を客観的に評価する方法の一例として、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という注目すべき研究があります。

これは、2009年に提唱された概念で、地球が人間の活動によって壊れないよう、守るべき環境の限界のことで、気候変動や森林破壊、海洋の酸性化など、地球の環境には限界があり、それを超えると自然のバランスが崩れ、人間の暮らしにも大きな影響が出ると言われています。

2023年版のプラネタリー・バウンダリーでは、9項目のうち6項目はすでに限界を超えてしまっていると言われています。

気候変動

大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度の増加によって地球温暖化が進む。

世界共通の目標である平均気温の上昇1.5°C以内に対し、2024年の世界の年間平均気温は、観測史上最高である1.55°C上昇した。世界平均気温の上昇は1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも加速している。地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来。

オゾン層の破壊

生物を紫外線から守る成層圏オゾンが、フロンなど化学物質により破壊される。

モントリオール議定書により使用が制限されており、現在ではほぼ限界値付近まで成層圏オゾンが回復している。

大気汚染

工業活動や火災から放出されたエアロゾルが健康被害などを引き起こす。

地球規模では限界値内であるものの、既に深刻な地域もある。

生物圏の一体性

原生林の破壊などによって生態系の動きが損なわれ、種の絶滅速度が加速している。

人間活動の影響が主要因となり、地球上の種の絶滅速度は自然状態の約100～約1,000倍にも達し、現在は「第6の大量絶滅」と呼ばれている。

土地利用の変化

農地や都市の拡大のため自然の生態系とその回復力が失われる。

地球の回復力に必要な自然森林被覆75%に対し、すでに60%しか残っていない。

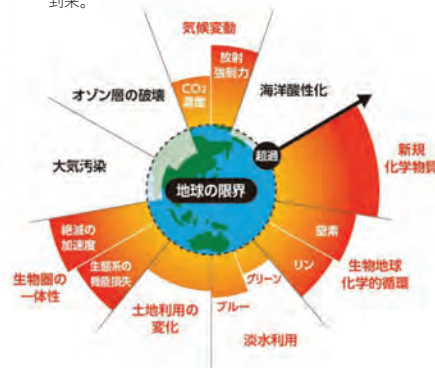


図2-1-1 プラネタリー・バウンダリー (2023年版)
出典: "Azote for Stockholm Resilience Centre, based on analysis in Richardson et al 2023" を基に横浜市作成

淡水利用

地下水や湖沼などの淡水資源が農業・工業活動のため多量に使用されて枯渇する。

2030年までに淡水資源の不足は必要量の40%に達すると見られる一方で、世界人口は急増している。

海洋酸性化

大気中の二酸化炭素が海水に溶解することで海水が酸性化し(pHが下がり)、サンゴ礁の減少や貝類の生存率の低下が引き起こされる。

海洋表面pHは、今世紀末には19世紀終盤に比べ0.16～0.44低下すると予測されている。

新規化学物質

プラスチック・農業などの化学物質や放射性物質が環境中に広がり、悪影響を及ぼす。

プラスチック廃棄物の量は2060年までにほぼ3倍になり、環境への漏出量は2060年には年間4,400万に倍増する。

生物地球化学的循環

農地での肥料の過剰使用などによって、窒素やリンが環境中に多量に流出する。

農地や都市など人間社会に近いところより激しい。

私たち人間の行動が地球環境に影響を与え、地球環境の悪化はもとの状態に戻ることができないと言われるほど、危機的な状況です。

また、異常気象による災害は年々増加し、私たちの生活に大きな影響を与えています。

気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化

近年、世界中で災害をもたらす異常気象が毎年のように発生し、これにより、世界各地で豪雨災害等の気象災害による大きな被害をもたらされており、日本でも、毎年のように豪雨災害による被害が生じています。

日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加しています。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に加え、高温による農作物の生育障害や品質低下が発生するなど、様々な分野への影響が既に発生しています。

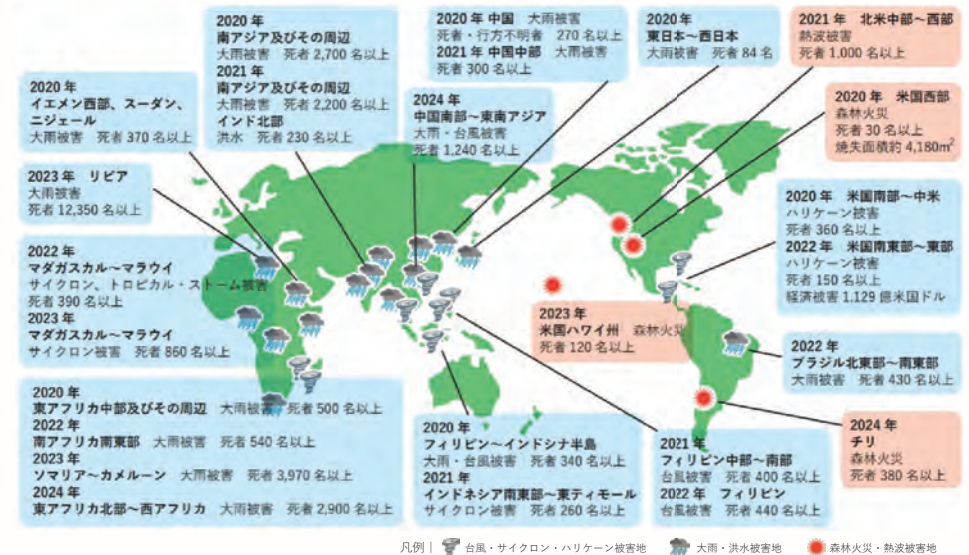


図2-1-2 世界の主な気象災害 (2020年～2024年)
出典: 気象庁公表資料を参考に横浜市作成



写真2-1-1 令和2年7月豪雨の被害の様子
出典: 令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 (環境省)



写真2-1-2 2020年米国カリフォルニア州の森林火災
出典: 令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 (環境省)

2

加速する世界と日本の動き

脱炭素化の達成に向けた国内外の動き

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定及びCOP26において採択されたグラスゴー気候合意により、世界共通の目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命前から1.5°C未満に抑えることが定められました。この目標達成には、世界の温室効果ガス排出量を2050年頃に実質ゼロとすることが必要とされています（IPCC「1.5°C特別報告書」（2018年））。

世界共通の目標達成に向け、各国で温室効果ガス削減目標が掲げられています。また、日本でも、「2050年ネット・ゼロ」、「2035年度、2040年度に温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減」という目標を掲げており、脱炭素化に向けた動きは国内外で加速しています。



図2-2-1 年限付きのカーボンニュートラルを表明した国・地域（2022年10月時点）
 出典：エネルギー白書2023（資源エネルギー庁）
 ※ アメリカ合衆国は2026年1月27日パリ協定から離脱

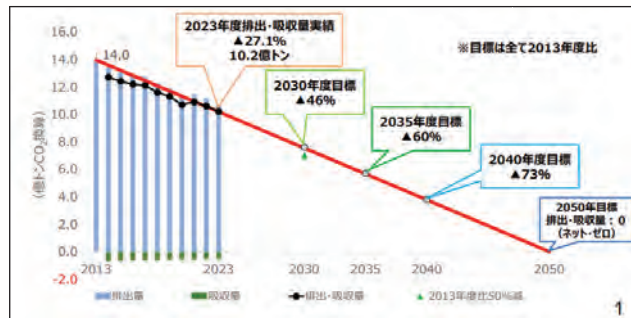


図2-2-2 日本における2050年ネットゼロに向けた進捗
 出典：2023年度の温室効果ガス排出・吸収量（概要）（環境省）

世界をはじめ、日本でも、パリ協定を受けた脱炭素化やネイチャーポジティブの実現に向けた動き、循環経済へのシフトなど地球環境の危機を回避する動きが活発化しています。

生物多様性の保全とネイチャーポジティブの実現に向けた国内外の動き

生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）において、愛知目標に替わる新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「2030年までに生物多様性の損失を止め反転させる（ネイチャーポジティブ）ための緊急の行動をとる」こと等が目標に掲げられています。

日本では、生物多様性国家戦略2023-2030（2023年3月）において、2030年までに陸域・海域の30%を保全することを目指す「30by30」目標の達成に向けた取組や、生物多様性に配慮した事業活動等によるネイチャーポジティブ経済の促進など、ネイチャーポジティブの実現に向けた動きが加速しています。

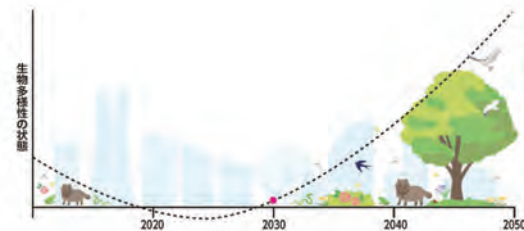


図2-2-3 ネイチャーポジティブのイメージ



図2-2-4 環境省の「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター だいだらぽじー

循環経済への移行に向けた国内外の動き

資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の線型経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が世界の潮流となっています。特に欧州では製品の再利用性や修理性を高める「エコデザイン規則」や「デジタルプロダクトパスポート」などの制度が導入され、取組が加速化しています。

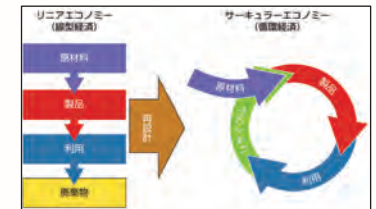


図2-2-5 サーキュラーエコノミー
 出典：令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

日本においても、循環経済工程表（2022年9月）を踏まえ、循環型社会の形成に向けた施策の方向性や数値目標が明記された第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月）を策定するとともに、官民連携の「循環経済パートナーシップ」による理解醸成と取組の促進など、循環経済への移行に向けた取組が加速化しています。

—— 第3章 ——

「横浜の環境」の目指す姿

1

2040年の「横浜の環境」の目指す姿



『自然と共に自分らしく、

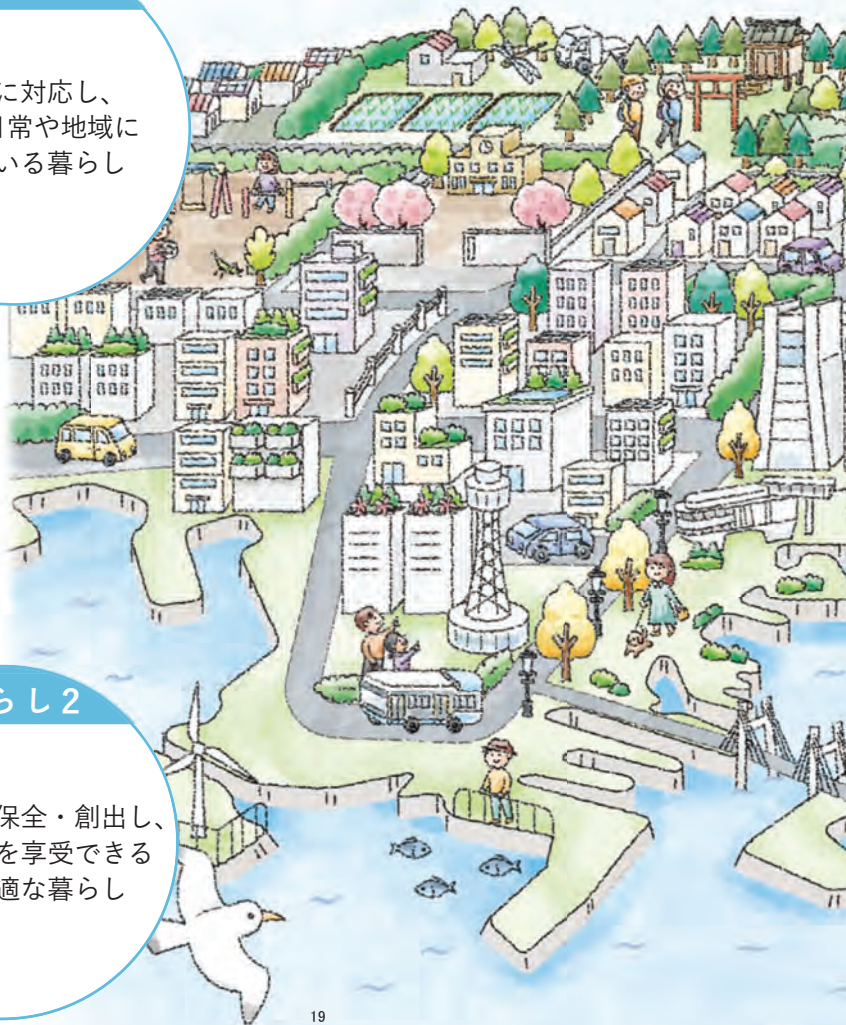
心地よく暮らせるまち』

横浜の環境の未来を考え、これまでの歩みを振り返り、現状を知ったとき、私たちは、2040年の横浜の環境としてどのような姿を目指したらよいでしょうか。

自然が感じられ、多様な価値観が尊重され、精神的な豊かさを感じられる、経済も社会も環境と一緒によくなっていくまちを目指して、横浜の環境の目指す姿を4つの暮らしとして描きました。

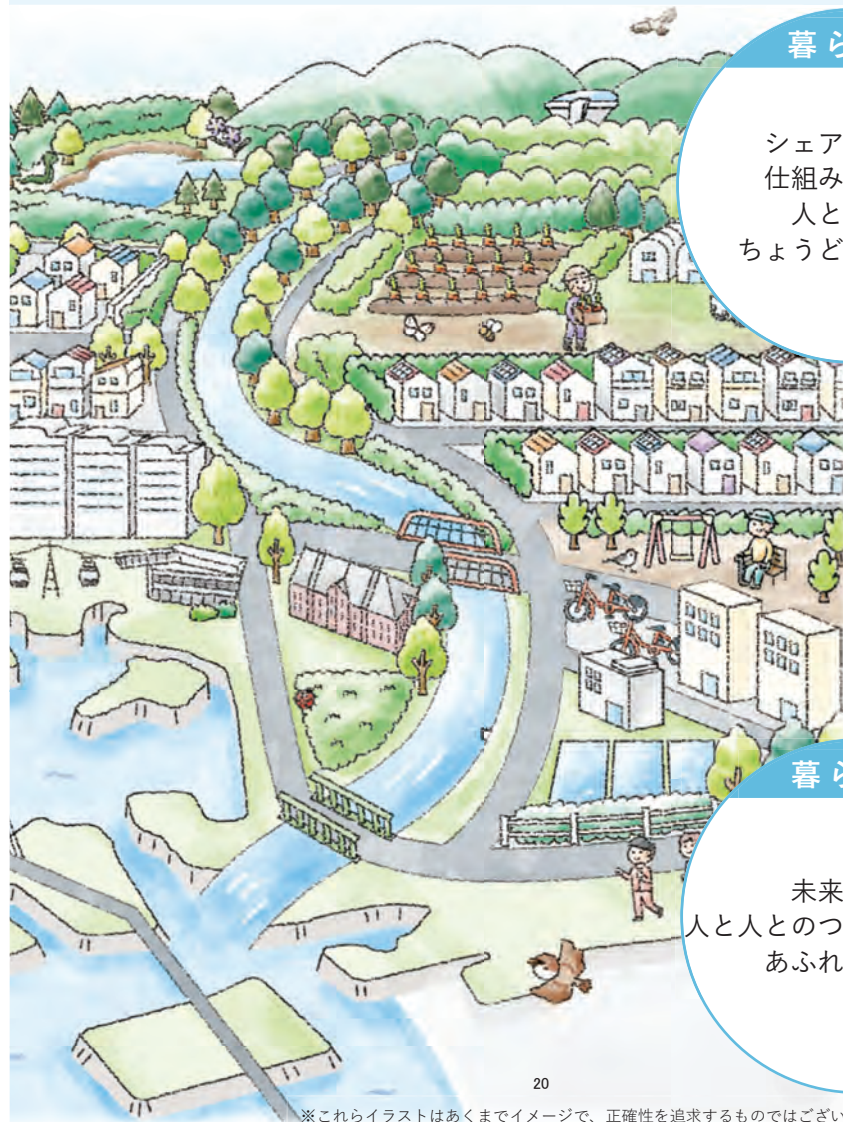
暮らし1

気候変動に対応し、脱炭素が日常や地域に浸透している暮らし



暮らし2

環境を賢明に保全・創出し、自然の恵みを楽しむことができる健康で快適な暮らし



暮らし3

シェアと循環の仕組みで築く、人と自然にちょうどよい暮らし

暮らし4

未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らし

暮らし1

気候変動に対応し、脱炭素が日常や地域に浸透している暮らし

脱炭素が浸透している都市づくり

- 水と緑のネットワークによる風の道の確保や公園や街路樹の緑陰により暑さが和らぎ、涼しさがもたらされている。
- グリーンなモビリティの導入などによる脱炭素の交通ネットワークづくりが進んでいる。
- 徹底した省エネ、再エネの導入、エリアマネジメントなど、脱炭素が浸透した都市づくりが進んでいる。
- グリーンメタノールなどの次世代燃料供給体制の構築等や藻場・浅場の形成等による豊かな海づくりが進むなど、カーボンニュートラルポートの形成が進んでいる。
- 脱炭素経営が多くのビジネスの要件になっており、横浜にはこうしたテーマのスタートアップも多く集積し、モデル地域を中心に脱炭素が浸透した都市づくりが進んでいる。



脱炭素が浸透している暮らし

- 公共交通の利用を基本とし、必要に応じてカーシェアリングやレンタカーを利用している。なお、市内を走行している車はほとんど電動車だ。
- 製品ライフサイクルを通じた環境負荷が少ない商品を選んで購入している。
- 食品ロスによる廃棄物処理のエネルギー消費等を低減するため、食材は使い切り、外食時にも食べ残しはしていない。
- 再生可能エネルギー等が最大限活用され、日々の生活が環境へどれだけの負荷や貢献度があるか、わかりやすく数値化され、活用されている。



気候変動にしなやかに対応する社会

- 大雨が降ったとしても、治水対策が進み、昔ほど氾濫が起きにくくなった。また、ハザード情報を活用して早めに避難行動をとっている。
- 外出する際には、暑さに応じた外出時間の調整や市内に多数あるクールシェアスポットでの一時休憩など、熱中症予防対策が進んでいる。
- 気温上昇により感染症のリスクが高まったとしても、行政から発信される感染症に関する様々な情報を基に、感染症予防に努めている。



暮らし2

環境を賢明に保全・創出し、自然の恵みを楽しむ健康で快適な暮らし

健康に過ごせる心地よい暮らし

- 良好な生活環境が維持され、誰もが快適な環境を実感して、健康的な暮らしができています。
- 生活環境に関する分かりやすい情報をいつでも入手でき、安心して過ごしています。



自然とのつながりが感じられる暮らし

- 都市でありながら、市民生活の身近な場所に、豊かな水・みどり環境が存在しており、さまざまな生き物が生息・生育しているとともに、精神的な安らぎやレクリエーションの場を創出している。
- グリーンインフラの活用など、多様で豊かな自然の特性を生かした都市づくりが進んでいる。



生物多様性に配慮したライフスタイル・ビジネススタイル

- 地産地消やエコラベルのついた商品といった、生物多様性など環境に配慮した商品やサービスを選択し、購入している。
- 企業の多くが自らの活動による生物多様性への影響を分析、把握するとともに、生物多様性の保全や情報発信を行い、自然や生き物への負荷が少ない事業活動が進んでいる。



生物多様性が横浜の求心力に

- 市民生活の身近な場所に、海や河川、公園、農地などが調和して存在する都市環境は、都市の価値を高め、多くの人々を惹きつけている。
- 希少な生物の保全に向けた取組や、市民や企業との協働による生物多様性の保全に向けた取組が、都市の魅力として高く評価され、さらに世界の生物多様性の保全にも貢献している。



暮らし3

シェアと循環の仕組みで築く、人と自然にちょうどよい暮らし

資源が効率的に循環し、環境への負荷をかせずに発展する社会へ

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）へと移行し、新たな資源の投入や消費が抑えられ、資源・エネルギーの無駄がない生活が可能となっている。
- プラスチックリサイクルの拡大や、バイオマス、未利用資源の活用など資源の循環利用や代替素材の導入が進んでいる。
- シェアリングエコノミーが社会に浸透し、物だけでなく、場所やスキルなども共有されている。



持続可能なビジネスで市内経済が活性化

- 事業者は製品やサービスのライフサイクル全体を考え、長期利用やリサイクル、リユース、シェアといった環境への配慮を前提としたビジネスモデルを採用している。
- 豊富な住宅ストックや、農地と消費地が近いなど、横浜ならではの特徴を活かしながら横浜らしい循環型の暮らしを送っている。
- サーキュラーエコノミーが横浜の新たな成長産業となるとともに、アジアを代表するグリーンシティとして、世界の環境政策、都市政策を先導している。



循環の価値への共感が広がり、つながりのあるコミュニティで暮らす

- 市民はシェアやレンタル、リユースをはじめとした消費スタイルを選び、ごみをなるべく出さずに快適に、多様なサービスを利用しながら暮らしている。
- 地域での環境活動やシェアリングエコノミーが広がり、コミュニティの連帯感が強まっている。



暮らし4

未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らし

未来に向けて行動できる人に

- 学校や職場、地域などのあらゆる場で地域や地球の環境課題について学び、考える機会があり、各自が環境課題を自分事として考え、地球の未来に向けて行動している。
- 体験や活動の機会が多く、環境に対する理解が深まり、行動変容や活動の広がりにつながっている。



つながりが〇〇を生む

- 市民・企業・行政と一緒に環境課題に向き合い、対話することで、新しい発想・技術・つながりが生まれ、環境課題の解決に向かって共に進んでいる。
- 人と人がつながり、一緒に考え、取り組むことで、知識・ノウハウ・考え方・活動の場・手段などが効率的に共有され、意見を交わすことで新たなアイデアが生まれている。



横浜に関わる全ての人が環境の担い手となる

- 「環境」のことは関係する人たちがするものという意識ではなく、全ての人が、日常生活や企業活動、行政政策の中で、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルを実践し、環境を支える人になっている。



—— 第4章 ——

目指す姿の実現に向けた方針

1

4つの暮らしの実現に向けた方針

「自然と共に自分らしく、心地よく暮らせるまち」を構成する4つの暮らしを実現するため、それぞれに対応する4つの方針を定めました。

このまちに暮らす一人ひとりが、自然と調和しながら、自分らしく生きられるように・・・みんなで行動していきましょう。

暮らし 1

方針1 気候変動への対応

脱炭素が日常や地域に浸透したカーボンニュートラル社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出を削減する緩和策と、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を推進します。

暮らし 2

方針2 自然資本の保全・活用

生物多様性をもたらす自然の恵みを将来にわたって享受できる健康で快適な暮らしの実現に向け、良好な生活環境の保全・創出を進めるとともに、自然環境の保全・創出などネイチャーポジティブに資する取組を進めます。

暮らし 3

方針3 循環経済への移行

環境になるべく負荷をかけない循環型都市の実現を目指し、ライフスタイルやビジネススタイルを循環型へ転換することで、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進めます。

暮らし 4

方針4 人づくり

持続可能な社会の実現に向け、あらゆる主体が環境問題を自らの課題として認識し、協働・連携して環境教育・普及啓発を行うことによって、自ら考え、環境にやさしい行動を実践できる人の育成を進めます。

※ 環境課題の解決に向けた実際の取組や活動は、複数の方針に関連するものがありますが、本計画では、伝わりやすさの観点から、より親和性の高い方針に記載しています。

※ 基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画とし、具体的な取組（目標・施策等）については、個別計画で推進します。

方針1

気候変動への対応

脱炭素が日常や地域に浸透したカーボンニュートラル社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出を削減する緩和策と、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を推進します。

〈方針を実現するための各主体の主な役割〉

市民：省エネの徹底、再エネの導入などの日常生活での脱炭素行動の実践

企業：脱炭素イノベーション創出や脱炭素経営の実施

行政：脱炭素化と一体となった、災害に強いまちづくりやその調整役、市民・企業の取組の支援・連携促進、公共施設の脱炭素化

〈関係する主な個別計画等〉

- ・横浜市地球温暖化対策実行計画
- ・横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）
- ・横浜港港湾脱炭素化推進計画

現状

- 温室効果ガスの影響により市内の平均気温は年々上昇しており、市民の約8割が気候変動による影響が表れていると感じています。
- 温室効果ガス排出量のうち、家庭部門の排出割合が高いのが本市の特徴です。
- 横浜市役所は、市域の温室効果ガス排出量の約5%を排出する市内最大級の排出事業者です。
- 市域の再生可能エネルギー創出ポテンシャルは、市域の電力消費量に対し1割程度と試算されており、広域連携による市域外からの再生可能エネルギーの受給等を進めています。
- 市民の7割が地球温暖化対策に関心を持っており、市内企業の半数以上が気候変動・地球温暖化対策を重要課題と考えています。

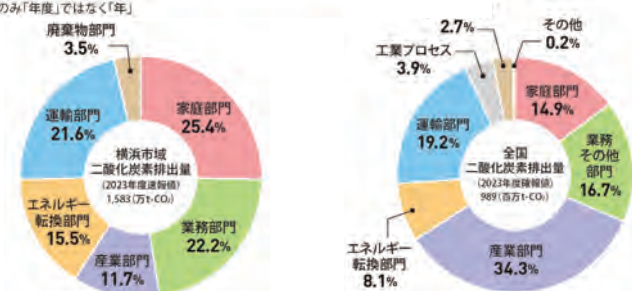
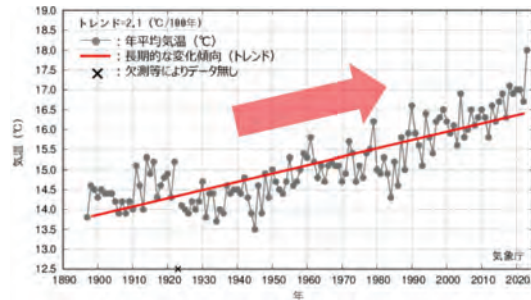
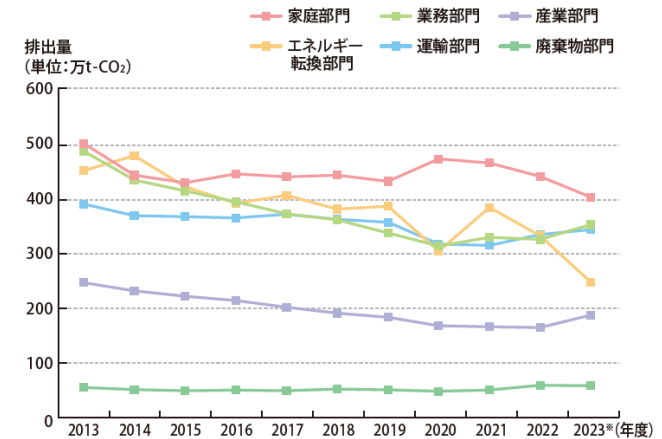


図 4-1-3 部門別の二酸化炭素排出量

課題

- 21世紀末には、追加的な緩和策を取らない場合、20世紀末と比べ、神奈川県内の年平均気温は約4.2°C上昇し、年間猛暑日の日数は1日から約26日に増加すると予測されており、あらゆる主体が温室効果ガス排出削減に向け、徹底した省エネ化、再エネの導入拡大をする必要があります。
- 21世紀末には、追加的な緩和策を取らない場合、20世紀末と比べ、関東甲信地方の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は約3.5倍に増加すると予測されており、気象災害に備える対策等により一層取り組んでいく必要があります。
- 家庭部門の温室効果ガス排出量の削減状況が他部門と比較してゆるやかであることから、市民一人ひとりの日常的な行動を脱炭素ライフスタイルへ転換していくことが必要です。なお、脱炭素化に向けて行動したいと考えている市民は多いため、実際の行動に繋げ、広げていくことが特に重要です。
- 市役所が率先して脱炭素行動を実践し、市民・事業者の模範となる必要があります。



年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023*
合計(単位:万t-CO ₂)	2,125.4	2,001.2	1,896.5	1,853.4	1,833.5	1,783.1	1,738.7	1,615.2	1,701.8	1,648.7	1,583.1

図 4-1-4 部門別の二酸化炭素排出量の経年変化

政策

政策 1-1 | 脱炭素社会の推進

市民及び事業者の行動変容を促進するとともに、脱炭素イノベーションを推進し、地域の特性を踏まえた脱炭素化と一体となったまちづくりを推進します。また、市役所自らが率先して行動し、市・市民・事業者が一丸となって、脱炭素社会の実現を目指します。

1 市民の行動変容

家庭における省エネや再エネ活用の促進、次世代自動車などの普及・インフラ整備、モデル地区をはじめとした脱炭素に資する一体的なまちづくりなどを進めるとともに、普及啓発や環境教育の実施により、市民の脱炭素行動を促進します。

2 事業者の行動変容

事業者の省エネや再エネの導入拡大、モビリティの脱炭素化などによる脱炭素経営を後押しし、製品やサービスのライフサイクル全体での脱炭素化を促進します。また、再エネ資源を豊富に有する自治体との広域連携を進め、地域全体での再エネの普及・拡大に取り組みます。

3 脱炭素イノベーション

脱炭素化をけん引する企業・大学・関係団体との連携により、水素等次世代エネルギーの利用促進や、CCU（二酸化炭素の回収・利用）の推進などの最先端技術の実装に向けた取組を進めます。

4 市役所の率先行動

公共施設の脱炭素化（太陽光発電、LED化、再エネ切替え等）を積極的に推進するなど、市役所が率先して取り組みます。

政策 1-2 | 気候変動への適応

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に適応するため、雨水幹線等の下水道整備などの災害に強いまちづくりを進めます。また、デジタル技術を活用したハザード情報の発信などにより、気候変動への適応とレジリエンス向上を目指します。

1 気候変動による災害への対策

河川整備や下水道施設の整備等、氾濫をできるだけ防ぐための対策を推進するとともに、ハザードマップや防災アプリ等を活用した適切な避難行動につなげるための情報発信を行います。また、グリーンインフラの活用などの浸水被害を減少させるまちづくりを推進します。

2 命と健康を守る暑さ対策

熱中症警戒アラートの周知などによる注意喚起や、様々な主体と連携した普及啓発を行うとともに、風の道の確保や緑の多面的な活用、クールシェアスポットの充実など、暑熱環境に配慮したまちづくりを推進します。

方針 2

自然資本の保全・活用

生物多様性がもたらす自然の恵みを将来にわたって享受できる健康で快適な暮らしの実現に向け、良好な生活環境の保全・創出を進めるとともに、自然環境の保全・創出などネイチャーポジティブに資する取組を進めます。

〈方針を実現するための各主体の主な役割〉

市民：身近な自然の保全活動への参加や生物多様性に配慮した消費行動

企業：自然に配慮した経営、自然の再生・保全活動への貢献

行政：水・緑・生態系の保全・創出及び自然を生かした都市づくり、市民・企業の取組の支援・連携促進

〈関係する主な個別計画等〉

- ・横浜市生活環境保全推進プラン（策定予定）
- ・横浜市水と緑の基本計画
- ・横浜みどりアップ計画
- ・横浜市都市農業推進プラン
- ・横浜市下水道中期経営計画

現状

- 横浜は、大都市でありながら市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎ、水辺、海など、豊かな水・緑環境があります。郊外部にはまとまりのある樹林地や農地が残されており、市街地にも樹林地や農地がモザイク状に入り組んでいます。
- 市内の緑被率は長期的に減少傾向にありますが、横浜みどりアップ計画によりこれまで約1,132haの樹林地が保全されるなど、樹林地・農地の保全やまちなかの緑化等が進んだことで、減少傾向は緩やかになっています。
- 樹林地や公園、水辺は、市民や事業者など多様な主体とともに保全・維持管理されています。
- 市内の生物多様性は、開発による都市化、里山や緑地管理の担い手不足、外来種の侵入、気候変動等の影響を受けています。一方で、河川の水質向上等によるアユの遡上といった回復も見られます。
- 「生物多様性」という言葉の市民の認知度は7割で、そのうち意味を知っている市民の割合は約4割です。
- 「身の回りに花や緑を感じられる場所があることが重要・少し重要」と考える市民は9割を超えています。また、横浜グリーンエキスポの開催を契機に、市民が身近な自然に親しむ機運やニーズが高まっています。
- 大気や水などの市内の生活環境は概ね環境基準を達成しており、引き続き良好な状態を維持する取組が進められています。

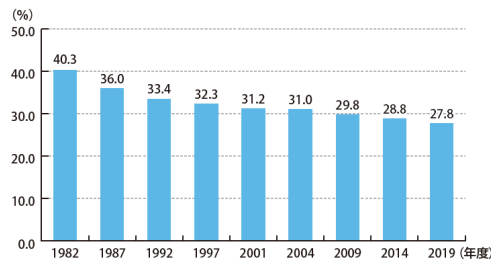


図 4-2-1 緑被率の推移

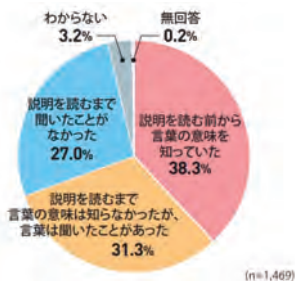


図 4-2-2 「生物多様性」の認知度 (2025年環境に関する市民意識調査)

課題

- 樹林地等の緑の保全・創出を引き続き進めるとともに、良好な緑の維持管理のための担い手の確保や仕組みづくりが必要です。
- 樹林地や農地、公園、河川、街路樹などが持つ、雨水の貯留や流出量調整などの機能を活用するグリーンインフラを生かした都市づくりを更に進める必要があります。また、グリーンインフラをはじめとする、自然が持つ機能を社会の課題解決に活用するNbS*の技術開発や実装を進める必要があります。
- 生物多様性を守るために行動したいが、何をすれば良いかわからない市民の割合は7割を超えており、行動変容に向けた具体的な情報が不足しています。
- 横浜グリーンエキスポの開催を契機とした広域的な情報発信等により、引き続き、自然の魅力を生かした横浜の都市の価値向上を進める必要があります。
- 環境基準を達成していない、光化学オキシダントや海域の水質などの課題解決に引き続き取り組む必要があります。



横浜グリーンエキスポ

図 4-2-3 横浜グリーンエキスポ

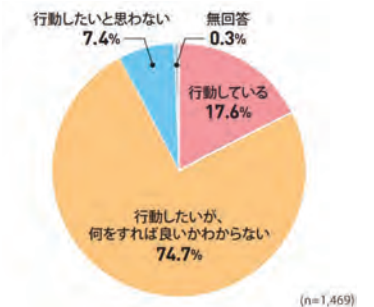


図 4-2-4 生物多様性に関する行動への意向 (2025年環境に関する市民意識調査)

* NbS: Nature-based solutions (自然を活用した解決策) 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方

政策

政策2-1 | 安心・安全で心地よく過ごせる生活環境の実現

現在の良好な生活環境の維持と更なる改善に向けて、環境汚染の未然防止の取組や継続的な課題への対応に加え、市民・事業者の主体的な環境行動を促進します。

1 市民・事業者等との共創の推進

市民・事業者等との協働や、生活環境に関するわかりやすい情報発信により、環境行動の重要性の共有を図り、更なる環境意識の醸成と主体的な環境行動の促進につなげます。また、生活環境に関する広域的な課題の解決に向けて、近隣自治体等と連携した取組を進めます。

2 生活環境の確実な保全

環境法令等に基づく規制・指導や環境調査などを着実に実施することで環境負荷の低減を図り、生活環境の悪化を未然に防止し、良好な生活環境を確実に保全します。

3 より良好な生活環境の創出

継続的な課題である光化学オキシダント等の課題への対応や、災害に伴う化学物質の漏えい・流出等に対する備えを進め、より良好な生活環境の創出につなげます。

政策2-2 | 自然環境の保全・創出

生物多様性がもたらす自然の恵みを実感できる心地よい暮らしを実現するため、水・緑の保全・創出やグリーンインフラ等の自然を基盤とした解決策(NbS)の取組を推進します。

1 緑の保全・創出

健全な生態系が有する多様な機能を生かすとともに、様々な主体との協働のもと、地域の特性を生かした樹林地や公園、農地などの緑の保全・創出を進めます。さらに、都市部における生き物の生息・生育環境に配慮したまちづくりを進めます。

2 良好な水環境の創出

雨水浸透施設の整備などにより健全な水循環の維持・回復を進めます。また、生物多様性や安全性、景観との調和などに配慮した、周辺の自然環境と一体的な河川や港の整備等を進め、多様な主体と連携した適切な維持管理を行います。

3 生物多様性の保全・回復

市域の水・緑環境に生息・生育している生物種や生態系の保全・回復を推進するため、生物相の実態を把握する基礎的な調査や、生物多様性の確保につながる取組を推進します。また、動物園において国内外の希少種等の種の保存の取組を進めるなど、国際的な視点でも生物多様性の確保に貢献します。

政策2-3 | 自然の恵みへの理解と持続可能な暮らしの実現

生物多様性がもたらす自然の恵みと私たちの暮らしの関係を自分事として理解し、市民や企業の主体的な環境行動の実践につなげることで、持続可能な暮らしと経済の実現を目指します。

1 環境行動の実践

自然の恵みや、私たちの暮らしと生物多様性のつながりについて、講演会やイベント等の普及啓発や農体験等の自然体験等により理解促進を図るとともに、市民の主体的な環境行動を促し、行動変容につなげます。

2 生物多様性に配慮した経済活動

市民や事業者等と連携し、環境に配慮した消費行動など生物多様性保全につながるライフスタイルへの転換を図るとともに、表彰制度や連携協定等も活用し、企業の生物多様性に配慮した持続可能な経営の実践を促進します。

政策2-4 | 自然環境を生かした魅力づくり

自然を身近に感じられる豊かな暮らしを実感できるよう、自然環境を生かした横浜ならではの魅力づくりや賑わい創出を進めます。

1 水・緑による魅力づくり

まとまりのある水・緑の保全・活用や市街地における緑の創出、都心臨海部での緑や花に関するイベントの実施など、横浜らしい自然環境を生かした魅力づくりを進めます。

2 横浜らしい自然環境の プロモーション

横浜の水・緑等の自然環境の魅力をプロモーションすることで、市内外の人々による賑わいを創出し、都市の価値向上につなげます。

方針3

循環経済への移行

環境になるべく負荷をかけない循環型都市の実現を目指し、ライフスタイルやビジネススタイルを循環型へ転換することで、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進めます。

〈方針を実現するための各主体の主な役割〉

市民：リデュース・リユース・シェアなど循環型のライフスタイルの選択
企業：循環を前提とした製品・サービスの提供やビジネスモデルへの転換
行政：循環の仕組みづくりや企業・市民の取組の支援・連携促進

（関係する主な個別計画等）

- ・横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画）
- ・「明日をひらく都市プロジェクト」の「01 循環型都市への移行」（横浜市中期計画 2026-2029）

現状

- 市の人口は長期的に増加してきましたが、分別等の施策が進み、ごみと資源の処理量は減少しています。
- 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題として、市内企業の6割超が「廃棄物の削減・循環経済の確立」を挙げています。
- 横浜には全国の市町村で最大となる約190万戸の住宅ストックがあり、補助金や減税制度等を活用した省エネ化が進められています。
- 横浜の農業産出額は県内トップクラスで、消費地の近くに生産地があるという横浜ならではの特徴を持っています。
- 横浜市には港のある都心臨海部から緑豊かな郊外部の住宅地まで多彩な環境があり、循環型都市への移行に向けてそれぞれの地域特性に応じた多彩な取組を展開することが可能です。
- 日本最大の基礎自治体である横浜市は、循環型都市への移行により、社会に大きなインパクトを与えることができます。

課題

- 一層の資源の循環、有効利用に向け、市民ひとりひとりが廃棄物を極力出さないライフスタイルへ転換していく必要があります。企業には、持続可能な生産と消費を可能にする取組が求められています。
- 物や空間等をレンタルやシェアで積極的に利用している市民は約2割、サーキュラーエコノミーに関して実施している市内企業は約1割にとどまっています。
- 製品の製造等を行う動脈産業と再資源化等を行う静脈産業の「動静脈連携」による地域資源の循環利用の促進などを通じて、経済の活性化と環境への取組を両立させる持続可能なビジネスモデルへの転換を進める必要があります。
- 建築分野でのサーキュラーエコノミーの実現に向けて、国産木材の利用拡大等の森林資源の有効活用や使用済み建材の再資源化を推進する必要があります。
- 横浜ならではの特性を生かした持続可能な都市農業を推進する必要があります。
- 横浜市の特性や資源を活かした取組を通じて、都市としての活力やプレゼンスを高めるとともに、日本最大の基礎自治体として、国内外の循環型社会の実現に対する貢献が期待されています。

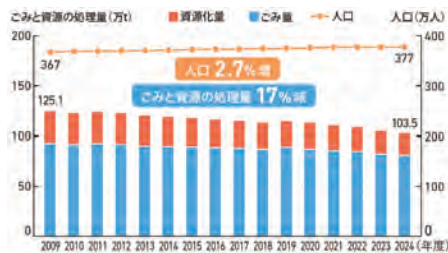


図 4-3-1 ごみと資源の処理量及び人口の推移

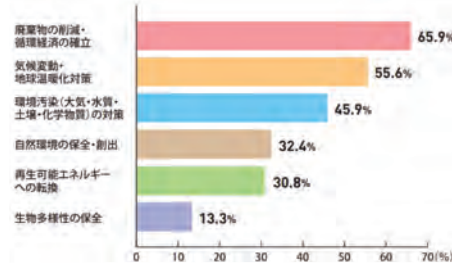


図 4-3-2 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題(2025年環境に関する企業意識調査)



図 4-3-3 住宅地(消費地)に隣接する農地(生産地)

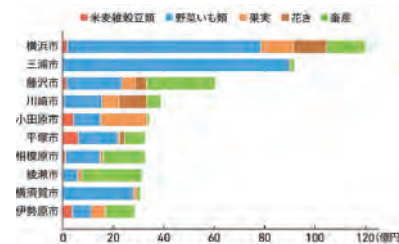


図 4-3-4 県内市町村の推定農業産出額(2023年、上位10市町村)

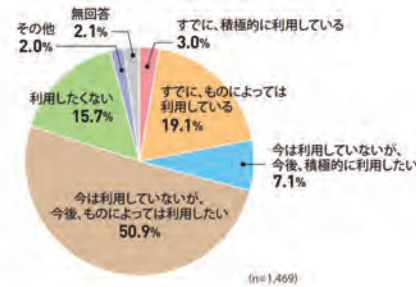


図 4-3-5 市民のレンタルやシェアの利用意向(2025年度環境に関する市民意識調査)

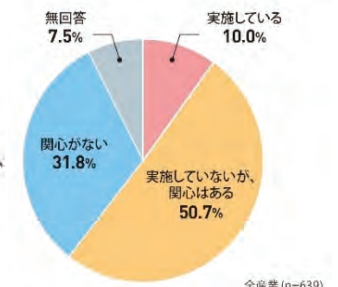


図 4-3-6 市内企業のサーキュラーエコノミーに関する取組の実施状況(第121回横浜市景況・経営動向調査(特別調査))

政策

政策3-1 | 循環型の暮らしと経済活動の推進

3RやRenewableをはじめとした資源の循環利用を進めるとともに、持続可能な生産と消費を実現する経済システムの構築を推進することで、循環型の暮らしや経済の実現を目指します。

1 資源の循環利用

プラスチック資源の回収・リサイクル、水平リサイクル（ボトル to ボトルなど）、再生可能な資源（バイオマスプラスチックなど）の活用などの3RやRenewableの一層の推進に加え、バイオマス、廃棄物焼却時の熱エネルギー、CO₂などを新たな資源としてとらえ、市内での循環利用を促進します。

2 持続可能な生産と消費

エシカル消費やシェアリング等、循環経済に寄与する製品やサービスの主体的な選択を後押しするとともに、製品やサービスを提供する事業者への支援や協働等を通じて、市民のライフスタイルの変容につなげます。また、環境配慮型経営や動静脈連携による資源循環の促進、持続可能な観光の推進など、循環型のビジネスモデルへの転換を促し、持続可能な生産と消費に基づく経済システムへの移行を推進します。

3 持続可能な建築物

森林資源の循環利用を図るため、公共建築物において国産木材の利用に取り組むとともに、使用済み建材のリサイクル・再利用を促進します。また、民間の建築物における木材の利用を促すとともに、環境にやさしい住宅の普及を図ります。

4 地域とつながる都市農業

生産地と消費地が近いという横浜の特徴を生かし、地産地消の促進、下水道資源等を活用した肥料の利用促進などにより、地域内で循環する都市農業を展開します。また、横浜の特色ある農や食の市内外への発信などにより、横浜の魅力を高めるとともに、地域の農や食、人とのつながりを強化するネットワークの充実を図り、循環型の暮らしの実現を目指します。

政策3-2 | グローバルな循環型都市の実現

循環経済に係る取組の情報発信を進めるとともにサーキュラー産業の集積を図るなど、グローバルな循環型都市の実現を目指します。

1 物質循環の流れの「見える化」及びグローバルな循環型都市の実現

物質循環の流れを定量的に把握するため「見える化」する手法を開発するとともに、それを活用した効果検証による循環の最適化を図ることで、サーキュラーエコノミーを一層推進します。また、サーキュラー産業の集積などにより、サーキュラーエコノミーが横浜の新たな成長産業となることを目指すとともに、国際機関や海外諸都市との連携などを通じて、アジアを代表する循環型都市の実現を目指します。

方針4

人づくり

持続可能な社会の実現に向け、あらゆる主体が環境問題を自らの課題として認識し、協働・連携して環境教育・普及啓発を行うことによって、自ら考え、環境にやさしい行動を実践できる人の育成を進めます。

〈方針を実現するための各主体の主な役割〉

市民：環境問題を身近なものとして捉えた主体的な行動や活動への参加

企業：従業員への環境教育や地域との協働を通じた環境行動の促進

行政：学びの機会及び情報提供の充実、各主体の連携の促進

（関係する主な個別計画等）

- ・横浜市地球温暖化対策実行計画
- ・横浜市水と緑の基本計画
- ・横浜みどりアップ計画
- ・横浜都市農業推進プラン
- ・横浜市生活環境保全推進プラン（策定予定）
- ・横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画）
- ・横浜市教育振興基本計画
- ・第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市子ども計画（子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン）

現状

- 水辺愛護会、公園愛護会をはじめとした環境活動を行う多くの団体や個人によって横浜の環境が支えられています。
- 環境や環境の取組に関心のある市民の割合は約9割です。
- 環境意識の高い企業では、様々な環境活動や社会貢献活動が進められています。
- 学校では、1人1台の端末や高速インターネット環境が整備されるなど、ICTの利活用が進み、こどもたちの学びの機会が多様化しています。
- 市内には動物園や自然観察の森、ウェルカムセンターなどの公共施設に加え、企業の施設やプログラムなど、豊富な環境教育の場があり、環境教育や体験活動が実施されています。

団体名称	団体数 (2024年度末)
公園愛護会	2,533 団体
水辺愛護会	99 団体
市民の森愛護会	35 団体
ふれあいの樹林愛護会	12 団体
森づくり活動団体	35 団体
水環境ガイドボランティア	1 団体
横浜農と緑の会「はま農業」	1 団体
よこはま緑の推進団体	697 団体
ハマロード・サポーター	595 団体
YES協働パートナー	59 団体
計	4,067 団体

図 4-4-1 市民によって環境活動が支えられている横浜市で活動する市民団体の数 (2024年度末時点)

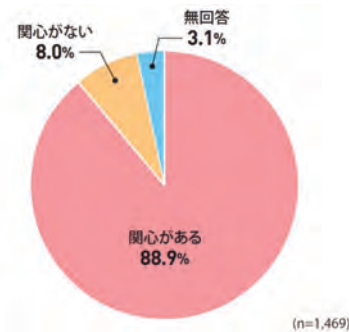


図 4-4-2 環境や環境の取組に関心のある市民の割合 (2025年度環境に関する市民意識調査)

課題

- 環境行動が人々の生活に浸透するためには、あらゆる世代が環境について学び、さらに担い手として活動するという好循環につなげることが重要です。
- 環境活動をしている市民の高齢化が進んでおり、幅広い年代の参画による新たな担い手の確保や育成が必要です。
- 環境活動や環境活動団体に「参加したことはないが、今後機会があれば参加したい」と回答した市民の割合は4割を超えており、環境活動の機会の充実や参加のきっかけづくりが必要です。
- 環境に関する情報収集や学習が重要と考えている市民の割合は7割を超えている一方、実際に環境についての情報収集や学習ができていると感じている市民は約4割であり、この差を埋めていく必要があります。
- 自発的な学びや環境活動を促進するため、市民が環境に関する正確で幅広い情報を手軽に入手できるようにする必要があります。
- 環境活動団体など様々な主体が学び合い、連携することで、環境活動を活性化する必要があります。

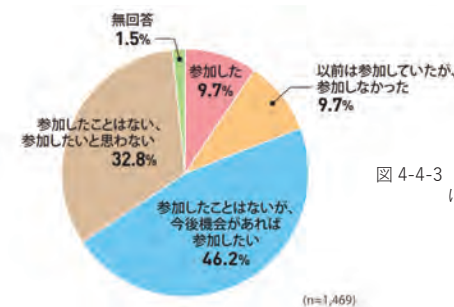


図 4-4-3 ここ1年間に環境活動や環境活動団体に参加した市民の割合 (2025年度環境に関する市民意識調査)

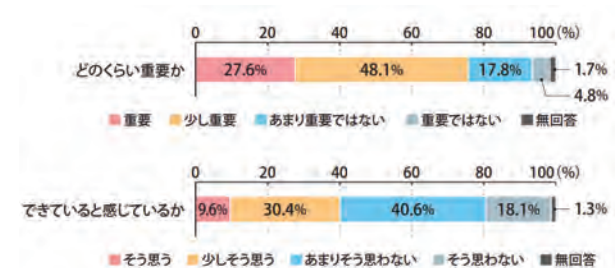


図 4-4-4 「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」ことに対する重要度と肯定的感の割合 (2025年度環境に関する市民意識調査)

政策

政策4-1 | 未来をはぐくむ人を育てる

市民一人ひとりが自ら考え、環境のために主体的に行動する人材となることを目指し、環境教育や普及啓発を実施します。また、学びの機会や環境に関する情報提供を通じて、自発的な学びを促進します。

1 多様な主体と連携した 広がりのある環境教育

多様な主体による環境教育を促進するとともに、それらの主体と連携し、身近な問題から地球規模の環境課題まで広がりのある環境教育や普及啓発を実施します。それにより、市民の気づきや主体的な環境行動を促します。

2 学びの機会の充実

ウェルカムセンター等での自然体験や、企業等と連携した社会体験など、市民が気軽に参加できる体験活動の機会の充実を図ります。また、デジタル技術の活用等を通じた学びを様々な機会 で推進します。

3 環境に関する情報の収集・提供

自発的な学び・環境行動の一助となるよう、全ての年代を対象に幅広く、分かりやすい情報提供を効果的に行います。また、市民等が収集した環境に関するデータを発信するなど、市民力を活かした環境に関する情報の収集・提供を実施します。

政策4-2 | 未来をはぐくむつながりをつくり、環境活動を広げる

多様で複雑化する環境課題の解決を目指し、環境活動の活性化を図るとともに、横浜グリーンエクスポの開催を契機に、様々な主体が持続可能な社会の実現に向けた環境行動を実践できるよう、世代や分野等を超えたつながりや協働、連携を促進します。

1 環境活動の活性化

環境に関する活動へのきめ細かな支援や表彰制度などにより、地域での環境活動の活性化を促進します。また、誰もが環境活動の場で活躍できるよう、市民等が新たに環境活動に参加するきっかけづくりや活動の継続に繋がるよう、環境情報を効果的に発信するとともに、支援策の充実を図ります。

2 対話と協働の促進

市民活動団体や企業など、様々な主体同士のつながりづくりを進め、対話と協働による学び合いを促進します。それにより、環境活動の輪を広げ、新たな視点の形成や価値観の醸成に繋げます。

2 取組の基本姿勢 ～みんなで考え行動する～

横浜が目指す WELL-BEING な暮らしは、一部の人の力ではなく、みんなでつくっていくものです。複雑化する環境課題の解決に向け、みんなで環境への理解を深め、それぞれの立場でできることに取り組むことが、目指す姿を実現する一番の近道です。

持続可能な開発目標（SDGs）実現の視点

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月に国連本部で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた目標であり、17の目標と169のターゲットから構成されています。

本計画の目指す姿や方針は、SDGsの基本的な考え方であるパートナーシップの必要性や、環境・経済・社会の3つの調和がとれた開発を目指すとの考え方と同じ方向性です。

4つの方針（「気候変動への対応」、「自然資本の保全・活用」、「循環経済への移行」、「人づくり」）に基づき各政策を着実に進め、さらに多様な主体との連携を一層進めることで、総合的な環境施策の実現、ひいてはSDGs実現にも貢献していきます。



図4-5-1 SDGsの17の目標

総合的に効果が大きくなるように取り組む

「環境問題」と一口に言っても、地球温暖化や資源の無駄遣い、生物多様性の損失など、様々な環境問題があり、相互の関係性を認識しながら対策に取り組む必要があります。

ひとつの取組を実施することにより、他の分野に対する相乗効果が得られることがあります。例えば、森林保全は、水質浄化や動植物の生息・生育環境の保全への貢献はもとより、CO₂の吸収による気候変動対策にも大きく貢献します。また、使用済みペットボトルを再資源化する「ボトル to ボトル」などの水平リサイクルは、資源循環を進めると同時に、原料から新たに作るよりも製造時の温室効果ガス排出を抑えることで気候変動にも貢献します。

また、ひとつの取組を過度に推進することで、他の分野に悪影響を与える可能性もあります。例えば、再生可能エネルギーである太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられており、国で対策の検討が進められています。

本計画では、横浜の環境の目指す姿の実現に向けて4つの方針を掲げており、これらは相互に関連し合っていることを前提に取組を進めることが大切です。

みんなで行動する

横浜ではこれまでも、市民、企業、行政が協力して環境課題に取り組み、現在の住みやすい環境を創造してきました。例えば、自動車排ガスが問題になった時は、行政による規制強化や補助、企業による低公害車の開発・導入等、市民による公共交通機関の利用や低公害車の選択購入、アイドリングストップなど、3者で力を合わせて解決してきました。

しかし、2040年の「目指す姿」の実現のためには、今までの取組を続けていくことだけでは足りず、一人ひとりの暮らし方や働き方、経済活動の在り方を大きく変えていく必要があります。また、気候変動や海洋汚染など、市域を越えて影響するものについては、より広域的な視点も大切です。

今横浜で暮らし、働く私たちも、将来横浜で暮らし、働く次世代の人たちも、誰もが幸せな状態であるWELL-BEINGな暮らしの実現ために、市民・企業・行政が、それぞれの役割を担い、みんなで環境にやさしい行動をより一層進める必要があります。

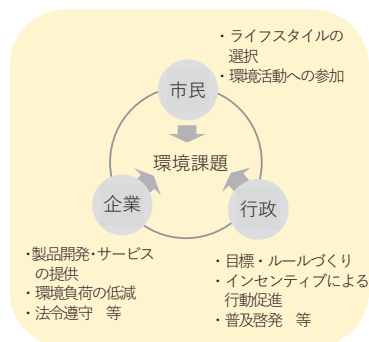


図 4-5-2 市民・企業・行政の役割

第5章

横浜市環境管理計画について

1. 計画の位置づけ

「横浜市環境管理計画」は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しています。

環境分野の様々な個別計画等を環境管理計画と整合させて策定し、施策・事業に取り組むとともに、まちづくりや経済分野などの計画等においても、環境管理計画に基づき、環境の視点を盛り込むことで、環境行政を総合的に推進します。

引き続き、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略と「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境教育等行動計画」を本計画に組み込みます。

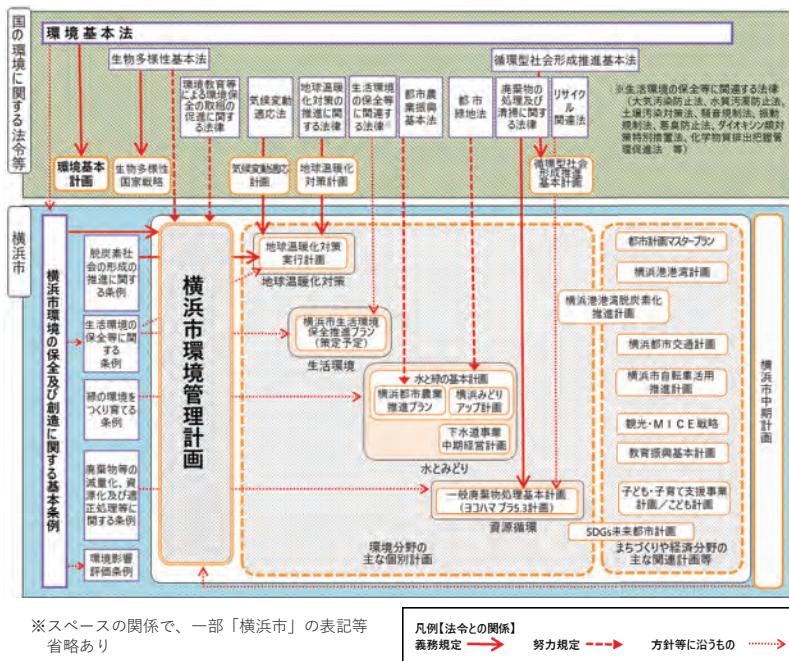


図5-1 環境管理計画と関連計画との関係図

2. 計画期間

本計画の計画期間は、「横浜市中期計画」の2040年頃の横浜のありたい姿を描いた「共にめざす都市像」やそれを実現するための戦略、政策との整合性の観点から、2040年度までとします。

3. 策定の経緯・考え方

今回の策定は、2018年11月に改定した環境管理計画の満了に伴うものです。

策定に当たっては、2023年3月に横浜市環境創造審議会へ「横浜市環境管理計画に盛り込むべき視点」を諮問し、2024年1月に答申をいただきました。また、2024年2月に横浜の環境に関するディスカッションを市内の3つの小学校で行い、子どもたちの意見を聞きました。これらを踏まえて素案を取りまとめ、2026年3月11日から4月9日まで実施した、素案に対するパブリックコメントでの市民の皆様から寄せられた御意見等を反映させて、この度、新たな計画として策定しました。

なお、本計画は基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画としており、細かい施策・事業は盛り込まず、具体的な取組（目標・施策等）については個別計画で推進していきます。

また、環境創造審議会からの答申を踏まえ、環境行政はもとより、市民・企業の取組の指針となるような内容・文章表現・デザインとしています。

(1) 横浜市環境創造審議会からの答申

- ・ 環境行政を総合的に推進するため、コーディネートする役割の強化
- ・ あらゆる主体が「自分ごと化」して環境行動をするための、伝わりやすさの追求
- ・ 環境に対する市民力の高さ、谷戸地形などの横浜の都市自然の特徴を生かしながら「横浜らしさ」を表現

(2) 横浜の環境に対する子どもたちの意見

- ・ 身近な環境（自然、ごみ）改善をしっかりとやっていきたい。
- ・ 地域の人の意識を変えていきたい。

4. 計画の推進体制

市民・事業者・横浜市などで構成される既存の協議会等を活用して、計画の着実な推進を図ります。また、横浜市役所では、関係区局で構成する庁内横断的な会議等を活用しながら、計画を総合的・効果的に推進します。

また、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」では、横浜の環境の状況、本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、公表することとなっています。年次報告書は、第4章に記載の4つの方針及びその政策の推進状況や横浜の環境の状況を総合的な視点でとりまとめ、環境創造審議会への報告を経て、本市ウェブサイト等を通じて公表します。

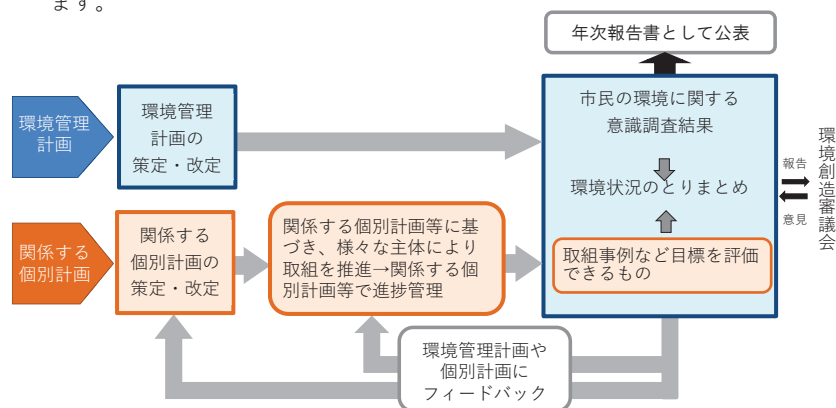


図5-2 年次報告書の作成・公表までの流れ

5. 環境配慮の指針

横浜市では、法令順守を前提とし、具体的な環境への配慮を促す手段として、まちづくりにおいては、地区計画・建築協定、街づくり協議地区制度、臨港地区、都市景観協議地区、横浜市建築物環境配慮制度、景観計画などの制度や計画を定めています。

また、横浜市環境影響評価条例に基づき、事業の分類ごとに、開発事業を行う者が配慮すべき事項を示した横浜市環境配慮指針を定めています。これは、主に横浜市環境影響評価条例対象事業に適用されるものですが、それ以外の小規模な開発事業等から広くまちづくりにおいても活用されることを期待するものです。

そのほか、次表のとおり環境に関する様々な指針を定めています。

これらの適正な運用などにより、より実効性のある環境行政の推進を目指します。

表5-1 環境に関する主な指針

項目	指針等の名称
地球温暖化対策	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 [R7.4]
	低炭素電気の普及の促進に関する指針 [R5.5]
	横浜市地域冷暖房推進指針 [H8.4]
	まちなかの暑さ対策ガイドライン [H28.5] 【環境省】
生物多様性	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版） [R5.4] 【環境省】
	猛禽類保護の進め方（改訂版） [H24.12] 【環境省】
	神奈川県鳥獣保護区等位置図【神奈川県】
生活環境	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項） [H15.3]
	環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいて配慮すべき事項） [H15.3]
	化学物質の適正な管理に関する指針 [H15.4]
	環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針 [H15.3]
	夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針 [H31.3]
	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針 [H24.9]
	汚染土壌処理業許可申請前対策指針 [H24.9]
	自動車等の排出ガスの抑制に関する指針 [H15.3]
	建築物環境配慮指針 [H17.3]
	生活騒音防止に関する配慮すべき指針 [H31.4]
	光害対策ガイドライン（改訂版） [R3.3] 【環境省】

資料

1. 計画の変遷

(1) 環境管理計画

策定（改定）年月	【計画期間】	策定・改定の考え方
1986年3月 策定		・産業型公害に加えて、都市・生活型公害（生活系排水による河川・海域の汚濁等）や、快適な環境を求める市民ニーズに対応するために策定
1996年9月 策定	【2010年度まで】	・1995年に「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、これに基づき新たに策定 ・地球環境保全の対策などを追加
2004年3月 改訂	【2010年度まで】	・京都議定書の採択、地球温暖化対策関連法、循環型社会関連法などの整備等に対応するために改訂
2011年4月 策定	【中長期的な目標：2025年度まで】 【短期的な目標：2013年度まで】	・総合的・横断的に施策を進めるため、環境側面の基本施策（地球温暖化対策、生物多様性など）に加えて、「人・地域社会」「経済」「まちづくり」の総合的な視点による基本政策から施策体系を構築 ・短期的な目標を設定し、具体的な取組の進捗を管理
2015年1月 改定	【中長期的な目標：2025年度まで】 【短期的な目標：2017年度まで】	・東日本大震災を契機に、「自然と人との共生を目指す」などの基本的な考え方を位置づけ ・環境行政における防災の視点を追加
2018年11月 改定	【中長期的な目標：2025年度まで】	・環境分野の総合計画として、中長期的な目標や方針を示すことに特化 ・基軸である地球温暖化対策、生物多様性保全を総合的に推進 ・生物多様性基本法に基づく地域戦略、環境教育等促進法に基づく行動計画の組み込み ・SDGsの考え方の活用
2026年●月 策定	【2040年度まで】	・基本的な理念や方向性を示すことに特化 ・行政はもとより、市民・企業の取組の指針となるような内容・文章表現・デザイン（市民目線で伝わる表現に、ボリュームを減らし、重要な部分をわかりやすく） ・生物多様性基本法に基づく地域戦略、環境教育等促進法に基づく行動計画の組み込み（継続）

(2) 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略

策定（改定）年月	【計画期間】	策定・改定の考え方
2011年4月 策定	【中長期的な目標：2025年度まで】 【短期的な目標：2013年度まで】	・生物多様性基本法に基づく、生物多様性地域戦略として策定 ・「2025年の将来像」を掲げ、それを実現するための「重点施策」と「2013年までの具体的な取組と目標」を定める
2015年1月 改定	【中長期的な目標：2025年度まで】 【短期的な目標：2017年度まで】	・具体的な取組と目標が、計画期間の満了を迎えたため改定 ・「生物多様性の主流化」の推進を、計画策定の意義に反映する等に対応
2018年11月 改定	【中長期的な目標：2025年度まで】	・環境管理計画に組み込み、生物多様性の取組を総合的・横断的に推進
2026年●月 策定	【2040年度まで】	・引き続き、環境管理計画に組み込み ・新たな世界目標（昆明・モントリオール生物多様性枠組）への対応

(3) 環境教育等促進法に基づく行動計画（旧法に基づく方針、計画含む）

策定（改定）年月	【計画期間】	策定・改定の考え方
2005年2月 策定 （環境教育基本方針）		・環境保全活動・環境教育推進法に基づく方針として策定 ・横浜にふさわしい環境教育のあり方を示すとともに、様々な主体の協働によって環境教育等を進めていくために各主体の役割や必要な取組等を定める
2006年3月 策定 （環境教育アクションプラン）	【事業期間：2010年3月まで】	・環境保全活動・環境教育推進法に基づく計画として策定 ・環境教育基本方針を具体化するプランとして策定
2018年11月	【中長期的な目標：2025年度まで】	・主体的に行動する人を増やすため、環境教育・学習を全ての環境施策に通じる土台として、環境管理計画の基本施策の1つ（基本施策7）として新たに位置付け（基本施策7を環境教育等促進法に基づく行動計画と位置付け。同時に「環境教育基本方針」を廃止）
2026年●月	【2040年度まで】	・引き続き、環境管理計画に組み込み ・国の方針（2024年5月改定）に対応（体験活動、対話と協働、ICTの活用など）

2. 計画策定の検討経過

年月日	項目	内容
2022年11月1日	第30回横浜市環境創造審議会	・横浜市環境管理計画 2021 年度の進捗状況と次期計画の策定について（報告）
2023年3月29日	第31回横浜市環境創造審議会	・横浜市環境管理計画の策定について（諮問）
2024年11月24日	第32回横浜市環境創造審議会	・横浜市環境管理計画の策定について（答申案）
2024年1月19日	横浜市環境創造審議会からの答申	・横浜市環境管理計画に盛り込むべき視点について（答申）
2024年2月	小学校でのディスカッションの実施	・横浜の環境について ※市内小学校3校で実施
2026年3月11日～ 同年4月9日	素案の公表及びパブリックコメントの実施	・素案の公表 ・横浜市環境管理計画（素案）についての意見募集
2026年●月	原案の公表	・原案の公表
2026年●月	策定・公表	・策定・公表

3. 横浜市環境創造審議会からの答申等の反映状況

環境創造審議会からの答申内容等と本計画への反映状況は次のとおりです。

(1) 横浜市環境創造審議会からの答申

答申	本計画
ア 環境行政の総合的な推進のための計画のあり方 ・新たな計画は、①個別事業間の組合せによるシナジー効果の発現のため、コーディネートする役割を強化、②複雑化する環境課題解決に向け、新たな潮流を取り込んだ総合的な視点で策定、③社会・経済・まちづくりなどの行政全体の政策にも環境の視点を浸透させるための指針となるよう策定	・基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画とし、具体的な取組（目標・施策等）については、個別計画で推進 ・世界的な環境の課題である「カーボンニュートラル」、「ネイチャーポジティブ」、「サーキュラーエコノミー」とそれを支える「人づくり」という4つの視点から目指す姿を描き、それを実現するための4つの方針を設定し、各方針が相互に関連し合っていることを前提に取組を推進（第4章2）
イ 計画のわかりやすさ ・環境課題を「自分ごと化」し、市民・企業・行政それぞれが主体的に行動し、ともに手を携えて取り組むことが一層、重要。そのため、横浜市としても、それを実現するために、新たな計画では伝わりやすさを追求するとともに、「自分ごと化」につなげるための工夫が必要	・ボリュームを減らし、イラストを多用してわかりやすい表現で記載するなど、行政はもとより、市民・企業の取組の指針となるような内容・文章表現・デザインで作成（計画全体） ・特に計画の導入として「環境を大切にしたい未来」と「環境を大切にしない未来」をイラストで記載するとともに、目指す姿を構成する暮らしのイメージを具体的に記載するなど、自分ごと化に繋がる工夫を実施（第1章、第3章）
ウ 横浜らしさの重要性 ・環境に対する市民力の高さ、谷戸地形などの横浜の都市自然の特徴を生かしながら「横浜らしさ」を表現	・3者（市民、企業、行政）での課題解決事例や都市自然が本市の宝であることなどを記載するとともに、横浜の現状と課題をデータや写真等を用いて記載（メッセージ、第2章、第4章） ・上記を生かした政策の設定（第4章政策1-1～4-2）

(2) 横浜の環境に対する子どもたちの意見

意見	本計画
・身近な環境（自然、ごみ）改善をしっかりとやっていきたい。	・身近な環境（自然、ごみ）改善に取り組む未来にしていくことを踏まえ、目指す姿を設定（第3章）
・地域の人の意識を変えていきたい。	・方針の1つに「人づくり」を設定するとともに、他の方針でも行動変容を促進（第4章）

4. 素案に対するパブリックコメントの実施結果

本計画策定にあたり、2026年3月10日に素案を公表し、2026年3月11日から2026年4月9日までパブリックコメントを実施しました。実施結果は次のとおりです。

(1) 実施概要

意見募集期間	2026年3月11日（水）から2026年4月9日（木）まで
意見提出方法	電子申請、メール、郵送、持参、FAX
素案の公表場所	市民情報センター、各区役所区政推進課広報相談係、みどり環境局戦略企画課、横浜国立図書館及びホームページ

(2) 実施結果

受付数	111通／意見数145件		
意見提出方法	電子申請101通、メール9通、郵送1通		
章ごとの意見数	計画全般	34件	
	第1章 未来の横浜の環境は	3件	
	第2章 地球環境の危機	1件	
	第3章 「横浜の環境」の目指す姿	5件	
	第4章 目指す姿の実現に向けた方針	方針1 気候変動への対応	16件
		方針2 自然資本の保全・活用	22件
		方針3 循環経済への移行	9件
		方針4 人づくり	9件
	第4章全般	3件	
	第5章 横浜市環境管理計画について	0件	
その他	43件		
計	145件		

(3) 提出された意見の分類と計画への反映状況

①意見の趣旨を反映するもの	34件（23%）
②素案と同趣旨または賛同・評価を頂いたもの	7件（5%）
③個別事業に対する意見等で参考にするもの	61件（42%）
④その他、本計画との関連が見られないものや質問等	43件（30%）

5. 主な関連計画等の概要

(1) 環境分野の主な個別計画

横浜市地球温暖化対策実行計画 [2023年1月改定]	方針1、4
市内全体の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定める計画。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例第7条に基づく「脱炭素社会の形成の推進に関する基本的な計画」。	
〈主な指標・目標など〉2050年温室効果ガス排出実質ゼロ	

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編） [2023年1月改定]	方針1、4
横浜市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等を取りまとめたもの。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画」。	
〈主な指標・目標など〉2030年度に温室効果ガス排出量50%削減（2013年度比）	

横浜港湾湾脱炭素化推進計画 [2025年3月策定]	方針1
官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画。港湾法第50条の2第1項の規定に基づく「港湾脱炭素化推進計画」。	
〈主な指標・目標など〉2050年度に横浜市臨海部からの温室効果ガス排出量実質ゼロ	

横浜市生活環境保全推進プラン [策定予定]	方針2、4
2040年に向けた生活環境分野の目指す姿や環境目標等を定め、横浜市が実施する具体的な取組を体系的にまとめたプラン。	
〈主な指標・目標など〉将来にわたり、安全・安心で快適な生活環境の保全の創出	

横浜市水と緑の基本計画 [2016年6月改定]	方針2、4
横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、本市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を示した総合的な計画。都市緑地法第4条に基づく「基本計画」。	
〈主な指標・目標など〉水緑率35%をさらに向上	

横浜みどりアップ計画 [2024年2月策定]	方針2、4
緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するための計画。「水と緑の基本計画」の重点的な取組として策定。	
〈主な指標・目標など〉緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持（樹林地の指定を5か年で180ha指定）	

横浜都市農業推進プラン [2024年3月策定]	方針2、4
横浜における今後の都市農業の目指す姿や取り組む事業など、これからの農業施策をまとめた計画。「水と緑の基本計画」の重点的な取組として策定。	
〈主な指標・目標など〉活力ある都市農業の展開及び農のある豊かな暮らしの実現	

横浜市下水道事業中期経営計画 [2026年●月策定]	方針2
下水道事業の経営理念や経営方針をはじめ、施策や財政運営の目標と取組を掲げた中期的な計画。	
〈主な指標・目標など〉環境と共生した豊かなくらし	

横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画） [2024年1月策定]	方針3、4
市域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理計画」。	
〈主な指標・目標など〉2030年度までに燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2万トン削減（2022年度比）	

横浜市 SDGs未来都市計画 [2026年2月改定]	方針1~4
SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた具体的な取り組みをまとめた計画。2018年6月に国から「SDGs未来都市」に選定されたことを受け策定。	
〈主な指標・目標など〉あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決、社会経済活動と自然が調和した地域づくりを進め、新たな価値や賑わいを創出し続ける持続可能な都市の実現	

(2) その他の主な計画等

横浜市中期計画2026~2029 [2026年5月原案策定]
現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に取り組むための基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画。

都市計画マスタープラン [2025年7月]
「都市づくり」や「まちづくり」の際にまちのあり方を具体化するために必要事項を定める「都市計画」を作成するための方針を定めたもの（市民や企業などのまちづくりへの意欲的な参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール）。都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。

横浜市都市交通計画 [2018年10月改定]
市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すため、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画。

横浜市自転車活用推進計画 [2019年3月]
環境への負荷が少なく、健康増進にもつながる身近な乗り物である自転車の活用を推進する計画。自転車活用推進法第11条に基づく「市町村自転車活用推進計画」。

横浜港港湾計画 [2014年12月改訂]
横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾管理者である横浜市が港湾法第3条の3に基づいて定める基本的な計画。

横浜市観光・MICE戦略 [2023年12月策定]
事業者や市民の皆様とともにオール横浜で持続可能な観光・MICEを推進するため、2030年を見据えた取組の方向性を示した戦略。

第5期横浜市教育振興基本計画 [2026年3月策定]
2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」（2018年策定）のアクションプラン。教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けている。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画（こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン） [2025年3月策定]
こども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めた、こども・子育て支援分野の総合計画。子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」。こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に基づく「市町村こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」としても位置付けている。

6. 用語説明

0～9、A～Z

30by30

2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2030年グローバルターゲットの1つであり、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標。

3R

ごみを減らし、資源循環を進める考え方で、①Reduce（発生抑制）②Reuse（再使用）③Recycle（再生利用）の三つを指す。

CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization）

工場や施設などから発生する排ガスに含まれる二酸化炭素（CO₂）を分離・回収し、燃料や化学品などに有効利用する技術。

COP（締約国会議：Conference of the Parties）

多くの国際条約において、締約国が参加する最高決定機関として設置されている会議。環境分野では、国連気候変動枠組条約に基づくCOP（気候変動COP）や、生物多様性条約に基づくCOP（生物多様性COP）などがある。気候変動COPは原則として毎年、生物多様性COPはおおむね2年に1回開催されている。

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された政府間機関。

NbS（自然を活用した解決策：Nature-based solutions）

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。

Renewable

製品製造時に環境負荷が大きいプラスチック素材からバイオマス素材に替えるなど、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること。

SDGs（Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

SDGs未来都市

SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けて、経済・社会・環境の三側面を統合的に推進する自治体として選定された都市。2018年の制度開始以降、2025年度末時点で215都市（216自治体）が選定されている。

WELL-BEING

幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。

あ

愛護会

公園、樹林地、河川・水辺施設など多くの施設で組織されているボランティア団体。清掃活動などの維持管理活動をはじめとする、環境に関する活動に取り組んでいる。

ウェルカムセンター

横浜みどりアップ計画により市内の既存施設を活用し整備された、森の情報を発信し魅力を伝える施設。森を安全に散策するための情報や生き物情報などを発信する「森の情報提供」、森を知り、楽しむための講座などを開催する「普及啓発・環境教育」を行う。市内のウェルカムセンターは5館（横浜自然観察の森 自然観察センター、新治里山公園 いはる里山交流センター、舞岡ふるさと村 虹の家、寺家ふるさと村 四季の家、環境活動支援センター 交流スペース）。

エコデザイン規制

製品がどのように作られるべきかという要件や製品の環境的持続可能性に関する情報を提供するための要件等を設定する枠組み。

エコラベル

エコラベルとは、環境への負荷が少ない、または持続可能性に配慮して生産された製品（木材、海産物、日用品など）に付けられる認証マークの総称。例として、エコマークやFSC認証、MSC「海のエコラベル」などが挙げられる。

エシカル消費

「倫理的消費」ともいわれ、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。

産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、

問題となっている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」「ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）」「パーフルオロカーボン類（PFCs）」「六ふっ化硫黄（SF₆）」「三ふっ化窒素（NF₃）」の7物質が指定されている。

か

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡（ニュートラル：中立）させることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

カーボンニュートラルレポート

港湾施設の脱炭素化や港湾機能の高度化を推進するとともに、港湾・臨海部における産業のエネルギー転換に必要な水素・アンモニア等の受入・供給環境を整備し、港湾及び産業の競争力強化と脱炭素社会の実現を目指すもの。

外来種

自然分布範囲以外の地域または生態系に、人為の結果として持ち込まれた生物のこと。国外だけでなく、国内の他の地域から持ち込まれたものも含む。

風の道

ヒートアイランド現象に係る対策として、郊外から都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部で暑くなった熱を逃がすことができるという考え方。

環境アセスメント（環境影響評価）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、市民や市長から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について環境基準が定められている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境配慮型経営

事業活動に伴う資源・エネルギー消費および環境負荷を製品ライフサイクル全体で低減し、環境配慮製品・サービスの提供やグリーン調達を通じて持続可能な消費と生産を促進する経営のこと。

環境未来都市

環境・超高齢化・経済の3つの課題を同時に解決する持続可能な都市・地域モデルとして選定された自治体。2011年に11都市・地域が選定された。

環境モデル都市

低炭素社会や持続可能な社会の実現に向けて、先進的な環境対策に総合的に取り組む都市として、日本政府（内閣府など）から選定された自治体のこと。2008年から2014年に23都市が選定された。

クールシェアスポット

冷房設備等を有し、開館（営業）時間中に一部をご利用いただける施設等において、椅子やベンチ等の既存設備を活用するなどして、市民の皆様をはじめとする方々が外出時に一時休憩することができる場所のこと。

グラスゴー気候合意

2021年のCOP26で採択された合意。2015年に採択された「パリ協定」に基づき、世界中での温室効果ガスの排出の削減、気候変動の影響にどう対応していくか（適応）、開発途上国の気候変動対策を支援するためのお金（資金）、などの重要な論点がまとめられた。特に重要なメッセージとして、パリ協定の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）と、その重要な経過点

となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた。

グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャー（Green Infrastructure）の略称。

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考えであり、生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養、気温上昇の抑制など多様な機能を有している。

グリーンシティ

国際園芸家協会（AIPH）が提唱する、緑地を都市に融合させ、自然と人工環境を統合することにより、よりよい生活と経済活動を可能とする都市

グリーンメタノール

化石燃料を使わずに製造されるメタノールのこと。生物の残りかすや木のチップ等のバイオマスを高温で反応させて製造された「バイオメタノール」や（再生可能エネルギー由来の）水素（H₂）と二酸化炭素（CO₂）を合成ガスとして反応させて製造された「eメタノール」が分類される。

健全な水循環

人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

公害

人の事業や生活などに伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。

環境基本法においては、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されている。この7つの公害を通常「典型7公害」という。

公害防止協定（横浜方式）

事業活動に伴う環境への負荷を低減するために、事業者が自主的に実施する環境保全に係る取組などを、横浜市と事業者との

合意により締結した協定のこと。

事業者との連携を推進することにより、環境の保全に関する施策の実効性を確保している。

光化学オキシダント

「光化学スモッグ」の原因となる大気中の酸化性物質の総称。工場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）を主体とする大気中の汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。

さ

サーキュラーエコノミー

従来の「資源採取→生産→消費→廃棄」という直線的な経済（リニアエコノミー）に対して、シェアや修理、リサイクルなどの取組を通じて資源を循環させ、新たな資源やエネルギーの投入を減少させていく経済モデル。

サーキュラー産業

回収した資源の新たな原材料へのリサイクルなど、循環経済を推進する産業や事業。

シェアリングエコノミー

個人・組織・団体等が保有する何らかの有形・無形の資源（モノ、場所、技能、資金など）を貸し出し、利用者と共有（シェア）する新たな経済の動きのこと。

次世代エネルギー

化石燃料に依存しない持続可能な社会の実現に向け、環境負荷の低減やエネルギーの安定供給に資する新たなエネルギー源やエネルギー技術の総称。

水素・アンモニア・e-メタンなどの新たな燃料や、再生可能エネルギーの拡大につながる浮体式洋上風力やペロブスカイト太陽電池などが代表例。

次世代自動車

走行時に大気汚染物質や地球温暖化の原因となる窒素酸化物や二酸化炭素等の排出が少ない、又は全く排出しない、環境にやさしい自動車のこと。

具体的には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車。

次世代燃料

温室効果ガス排出を大幅に削減することを目的として化石燃料に代わるエネルギーとして導入が進められている燃料。水素、アンモニア、合成メタン、液体合成燃料（e-fuel）、グリーンメタノール、バイオ燃料などが含まれる。

市民の森

土地所有者の協力により、一般に公開をしている横浜市独自の緑地を保存する制度。

住宅ストック

地域内に現存する住宅の総称。

循環経済工程表

カーボンニュートラルの実現に向けて、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表。2022年9月に環境省が策定。

循環経済パートナーシップ

国内の企業を含めた幅広い関係者の循環経済への更なる理解醸成と取組の促進を目指して、官民連携を強化することを目的として設立されたパートナーシップ。行政、企業、団体、研究機関等により構成される。

水平リサイクル

回収された製品や素材を、同等レベルの製品や素材の原料として再利用し、新しい製品を製造すること。

生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、捕食・被食の関係をはじめとする食物連鎖を通じて相互に関係し合い、自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。

た

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

脱炭素経営

気候変動対策（≒脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる。

デジタルプロダクトパスポート

製品に関する情報（原材料、製造方法、環境負荷、修理・再利用・リサイクルに関する情報等）を、デジタルデータとして一元的に管理・提供する仕組み。

製品のライフサイクル全体にわたる情報の可視化を通じて、資源循環の促進や環境負荷の低減、サプライチェーンの透明性向上を目的とする取組として、国際的に導入が検討・推進されている。

な

ネイチャーポジティブ

2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」における2030年ミッションであり、従来の生物多様性の損失を止めるという視点から一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせること。

ネイチャーポジティブ経済

生物多様性の損失を止め、2030年までに自然を回復軌道に乗せる、「ネイチャーポジティブ」を目指す経済のあり方。

個々の企業がネイチャーポジティブ経営

に移行し、環境負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした自然への配慮や評価が経済に組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の好循環を生み出すことで、持続可能な社会と成長を目指す経済のことを意味している。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されるもの。

ネット・ゼロ

正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

は

バイオマス

動植物由来の有機物資源のうち、エネルギーや製品の原料として利用可能な再生可能な資源。

木材、食品廃棄物、下水汚泥などが含まれ、これらを燃料や電力、熱、バイオガス等として利用することで、廃棄物の有効活用や温室効果ガス排出削減に寄与するものとされている。

ハザードマップ

被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示した地図。災害種別ごとの作成されており、横浜市では、洪水・内水・高潮等について作成している。

パリ協定

2015（平成27）年にパリで開催されたCOP21で採択され、2016（平成28）年に発効した協定。京都議定書に代わる2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、歴史上はじめて全ての国が参加する公平な合意。

ボトルtoボトル

ペットボトルのリサイクル手法の一つで、回収したペットボトルから新しいペットボトルを製造する方法。

新たに石油からペットボトルを製造する方法と比較して、二酸化炭素排出量が約60%削減すると言われている。

ま

メタネーション

二酸化炭素と水素を反応させ、都市ガスの主成分であるメタンを合成する技術。再生可能エネルギー由来の水素と、発電所や工場などから回収した二酸化炭素を用いて製造される合成メタン（e-メタン）は、カーボンニュートラルな都市ガスとして、既存の都市ガスインフラや設備を活用して供給することができる。

や

谷戸

丘陵台地が雨水や湧水等により浸食されて形成された谷状の地形。三方（両側、後背）に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などで構成される。

ら

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、おおよその緑の量が把握できる。

== 付録 ==

1. 横浜市環境教育等行動計画（第4章1方針4 人づくり）に係る解説

(1) 環境教育

ア 環境教育とは

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「環境教育等促進法」という。）第2条第3号によると、「持続可能な社会を目指して、家庭、学校、職場等のあらゆる場において、環境と社会・経済・文化とのつながりや、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」のことです。

イ 環境教育等行動計画とは

環境教育等行動計画は、環境教育等促進法第8条に基づき、国の基本方針「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（令和6年5月14日策定）」を勘案して、地方自治体が作成するよう努めるものとされている、その区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画です。

(2) 横浜市の環境教育等行動計画

横浜市では、「環境教育等促進法」に基づく「環境教育等行動計画」を横浜市環境管理計画に組み込み、「第3章1暮らし4 未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らし」、「第4章1方針4 人づくり」を軸に取組を推進します。

(3) 関連する主な計画

環境教育は多岐の分野にわたることから、具体的な取組は関連する各計画で推進します。

- ・横浜市地球温暖化対策実行計画
- ・横浜市水と緑の基本計画
- ・横浜みどりアップ計画
- ・横浜都市農業推進プラン
- ・横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ プラ5.3計画）
- ・横浜市生活環境保全推進プラン（策定予定）
- ・横浜市教育振興基本計画
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市子ども計画（こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン） など

(4) 主体ごとの役割

「第4章1方針4 人づくり」で掲げた政策を推進していくためには、あらゆる主体がそれぞれの立場や役割に応じた環境教育を実践することが不可欠です。「第4章1方針4 人づくり」にある現状と課題を踏まえ、各主体は次のような役割が求められます。

<家庭・地域>

- ・幼少の頃から日常生活を通して環境教育や環境に配慮した行動を実践し、環境を大切にする価値観を次世代へ継承
- ・地域の清掃・美化活動や行事等を通じて、身近な環境を守る行動の実践の場を提供
- ・自治会・町内会など、共通の環境を共有する主体として、協力した取組の推進

<学校・教育施設・動物園等>

- ・子どもたちの発達段階に応じ、環境問題を自分ごととして捉える学びの提供
- ・各教科及び総合的な学習の時間を活用した体験活動等を通じて、行動につながる環境教育の実施
- ・地域人材や関係団体と連携した体験的・実践的な学習機会の創出
- ・動物園等における生き物や自然に実際に触れる機会の提供やそれによる生態系への理解の向上と意識・行動変容の促進

<市民活動団体>

- ・自然や公園の保全活動や普及啓発活動を通じた環境教育・学習の担い手
- ・自然観察会、出前講座、体験活動等による、情報・知識・経験の共有や学びの場、機会の提供
- ・市民の環境意識の向上や取組における先駆者

<事業者>

- ・事業活動に伴う環境負荷低減及び環境活動・社会貢献活動等の推進
- ・環境報告書等の発行、社員への環境教育・研修の実施
- ・地域に対して、環境学習機会や環境保全技術の提供

<行政>

- ・市内最大の事業者として、率先した環境配慮行動の実践
- ・市民・学校・事業者等の環境教育・学習を支える基盤の整備
- ・各主体の取組をつなぎ、連携・協働の促進
- ・区役所を中心に、地域特性を生かした体験型の取組の推進

(5) 主な取組

「第4章1方針4 人づくり」に記載した政策4-1、4-2における主な取組例を、全般と方針1～3ごとに記載しています。

<全般>

- ・環境活動の実践に向けた広報・啓発
- ・事業者の環境行動の広報
- ・環境教育出前講座
- ・横浜環境活動賞
- ・子ども「エコ活。」大作戦!
- ・環境絵日記展
- ・企業や団体と連携した環境行動の促進（エシカル消費キャンペーンなど）
- ・子どもエコフォーラム
- ・E S D・環境教育推進事業
- ・協働、地域・世界に向けた学校の取組
- ・愛護会活動などの市民ボランティア団体の活動支援
- ・地域での環境行動の推進
- ・子ども向け環境情報誌を活用した環境情報の発信
- ・SDGsデザインセンターを通じた啓発
- ・デジタル技術を活用した情報発信

<方針1 気候変動への対応>

- ・ヨコハマ・エコ・スクール（Y E S）
- ・風車見学会
- ・Z E Hの普及促進
- ・省エネ住宅に関するセミナーの実施
- ・よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアムを通じた啓発
- ・他都市と連携した再生可能エネルギーに関するイベントの開催
- ・YOKOHAMA GO GREENの推進

<方針2 自然資本の保全・活用>

- ・動物園等における環境教育・学習
- ・自然体験活動の推進
- ・子ども「いきいき」生き物調査
- ・ウェルカムセンターの周辺の緑を活用した環境学習・自然体験の推進
- ・森のマナーアップにつながるイベント等の実施
- ・森づくり活動の支援
- ・地域に根差した緑や花の楽しみづくり
- ・水辺拠点の整備
- ・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- ・農体験教室等の実施
- ・環境保全プロモーション
- ・水辺の魅力プロモーション
- ・市民向け環境セミナー
- ・上下水道施設の施設見学

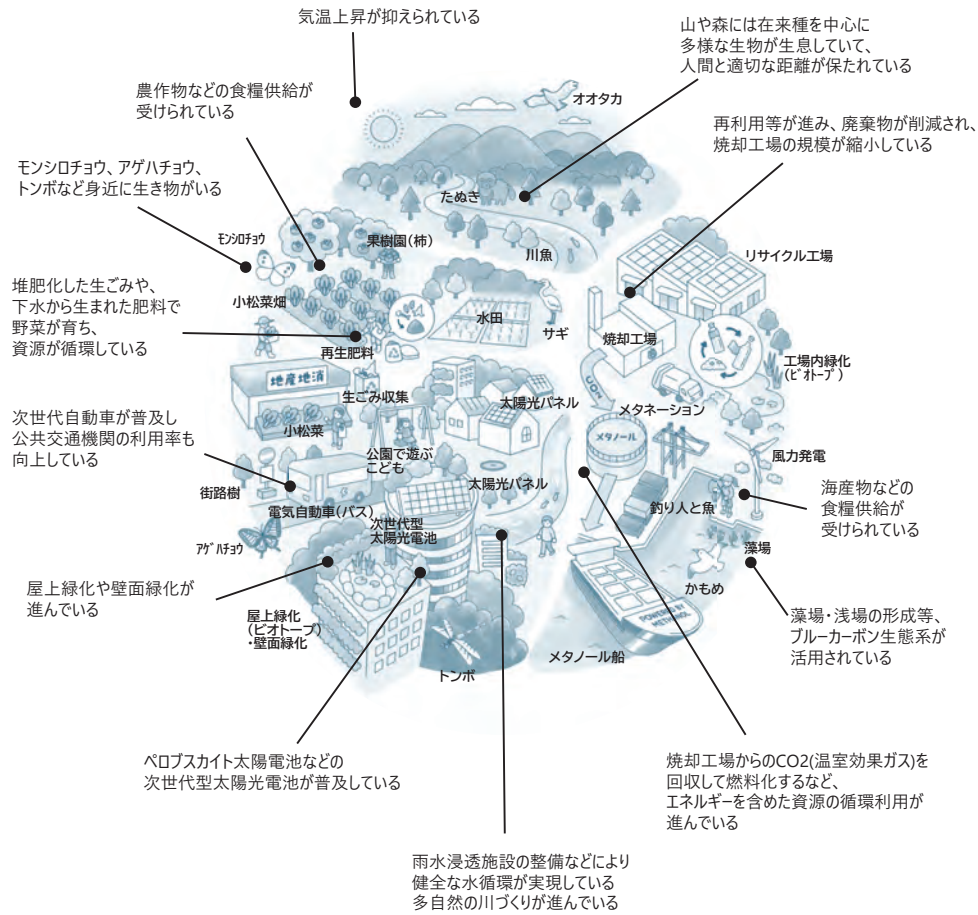
<方針3 循環経済への移行>

- ・転入者・外国人・高齢者など対象者に合わせた、ごみの捨て方等に関する啓発
- ・廃棄物に関する環境学習プログラム
- ・収集事務所による出前講座や焼却工場における工場見学の実施
- ・廃棄物に関する小学生向け副読本の作成・配布
- ・ヨコハマ3Rポスターコンクール
- ・環境事業推進委員などと連携した地域における環境行動の促進
- ・青空市・直売所・地産地消サポート店の推進
- ・はま菜ちゃん料理コンクール
- ・生活に身近な製品のリサイクルなど、チャレンジしやすい取組の展開
- ・子どもや地域によるサーキュラー活動の発信などを通じた、循環型ライフスタイルの促進

2. 「第1章1『横浜の環境』の未来を考える」の解説

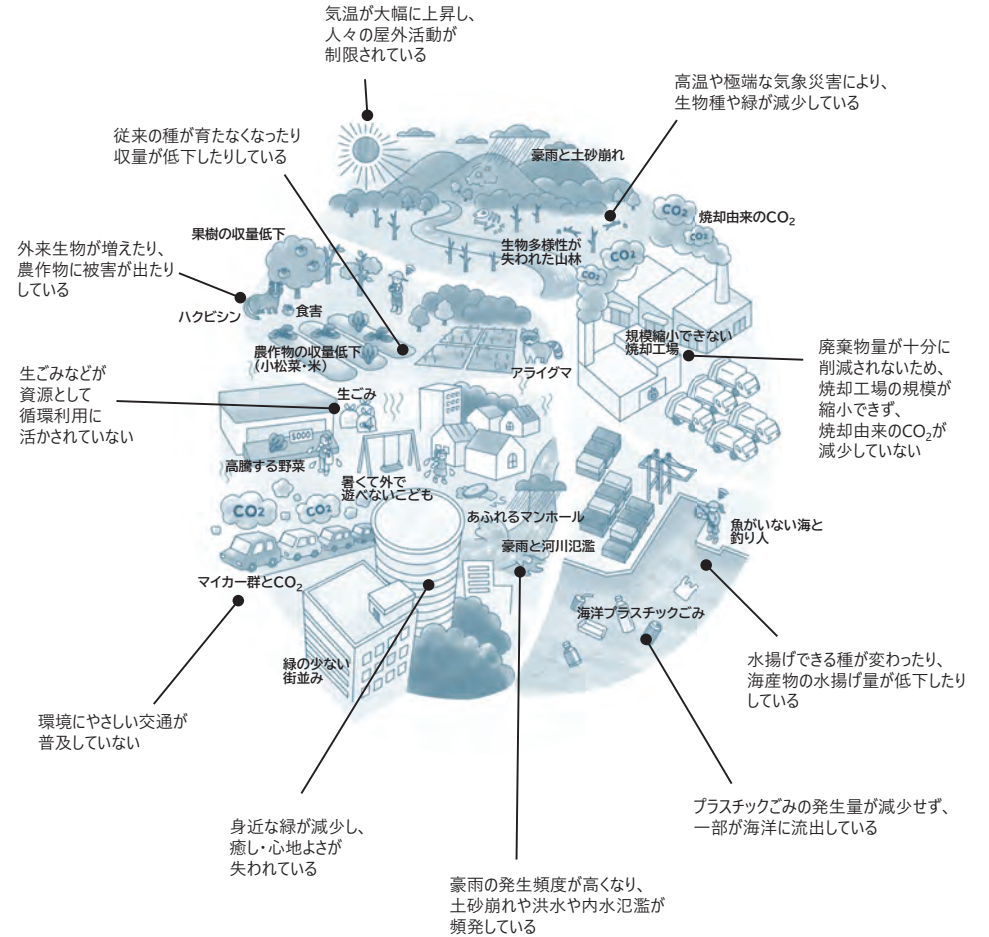
環境を大切にしたい未来

みんなで取り組んだら、きっとこんな未来になる



環境を大切にしない未来

みんなで取り組まなかったら、きっとこんな未来になる



※これらイラストはあくまでイメージで、正確性を追求するものではありませんのでご注意ください。

横浜市みどり環境局戦略企画課

令和8年●月

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4102 FAX：045-550-4093

メール：mk-emp@city.yokohama.lg.jp

横浜市生活環境保全推進プラン (案)

● ● 年 ● 月
横浜市

目次

第1章 横浜市生活環境保全推進プランについて	
1 経緯	4
2 位置付け	5
3 生活環境分野の範囲	5
第2章 これまでの取組と現状	
1 公害対策から生活環境保全への歩み	8
2 横浜の生活環境分野の現状	9
第3章 プランの全体像	
1 生活環境分野の目指す姿	18
2 環境目標	19
3 計画期間	19
4 取組方針	20
5 取組方針ごとの具体的な取組の例	21
6 施策体系	22
7 進捗管理	24
第4章 取組方針ごとの施策と具体的な取組	
1 市民・事業者等との共創の推進（取組方針1）	28
2 生活環境の確実な保全（取組方針2）	34
3 より良好な生活環境の創出（取組方針3）	41
4 取組の推進にあたって	46

コラム一覧

- 1 事業者との連携による環境負荷の低減（環境保全協定） 15
- 2 環境科学研究所の施設公開と環境教育 29
- 3 水辺の魅力で育む学びの場 -よこはま水辺レポート- 32
- 4 豊かな海づくり事業 32
- 5 生活環境に関する相談と公害の未然防止 39
- 6 大気環境の保全と気候変動対策 39
- 7 災害発生に備えた協定締結の背景 45
- 8 環境法令手続のデジタル化を推進しています！ 47
- 9 よこはま土壌・水質マップ（土壌汚染関係公表台帳のオンライン地図情報化） 47

資料編

- 1 市内に適用される環境基準の概要 50
- 2 水環境目標（抜粋） 56
- 3 環境法令等に基づく監視・規制制度の概略 58
- 4 ガイドラインに基づく取組の成果 62

※本書全体で次の略語を適宜用います。

- 環境管理計画 : 横浜市環境管理計画（2018年11月）
新たな環境管理計画 : 横浜市環境管理計画（202x年xx月）
ガイドライン : 生活環境保全推進ガイドライン（2019年3月）
プラン : 横浜市生活環境保全推進プラン（202x年xx月）
生活環境保全条例 : 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）

※本書掲載の一部の画像は、個人情報保護等の観点から必要な処置を施しています。

第1章 横浜市生活環境保全推進プランについて

1 経緯

大気・音・水・土壌といった生活環境分野については、これまで、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した横浜市環境管理計画（2018（平成30）年11月改定）の基本施策の1つである「生活環境」に位置付けられ、同計画において中長期的な目標や取組方針等を定めて施策を推進してきました。さらに、2019年には、同計画に掲げる「生活環境」の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的に分かりやすくまとめた「生活環境保全推進ガイドライン（2019（平成31）年3月策定）」を策定し、取り組んできました。

●（令和●）年●月に策定した新たな環境管理計画は、横浜の環境に関して、基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画としており、細かい施策・事業は盛り込まず、具体的な取組（目標・施策等）については、個別計画で推進していくとしています。

生活環境分野においては、市民の健康が守られるとともに、一人ひとりが日常生活の中で心地よさを実感している生活環境の実現を目指すことが重要です。これまでの生活環境の保全に関する取組に加えて、生活環境の状況を分かりやすく伝え、環境に配慮した行動を促す取組を進める必要があります。そこで、市民の心地よさの実感という視点を加え、2040年に向けた生活環境分野の目指す姿や環境目標等を定めるため、ガイドラインを改めるとともに、名称を「横浜市生活環境保全推進プラン」としました。

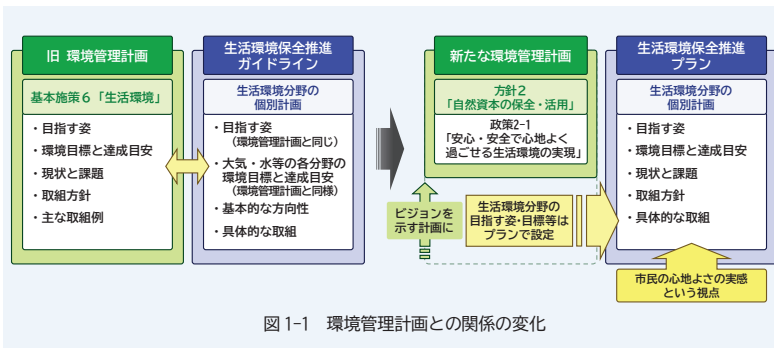


図1-1 環境管理計画との関係の変化

2 位置付け

本プランは、生活環境分野の計画として、環境管理計画と整合を図り、生活環境分野の環境目標や取組方針等を定めるとともに、横浜市が実施していく取組を体系的にまとめたものです。

新たな環境管理計画では、2040年の横浜の環境の目指す姿を「自然と共に自分らしく、心地よく暮らせるまち」とし、その実現に向けた4つの方針が整理されています。生活環境分野については、方針2「自然資本の保全・活用」の政策2-1「安心・安全で心地よく過ごせる生活環境の実現」等とされています。

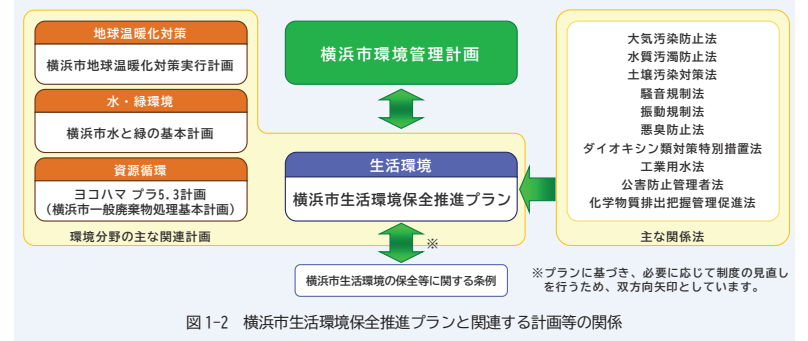


図1-2 横浜市生活環境保全推進プランと関連する計画等の関係

3 生活環境分野の範囲

本プランで扱う生活環境分野の範囲は、これまでと同様に、大気環境（大気汚染・悪臭）、水環境（水質汚濁）、地盤環境（土壌汚染・地盤沈下）及び音環境（騒音・振動）に関する内容を基本とします。

第2章
これまでの取組と現状

1 公害対策から生活環境保全への歩み

1950年代半ば以降の高度経済成長期の頃は、急激な産業発展と人口増加により、大気汚染や水質汚濁などの公害が深刻化し、生活環境への影響が社会問題となっていました。

産業活動による公害が表面化してきた当初は、公害関係法令の整備が不十分な状況であったため、横浜市は、事業者と公害防止協定（1964年に最初の協定を締結。現在の環境保全協定）を締結するなど、独自の公害対策を進めてきました。

1970年の公害国会では多くの公害関係法令が整備され、全国的な規制と監視体制の強化が図られました。横浜市も1971年に公害対策局を設置し、独自の指導要綱を複数定め、公害関係法令の規制と合わせて、地域の実情に応じた対策に取り組んできました。

その後も公害や生活環境に関する様々な課題が生じるたびに、事象に応じて、国が法令を定めたり、横浜市が条例や計画等を整備することで、適切な対策を進めてきました。これらの対策は、市民や事業者の理解と協力によって着実に成果につながり、現在の横浜の生活環境は大きく改善されています。その一方で、未だ解決していない課題も残されており、今後も継続的な対策が求められています。

公害の歴史を繰り返さないためにも、これまで築いてきた成果を確かな土台にし、より良い生活環境を目指して、今後も着実に対策を継続していくことが重要です。

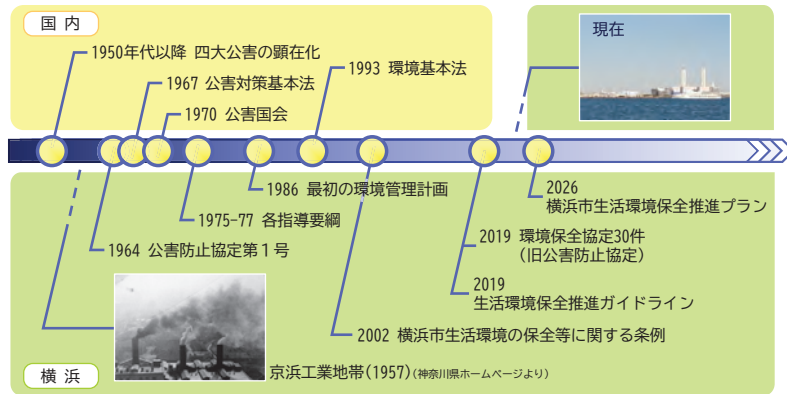


図2-1 公害対策の歩み

2 横浜の生活環境分野の現状

(1) 大気環境・水環境の概況

大気環境や水環境の状況を把握するため、市内全域に調査地点を設け、大気汚染物質や水質汚濁物質を継続的に監視しています。

ア 大気環境

大気汚染物質濃度の推移は、多くの項目で長期的に改善傾向にあります（図2-3）。しかし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの濃度の推移は、長期的にはやや減少傾向にあります。しかし、これまで明確な改善の傾向は見られていません（図2-4）。



図2-2 大気汚染物質の監視地点配置図

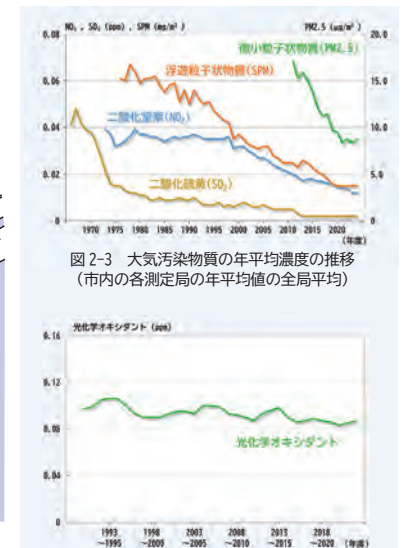


図2-3 大気汚染物質の年平均濃度の推移 (市内の各測定局の年平均値の全局平均)

図2-4 光化学オキシダント濃度の推移 (市内の各測定局の「日最高8時間値の年間99%値の3年移動平均値※」の最大値)

※環境省が設定した、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標です。

イ 水環境

河川の汚れの指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）は長期的に改善傾向にあり、近年も低濃度で推移しています。海域の汚れの指標となる化学的酸素要求量（COD）は長期的に横ばいの状況ですが、海域の富栄養化の指標となる全窒素や全りん濃度は長期的に改善傾向にあります（図 2-6、図 2-7）。



図 2-5 公共用水域の測定地点配置図
(河川の測定地点には、国土交通省又は大和市が測定している地点を含む)



図 2-6 BOD・CODの濃度の推移
(市内の各測定地点の年平均値の全地点平均)

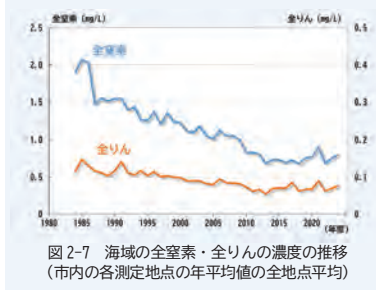


図 2-7 海域の全窒素・全りんの濃度の推移
(市内の各測定地点の年平均値の全地点平均)

(2) 環境基準・水環境目標の達成状況

2024 年度の環境基準の達成状況は表 2-1 のとおりです。また、横浜市水と緑の基本計画（2016 年 6 月改定）において、横浜の水環境の目指すべき目安として定めた水環境目標の 2024 年度の達成状況は表 2-2 のとおりです。

表 2-1 環境基準の達成状況（2024 年度実績）

分野	区分	項目	2024 年度の達成状況
大気環境	大気汚染物質	二酸化硫黄等 4 項目	100%
		二酸化窒素	100%
		光化学オキシダント	0%
	有害大気汚染物質	ベンゼン等 4 項目	100%
水環境	河川	生物化学的酸素要求量(BOD)	90%
		pH 等 6 項目(生活環境項目)	99~100%
		総水銀等 27 項目(健康項目)	100%
	海域	化学的酸素要求量(COD)	71%
		全窒素	86%
		全りん	43%
		pH 等 6 項目(生活環境項目)	87~100%
	総水銀等 25 項目(健康項目)	100%	
地盤環境	地下水	総水銀等 28 項目(概況調査)	96~100%
音環境	騒音	道路交通騒音(面的評価)	88%
		新幹線鉄道騒音	33%
ダイオキシン類	大気・水質・水底の底質・土壌の 4 区分		100%

※1 「達成地点数/測定地点数」の考え方で達成率を計算しています(端数は四捨五入。評価手法により一部項目は検体数ベースで計算)。
 ※2 二酸化窒素は横浜市の環境目標値(環境基準の下限值である 1 時間値の日平均値 0.04ppm)により評価しています。
 ※3 光化学オキシダントは旧環境基準(1 時間値が 0.06ppm 以下)により評価しています(2026 年 4 月 1 日に施行された新たな環境基準は 2026 年度の測定値から適用されるため)。

表 2-2 水環境目標の達成状況（2024 年度実績）

分野	区分	項目	2024 年度の達成状況
水環境	河川	生物化学的酸素要求量(BOD)	87%
		ふん便性大腸菌群数	24%
		生物指標による水質評価	92.1% (2022~2023 調査)
	海域	化学的酸素要求量(COD)	13%
		全窒素	38%
		全りん	13%
		ふん便性大腸菌群数	50% (2023 調査)
	生物指標による水質評価	100% (2020~2021 調査)	

※1 「達成地点数/測定地点数」の考え方で達成率を計算しています(端数は四捨五入)。
 ※2 海域のふん便性大腸菌群数は 3 年に 1 回の調査のため、2023 年度の結果を記載しています。
 ※3 生物指標による水質評価は、河川と海域を交互に 2 年間ずつ調査しているため、直近の結果を記載しています。

(3) 横浜の生活環境分野を取り巻く状況と課題

ここまで述べてきたとおり、現在の横浜の生活環境の状況は、都市基盤の整備や環境法令等の整備・運用のほか、市民や事業者等の環境負荷低減の取組の積み重ねにより、多くの項目で環境基準を達成し、大幅に改善しています。この達成状況は確実に維持していかなければなりません。

その一方で、対策を進めてきましたが、光化学オキシダントやアスベストなど依然として対応が必要な課題が残っています。また、新たな課題も出てきています。

ア 光化学オキシダント

大気中の光化学オキシダントは市内の全測定局で環境基準を達成できておらず(表2-1)、光化学スモッグ注意報も毎年度発令されている状況(図2-8)であるため、今後も対策を進めていく必要があります。

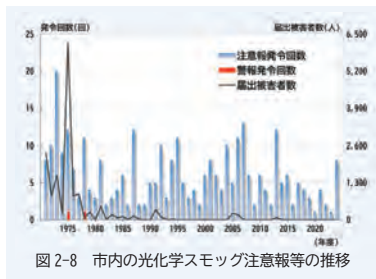


図2-8 市内の光化学スモッグ注意報等の推移

イ アスベスト

アスベストについては、これから建築物の解体工事件数のピークが訪れると予測されており、苦情件数も増加傾向にあることから、適切な対策が求められています(図2-9、図2-10)。

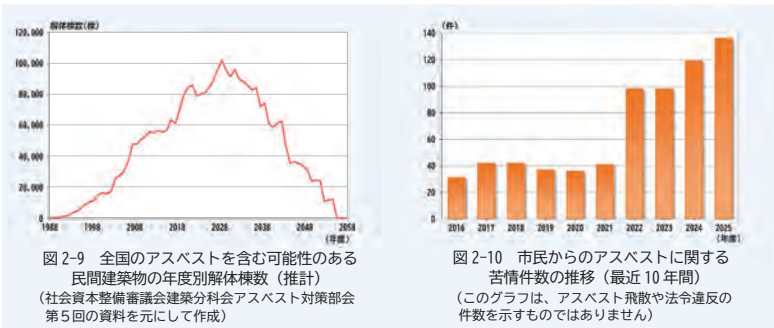


図2-9 全国のアスベストを含む可能性のある民間建築物の年度別解体棟数(推計)
(社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会第5回の資料を元にして作成)

図2-10 市民からのアスベストに関する苦情件数の推移(最近10年間)
(このグラフは、アスベスト飛散や法令違反の件数を示すものではありません)

ウ 新たな環境汚染物質

有機フッ素化合物(PFAS)やマイクロプラスチックといった新たな環境汚染物質についても、対応を進めていく必要があります。

エ 自然災害

近年は日本各地で大規模な地震や記録的豪雨等の甚大な被害をもたらす災害が発生しており(表2-3)、横浜でも記録的短時間大雨情報が発表される事例がありました。このような災害に伴う事業所からの化学物質の漏えい・流出等の懸念が高まっているため、化学物質に関する災害対応の強化が求められています。

表2-3 最大震度7が記録された地震

発生日月日	地震の名称 (災害の名称)
2024年1月1日	令和6年能登半島地震
2018年9月6日	平成30年北海道胆振東部地震
2016年4月14日、16日	平成28年(2016年)熊本地震
2011年3月11日	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)
2004年10月23日	平成16年(2004年)新潟県中越地震
1995年1月17日	平成7年(1995年)兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)

※ 気象庁ウェブサイト及び気象庁震度データベース検索の掲載情報(2026年5月12日閲覧)から作成しています。

オ 市民意識

市民満足度の観点からの対応も必要です。2025年度「環境に関する市民意識調査」の結果によると、身のまわりの環境について「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」と感じている方は80.6%※であることに対し、「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしていることが重要と感じている方は96.9%※でした(図2-11)。現在の環境の状況について一定程度の良い評価が得られているものの、重要と感じている市民の割合と比較すると差があるため、この差を縮めていく必要があります。

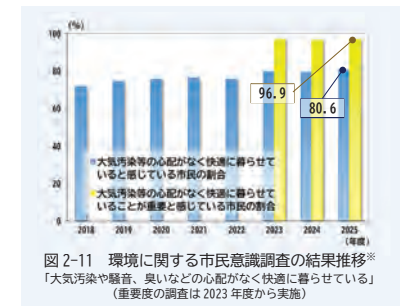


図2-11 環境に関する市民意識調査の結果推移※
「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」
(重要度の調査は2023年度から実施)

※ 「そう思う」又は「少し思う」、「重要」又は「少し重要」と回答した市民の割合の合計で、それぞれの設問で母数は同じです。

このほかに、身のまわりの環境について「川や池など親しみをを感じる水辺空間がある」と感じている方は63.2%※であることにに対し、「川や池など親しみをを感じる水辺空間がある」ことが重要と感じている方は77.4%※でした(図2-12)。親しみをを感じる水辺空間があることが重要と感じている方に比べて、実際に親しみをを感じる水辺空間があると感じている方は少ない状況であることから、河川の水環境に関心を持ってもらい、身近に感じてもらえるような取組を進めていく必要があります。

また、「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」という設問では、肯定的に感じている回答と重要と感じている回答の割合の差が大きく、市民意識の差が大きい状況です(図2-13)。生活環境に関する情報を市民に伝わるように発信していく必要があります。

以上のように、横浜の生活環境は、課題が残されているものの、多くの項目で環境基準を達成しており、良好な状況にあります。市民意識の差を縮めていくため、良好な生活環境を保つ取組や課題への対応を進めることに加え、現在の生活環境の状況を分かりやすく伝える取組など、市民の心地よさの実感という視点を取り入れることが求められています。

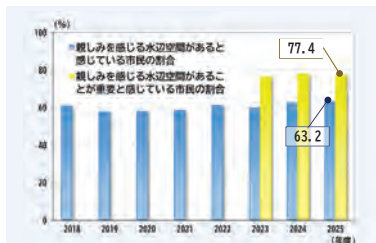


図2-12 環境に関する市民意識調査の結果推移※
「川や池など親しみをを感じる水辺空間がある」
(重要度の調査は2023年度から実施)

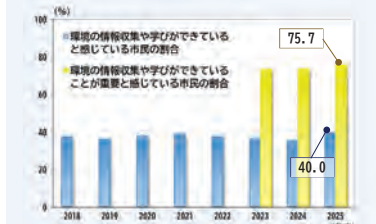


図2-13 環境に関する市民意識調査の結果推移※
「環境についての情報が収集できたり、学んだりできている」
(重要度の調査は2023年度から実施)

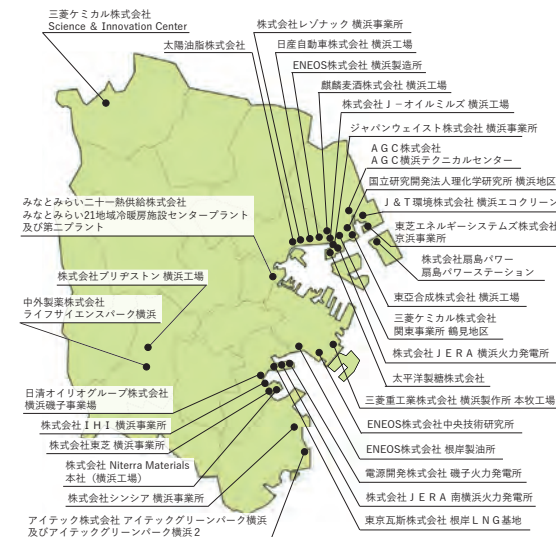
※「そう思う」又は「少しそう思う」、「重要」又は「少し重要」と回答した市民の割合の合計で、それぞれの設問で母数は同じです。

コラム1 事業者との連携による環境負荷の低減(環境保全協定)

1950年代半ば以降、日本は高度経済成長期を迎え、横浜市は臨海部でも産業活動が急速に拡大しました。その一方で、公害が深刻化し、市民の生活環境に大きな影響を及ぼすようになりました。このような状況を受け、横浜市は科学的データをもとに事業者と協議を重ね、1964年に火力発電所と「公害防止協定」を締結しました。事業者と対等の立場で交わした協定は、事業者が法律より厳しい公害対策を約束する内容でした。

その後、横浜市は臨海部の多くの事業者とも同様の協定を締結し、環境改善に連携して取り組んできました。事業計画段階から環境負荷の低減や回避について協議する取組は「横浜方式」と呼ばれ、後の環境アセスメント制度の先駆となりました。

現在では名称を「環境保全協定」に変更し、多様化する環境問題に対応していくため、大気汚染や水質汚濁等の対策に加え、地球温暖化対策や緑化などの分野を含めた幅広い内容に拡充されています。今後も協定の運用を通して、事業者との連携による環境負荷の低減に取り組んでいきます。



環境保全協定締結事業所(32事業所)の位置図(2025年度末時点)

第3章
プランの全体像

1 生活環境分野の目指す姿

市民・事業者・行政のあらゆる主体が生活環境の保全につながる様々な対策に取り組んできた結果、現在の横浜の生活環境が確保されています。本プランでは、第2章で述べた環境の現状や課題を踏まえ、今後もこの状況の維持、向上を図ることに加えて、市民の心地よさの実感という視点を取り入れ、目指す姿を設定します。

目指す姿

将来にわたり安全・安心で快適な生活環境の創出
～心地よさが実感できる大気・音・水・土壌環境～

(1) 目指す姿の基本的な考え方

これまでの環境管理計画やガイドラインでは、「安全・安心で快適な生活環境の保全」を目指す姿としてきました。「安全・安心」とは、大気汚染や水質汚濁等の環境負荷や環境リスクによる市民の「健康」への影響に関する視点であり、「快適」とは、近隣騒音や悪臭等による「市民生活」への影響に関する視点です。「安全・安心」と「快適」は明確に区別できるものではなく、人によっても捉え方は異なりますが、両者ともに重要な要素です。

本プランでは、この考えを引き継ぎ、市民の健康が守られ、日々の暮らしにおいて不快感なく過ごせる生活環境の確保に向けて取り組むとともに、さらに、実際に市民が心地よさを実感して暮らしていることが大切であることから、そのような状況を創り出すという意味を込めて、従来の「生活環境の保全」から一歩進んだ「生活環境の創出」を目指すとしています。

また、今の世代の責任として、現在の生活環境を確実に維持し、更なる向上を図り、次の世代へ引き継いでいくという意識を持つことも重要です。

本プランに掲げる取組を通じて、安全・安心で快適な生活環境を未来に引き継いでいくとともに、環境管理計画で掲げる「環境を賢明に保全・創出し、自然の恵みを受用できる健康で快適な暮らし」の実感につなげます。

(2) 心地よい生活環境とは

本プランでは、澄んだ空、川のせせらぎや草木の揺れる音、清涼で美しい川や海、健全で豊かな土壌など、個々の環境要素が良好な状態に保たれるとともに、それらが全体として調和し、市民が日々の暮らしの中で「気持ちのよさ」や「快適さ」を実感できる状況を「心地よい生活環境」としています。市民がこのような良好な状況を知り、実際に体感することを通じて、心地よさの実感につなげます。

2 環境目標

目指す姿の実現に向けて、3つの環境目標を掲げます。

目標1 大気汚染や水質汚濁等に対する未然防止の取組や環境汚染への対応により良好な生活環境が保たれるとともに、災害発生への備えが進み、将来にわたり健康で安全に暮らしています。

目標2 生活環境の状況や新たな環境リスクの情報が分かりやすく伝わり、安心して過ごしています。

目標3 あらゆる主体が環境行動の重要性を理解し、共に取り組むことで、市民が心地よい生活環境を実感しています。

大気汚染や水質汚濁等の未然防止や土壌汚染等の環境汚染への適切な対応により良好な生活環境を保つとともに、災害に起因する化学物質の漏えい・流出等への備えを進めることで、将来にわたり市民の健康と安全の確保を図ります。また、良好な生活環境の状況等を分かりやすく伝えることで、市民の安心感の醸成につなげます。さらに、市民・事業者・行政のあらゆる主体が良好な生活環境の保全と創出につながる様々な取組の重要性を共有することで、事業者や市民の主体的な環境行動を一層推進します。これらの目標達成に向けた各取組の推進により、市民が日々の生活の中で生活環境の心地よさを実感することを目指します。

3 計画期間

本プランの計画期間は、2040年度までとします。

4 取組方針

環境目標の達成に向けて、主軸となる3つの取組方針を定めます。市民・事業者・行政のあらゆる主体が協力していくことが大切であることを踏まえ、市民や事業者等と共に取り組んでいく方針を第一とし、生活環境の保全に関する基盤的取組や課題対応の方針を第二、第三として整理しました。

取組の推進にあたっては、デジタル技術の活用などの検討を進め、行政サービスの質の向上を図ります。(詳細は第4章に掲載)

取組方針1 市民・事業者等との共創の推進

地域の生活環境を良好に保つためには、事業活動や日常生活に伴う生活環境への影響を小さくするよう、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で主体的に行動するとともに、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。情報発信や多様な主体との取組を通じて環境行動の重要性を共有し、環境意識の更なる醸成と主体的な環境行動の促進を目指します。また、生活環境に関する広域的な課題の解決に向けて、近隣自治体等と連携した取組を進めます。

取組方針2 生活環境の確実な保全

これまで、公害や生活環境に関する様々な課題に対し、環境法令等に基づく規制・指導、環境調査、環境中への漏えいや汚染への適切な対応など、基盤的な取組を着実に実施し、生活環境の保全に取り組んできました。今後も、環境負荷の低減や生活環境の悪化の未然防止に向けて、これらの取組を継続して実施していくことで、現在の生活環境を将来にわたって確実に保全します。

取組方針3 より良好な生活環境の創出

継続的な課題である光化学オキシダントやアスベスト等への対策、有機フッ素化合物(PFAS)等の新たな環境汚染物質への対応、災害に伴う事業所からの化学物質の漏えい・流出等に対する備えなど、多様な課題が生じています。これらの課題に対して先を見据えて実効性のある取組を推進することで、環境負荷や環境リスクの低減を図り、現在よりも良好な生活環境の創出につなげます。

5 取組方針ごとの具体的な取組の例

各取組方針に基づき、施策や具体的な取組を展開します。ここでは具体的な取組の例を紹介します。各取組の詳細は、第4章にまとめています。

取組方針1

環境保全プロモーション

市民や事業者の主体的な環境行動を推進するため、事業者と連携した動画やSNSを活用して、親しみやすい内容で環境保全に関する広報を行います。



事業者の取組を紹介する動画の1コマ

取組方針1

水辺の魅力プロモーション (よこはま水辺推し活)

水環境への意識の向上を図るため、水辺への興味や愛着を育む「よこはま水辺推し活」を、市民参加型の水環境調査等により展開します。



水環境調査の様子

取組方針1

自治体間の 広域連携の取組

光化学オキシダント対策や東京湾の水質改善に係る調査などの広域的な環境課題に対し、自治体間の連携の枠組みを活用して取り組みます。



東京湾環境マップ

取組方針2

届出審査・立入検査等

事業者の規制基準等の遵守を確認するため、環境法令等に基づく届出審査や事業所への計画的な立入検査等を実施します。



事業所への立入検査
(排出ガス測定)

取組方針3

アスベスト対策

これから建築物の解体工事件数のピークが見込まれ、依然として対応が必要な課題であるため、届出等の確認や立入検査のほか、法制度の周知を図ります。



浮遊アスベスト濃度の測定

取組方針3

災害対応体制の整備・ 災害対応訓練

災害に伴う化学物質の漏えい等による影響を抑えるため、平常時から災害対応体制の整備や災害対応訓練等を実施し、災害対応力の向上を図ります。



協定締結機関と合同で
実施した災害対応訓練

6 施策体系

目指す姿、環境目標、取組方針、施策及び具体的な取組の関係は、体系図（図3-1）のとおりです。施策は多岐にわたるため、施策ごとの目標も定めています（図3-2）。



図3-1 横浜市生活環境保全推進プランの体系

取組方針1 市民・事業者等との共創の推進	
施策	施策ごとの目標
伝える広報・啓発	・市民や事業者に生活環境に関する様々な情報が伝わることで理解が深まり、主体的な環境行動につながっています。
市民・事業者との協働・連携	・市民や事業者の力を生かした取組が進められ、環境意識の向上と持続可能な環境づくりが進んでいます。
自治体等との広域連携	・広域的な環境課題の解決に向けて、自治体等との連携した取組が進められています。

取組方針2 生活環境の確実な保全	
施策	施策ごとの目標
環境法令等に基づく規制・指導	・事業者の法令遵守により、環境負荷の低減が図られ、良好な生活環境が保たれています。 ・環境基準の達成が確実に維持されているとともに、未達成項目の達成率が向上しています。
環境状況の把握	・生活環境の状況を確実かつ継続的に把握し、環境保全行政の基盤となる基礎データを収集できています。 ・生活環境の状況を公表することで、市民の安心につながっています。
相談・通報への対応	・迅速かつ適切な相談・通報対応が行われるとともに、未然防止・再発防止に向けた対応が継続され、市民の健康被害や生活環境の悪化が防がれています。
化学物質対策	・PRTR制度に基づき、化学物質の排出量・移動量が適正に把握されています。 ・化学物質の適正な使用・管理が進んでいます。

取組方針3 より良好な生活環境の創出	
施策	施策ごとの目標
継続的な課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■光化学オキシダント対策 <ul style="list-style-type: none"> ・揮発性有機化合物（VOC）排出対策により、事業者の自主的取組が一層推進されると同時に、市民のVOCに対する意識向上が図られています。 ・科学的な調査研究により、発生メカニズムの解明が進んでいます。 ■アスベスト対策 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な周知・規制・検査等により、解体等工事でのアスベスト飛散が防止されています。 ■東京湾の水質改善の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾に流入する事業所排水について、汚濁負荷量の把握・規制により、富栄養化対策が進んでいます。
新たな環境汚染物質への対応	・環境中の実態把握を行い、事業者の適切な管理を促すとともに情報公開を行うことで、市民の健康や生活環境保全につながっています。
災害への備え	・災害対応体制の整備や訓練等の実施により、災害時の迅速な対応と被害の最小化に向けた備えが進んでいます。

図3-2 施策ごとの目標一覧

7 進捗管理

(1) 進捗管理の方法

本プランの進捗管理は、大気環境や水環境等の生活環境の状況、環境目標の達成状況の評価、本プランに基づく取組の実施状況等を取りまとめた年次報告書の作成により行います。環境目標の達成状況については、「達成の目安」を設定し、その目安と現状を比較することにより、総合的に評価します。作成した年次報告書は、インターネット等の手法により広く市民や事業者等に向けて公表します。

また、本プランは2040年度までの環境目標を掲げていますが、進捗や時代の変化に応じて取組方針や施策の修正が必要となることも想定されます。そこで、5年程度の適切な期間ごとに、取組方針や施策が適切なものとなっているかどうかの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

(2) 達成の目安

環境目標の達成状況を測るために、環境目標の総体に対して「達成の目安」を4つ設定します。これらの目安と現在の状況を比較することで、環境目標がどの程度達成されているかを総合的に評価します。

目安1 環境基準の達成率の向上及び継続的な達成

目安2 生活環境に関する満足度の向上

目安3 環境情報等の収集に関する満足度の向上

目安4 環境行動の実践率の維持及び向上

目安1は、環境保全行政の政策目標である環境基準を用いることとし、その評価方法は国が示すものを用いることとします。具体的な環境基準の例と達成の状況は、表3-1のとおりです。

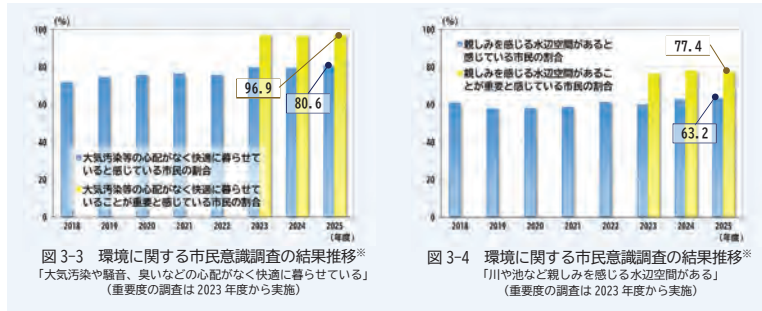
目安2～4は、市民実感を把握する必要があるため、意識調査などの手法により得られた結果を用いて評価します。調査結果の例は、図3-3～図3-7のとおりです。

表3-1 目安1に関する環境基準の例と2024年度の達成状況

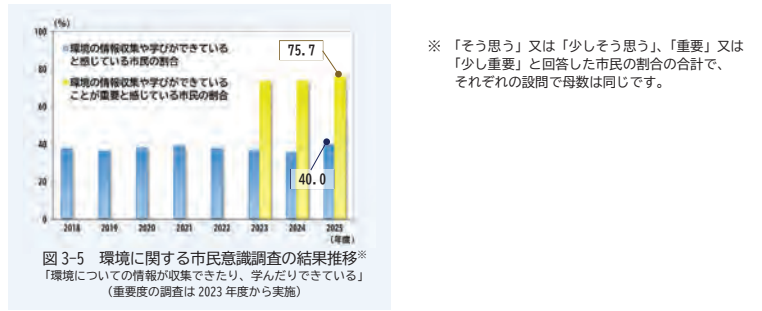
分野	項目	環境基準（一部を抜粋）	2024年度の達成率
大気環境	二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	100%
	光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06 ppm以下であること。	0%
	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	100%
水環境	（河川） 生物化学的酸素要求量（BOD）	B類型 3 mg/L以下、C類型 5 mg/L以下、D類型 8 mg/L以下	90%
	（海域） 化学的酸素要求量（COD）	B類型 3 mg/L以下、C類型 8 mg/L以下	71%
	（海域） 全窒素	Ⅲ類型 0.6 mg/L以下、Ⅳ類型 1 mg/L以下	86%
	（海域） 全りん	Ⅲ類型 0.05 mg/L以下、Ⅳ類型 0.09 mg/L以下	43%
地盤環境	（地下水） 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	100% （概況調査）
	（土壌） ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g以下	100%
音環境	騒音	道路に面する地域 ・幹線交通を担う道路に近接する空間 昼間 70 dB以下 夜間 65 dB以下 ・A地域 昼間 60 dB以下 夜間 55 dB以下 ・B地域 昼間 65 dB以下 夜間 60 dB以下 ・C地域 昼間 65 dB以下 夜間 60 dB以下	道路交通騒音 （面的評価） 88%

- ※1 環境基準の達成率が100%の項目は、環境の現状非悪化の趣旨を踏まえ、継続的に100%を目指します。環境基準の達成率が100%に至っていない項目は、達成率100%を目指します。
- ※2 二酸化窒素について、横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04 ppm）を環境目標値としており、目安1の評価でも環境目標値を用います。
- ※3 光化学オキシダントについて、本表では2024年度の達成状況を記載しているため、旧環境基準を記載しています。2026年度以降の光化学オキシダントの測定値については、2026年4月1日に施行された新たな環境基準を用いて評価します。
・2026年4月1日施行の光化学オキシダントの環境基準
「オゾンとして、8時間値が0.07 ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04 ppm以下であること。」
- ※4 各項目の測定値の扱いは、国が示す方法を用います。
- ※5 環境基準の一覧と詳細は、資料編をご覧ください。

■目安2に関する意識調査結果の例



■目安3に関する意識調査結果の例

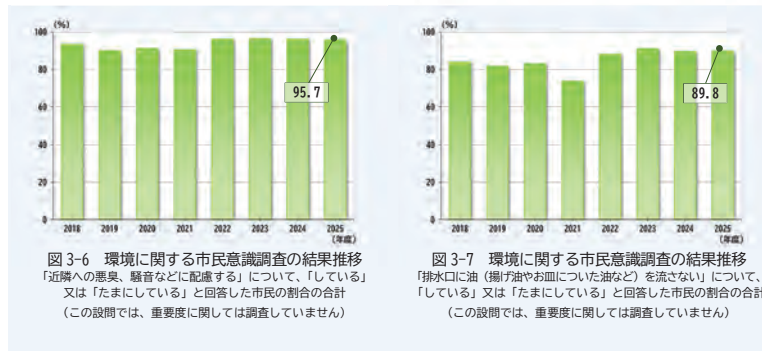


※「そう思う」又は「少しそう思う」、「重要」又は「少し重要」と回答した市民の割合の合計で、それぞれの設問で母数は同じです。

第4章

取組方針ごとの施策と具体的な取組

■目安4に関する意識調査結果の例



1 市民・事業者等との共創の推進（取組方針1）

施策1-1 伝わる広報

事業者の環境負荷低減の取組や市民の環境に配慮した行動などにより、現在の生活環境が保たれています。横浜の環境に関心を持ってもらうため、生活環境の状況、生活環境保全の取組や経緯等を分かりやすく伝えることが重要です。このような情報が広く伝わることで理解と共感が深まり、主体的な環境行動につながることを期待されます。市民や事業者の視点に立ち、生活環境保全に関する情報を分かりやすく、効果的に伝える取組を進めます。また、環境意識を育むことも大切であることから、体験をはじめとした学びの機会を設けるなど、環境教育の取組も進めます。

施策1-1の目標

- ・市民や事業者が生活環境に関する様々な情報が伝わることで理解が深まり、主体的な環境行動につながっています。

施策1-1の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・広報の実績（イベント参加、動画発信等） 5件/年

取組1-1-① 環境保全プロモーション

横浜の環境に関心を持ってもらうため、「ゆるっと学ぼう」をコンセプトに掲げ、生活環境の状況や生活環境保全の取組を分かりやすく伝える広報プロジェクト「Y-Labo（ワイラボ）」を展開します。法令等に関する専門用語をなるべく使わずに、キャラクター「環境リスくん・リス子ちゃん」を用いて、横浜市ウェブサイトへの情報掲載のほか、動画やSNS等も活用して親しみやすい内容で発信します。横浜市の取組のほか、事業者の生活環境保全の取組にも焦点を当てるなど、多様な内容を扱います。

これらの広報を通じて、市民や事業者の環境意識の向上を図り、日常の中での環境行動の推進につなげます。



図4-1 事業者の取組を紹介する動画の1コマ



図4-2 Y-Labo（ワイラボ）

取組1-1-② 環境教育イベント

身近な生活環境への関心や理解を深めてもらい、自分ごととして意識してもらうために、イベント等の機会をとらえてブース出展などを行い、情報発信や啓発に取り組みます。子どもが楽しみながら学べる環境教育イベントの開催にも努め、体験を通じて環境を学ぶ機会を提供し、生活環境保全の意識を育むことにつなげます。



図4-3 イベント出展

取組1-1-③ 環境教育出前講座

生活環境保全に関する理解を深めてもらうため、学校や企業などを対象にした出前講座を実施します。興味を持って学べるよう、講義のほか、ワークショップ等の体験型プログラムも活用することで、身のまわりの環境問題について考え、行動につなげる機会を作ります。



図4-4 出前講座

コラム2 環境科学研究所の施設公開と環境教育

環境科学研究所では施設公開と環境教育が一体化したイベントとして「夏休み子ども環境科学教室」を実施しています。生物多様性・水質・都市の暑さ対策など8つのグループの職員が自身の業務に関連したテーマで趣向を凝らしたワークショップやミニ実験を実施するとともに、研究所内の分析装置などを見ることができる施設見学を行っています。



マイクロプラスチック調査体験

ワークショップの中でも、実際に横浜市内の海岸で採取した砂の中からマイクロプラスチックを探し出す調査実習は人気が高く、他の環境イベントでのブース出展や小学校等への出前講座としても実施しています。

また、夏休み子ども環境科学教室以外にも随時施設見学を実施しています。その際には見学にとどまらず、体験を通じた科学学習や環境学習となるように心掛け、子どもたちをはじめ市民の皆様が科学や環境に興味を持ってもらえるよう努めています。

施策1-2 市民・事業者との協働・連携

良好な生活環境の創出に向けては、市民・事業者・行政が主体的にそれぞれの取組を進めるとともに、他者との協働や連携を図りながら対応していく必要があります。市民力を生かした身近な水辺の調査と水辺環境の魅力発信、事業者との連携による環境保全の取組、協議会等との連携による情報共有など、多様な主体との取組を推進します。これらの取組を通して、市民や事業者の生活環境への関心を高め、環境行動の推進につなげます。

施策1-2の目標

- ・市民や事業者の力を生かした取組が進められ、環境意識の向上と持続可能な環境づくりが進んでいます。

施策1-2の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・水辺の魅力プロモーションの実績（イベント参加、SNS投稿等） 5件/年

取組1-2-① 水辺の魅力プロモーション（よこはま水辺推し活）

横浜の水環境の魅力を市民と共有し、関心や理解を深めることで、地域における水環境への意識の向上を図ります。そこで、水辺への興味や愛着を育む水辺の魅力プロモーション「よこはま水辺推し活」を展開します。

この推し活では、市民参加型の水環境調査「よこはま水辺レポート」を推進しています。共通の指標「みずしるべ」を用いて水辺の現状や魅力を可視化し、その結果を横浜市が発信・共有しています。

さらに、市民・事業者との協働・連携による水辺の魅力向上の取組として、イベントの開催や情報発信、環境学習や保全活動の支援などを進めます。多様な主体がそれぞれの立場で関わりながら、水辺の魅力を共に高め、共有していくことで、持続可能な水環境の形成を目指します。

※「みずしるべ」とは、水辺を「自然のすがた」「ゆたかな生物」「水のきれいさ」「快適な水辺」「地域とのつながり」の5つの視点から総合的に評価し、レーダーチャートで可視化できる指標です。



図4-5 よこはま水辺推し活



図4-6 よこはま水辺レポート



図4-7 イベントでの情報発信

取組1-2-② ネーミングライツの活用

施設維持管理コストの軽減と施設の魅力向上や環境保全等に資することを目的として、生活環境分野においても、ネーミングライツ（命名権）を導入します。

2025年度には、二酸化窒素等の大気汚染物質を常時監視している「大気常時監視測定局」について命名権の契約を締結しました。事業者の提案を受け、測定局舎を活用した環境教育に資する取組を進めます。今後も状況に応じて、保有施設の活用の可能性について検討します。



図4-8 ネーミングライツによる測定局舎ラッピング

取組1-2-③ 環境保全協定の運用

事業活動に伴う環境負荷の一層の低減に向けて、生活環境保全条例に定める要件に該当する事業者と環境保全協定を締結しています。この協定では、多様化した環境問題に適切に対応していくため、大気汚染や水質汚濁などの生活環境分野のほか、地球温暖化対策や緑化などの分野について定めています。協定の運用を通して事業者との連携を図り、生活環境の保全と一層の向上を目指します。

取組1-2-④ 協議会等との連携の取組

横浜の環境保全・向上を目的として、横浜市環境保全協議会*と連携した取組を進めます。事業者の環境管理の一助とするため、同協議会の環境実務担当者向けに環境法令等に関する動画を配信するほか、同協議会発行の会報誌への記事掲載などにより情報提供や周知啓発に取り組みます。



図4-9 会報誌「かんきょう横浜」
(画像提供：横浜市環境保全協議会)

【その他の関連取組】

横浜市環境技術協議会や一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会との連携の取組

※横浜市環境保全協議会は、工場及び事業所等における環境保全に関する知識と技術の涵養や交流を図るとともに、関係行政機関との連携により、地域の環境保全・向上に資することを目的として横浜商工会議所に設置された組織です。市内の工場及び事業所で構成されており、横浜市も参加しています。

コラム3 水辺の魅力で育む学びの場 –よこはま水辺レポート–

2025年から始まった「よこはま水辺レポート」は、身近な水辺の魅力をもつてシェアする取組です。

地域のイベントや小学校の授業といった場でも実施され、子どもたちから「川が思ったよりきれい」「魚が多くてびっくり!」といった新たな魅力発見の声も!また、市内中学校科学部の生徒が多く参加した舞岡川でのハグロトンボ調査とも一緒に実施しました。その様子を記録した動画が「環境教育・ESD実践動画100選」に選ばれるなど、学びの場としても高く評価されました。

「よこはま水辺レポート」は、子どもから大人まで、誰でも気軽に参加できる取組として広がっています。あなたの発見が誰かの「押し水辺」になるかも!



地域イベント
(生き物調査)



舞岡川での合同調査
(簡易水質試験)

コラム4 豊かな海づくり事業

環境科学研究所とJFEスチール株式会社が連携して、生物の持つ水質浄化能力に注目し、山下公園前海域の生物相を回復することで、海域の水質浄化能力を向上させることを目的とした取組を実施しています。

2013年に山下公園前海域に鉄鋼スラグ製品を用いたつき磯を造成することで生物の生息環境を改善し、その後も取組の効果を検証するため、生物相モニタリング調査を毎年実施しています。また、横浜の海に関心を持ってもらうための取組として、小学生を対象とした環境教育出前講座や、市民向けのイベント等を通じた普及啓発を実施しています。



山下公園前の海底



市民向けイベントでの啓発

施策1-3 自治体等との広域連携

自治体の境界を越えて広域的に対応すべき課題に対しては、近隣自治体間で協調して効果的な対策を講じていく必要があります。九都県市*の枠組みや神奈川県・川崎市との連携などを通じて、光化学オキシダントや東京湾の水質などの広域で懸案となっている環境課題に対し、調査や対策を継続的かつ計画的に実施します。

*埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

施策1-3の目標

・広域的な環境課題の解決に向けて、自治体等との連携した取組が進められています。

施策1-3の目標達成に向けた取組実施の目安

・広域連携の枠組みへの参加(会議・ワーキング・調査等) 15回/年

取組1-3-① 自治体間の広域連携の取組

広域的な環境課題に対し、自治体間の連携の枠組みを活用して取り組みます。例えば、九都県市首脳会議環境問題対策委員会の枠組みでは、光化学オキシダント・微小粒子状物質対策、ディーゼル車運行規制等の交通環境対策、東京湾の水質改善に係る調査等について、広域的な施策を検討し、解決に向けて取り組みます。



図4-10 東京湾環境マップ

【その他の関連取組】

東京湾再生推進会議モニタリング分科会、東京湾岸自治体環境保全会議、神奈川県公害防止推進協議会

取組1-3-② 研究機関との広域調査等

広域的な環境課題への対策を進めるためには、科学的根拠に基づく施策検討が欠かせないため、自治体の環境研究機関の連携枠組みにより、調査・解析等に取り組みます。例えば、関東地方大気環境対策推進連絡会の枠組みでは光化学オキシダント等の対策を進めるため、大気汚染の実態解明や行政施策の効果検証などに取り組みます。

【その他の関連取組】

全国環境研協議会、神奈川県環境研究機関協議会、神奈川県公害防止推進協議会



図4-11 2023年度合同調査結果
(ホルムアルデヒドの濃度分布 成果例)

2 生活環境の確実な保全（取組方針2）

施策 2-1 環境法令等に基づく規制・指導

これまで公害や生活環境に関する様々な課題が生じるたびに、時代の要請に応じて環境法令等*が整備され、事業者による環境法令等の遵守を通じて、生活環境が保全されてきました。現在の生活環境を将来にわたって確実に維持していくためには、生活環境の悪化を未然に防止することが重要です。生活環境の保全の基礎となる環境法令等に基づく規制・指導を着実に実施します。

※大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、工業用水法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び生活環境保全条例をまとめて「環境法令等」と記します。

施策 2-1 の目標

- ・事業者の法令遵守により、環境負荷の低減が図られ、良好な生活環境が保たれています。
- ・環境基準の達成が確実に維持されているとともに、未達成項目の達成率が向上しています。

施策 2-1 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・規制・指導業務の着実な実施

取組 2-1-① 届出審査・立入検査等

事業所や建設作業現場等の固定発生源に関して、環境法令等に基づく事業者からの許可申請・届出等の受付及び審査を行うとともに、事業者が大気・水質・騒音・振動などの規制基準等を遵守するよう必要な指導を行います。また、規制基準等の遵守状況を確認するため、立入検査を計画的に実施します。このほかに、排出規模の大きい事業所に対しては、テレメータシステムによる排出状況の継続的な監視を実施します。土壤汚染対策としては、汚染の可能性のある土地の土壤調査や、土壤汚染が認められた場合の適正な土地の管理などについて、事業者や土地の所有者等に対して必要な指導を行います。



図 4-12 窓口での届出対応



図 4-13 事業所での排出ガス測定

【その他の関連取組】

大気汚染物質排出量調査、汚染土壌処理業の許可に関する事務、土壤汚染対策出前講座・出張窓口、事故時・非常時の措置、届出事業者等の名簿公表

取組 2-1-② 自動車等の移動発生源対策

神奈川県が策定する「神奈川県自動車 NOx・PM 総量削減計画」の目標達成を目指し、自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）を低減するため、神奈川県条例に基づき、市内を走行するディーゼル車の運行規制を行います。実効性を確保するため、九都県市で連携して周知や車両検査を行うなど、広域で対策を進めます。

道路交通による騒音・振動が各規制法の要請限度を超えた場合、生活環境の悪化を防ぐため、騒音の場合は公安委員会へ速度制限等を、振動の場合は道路管理者へ道路修繕等を、また必要に応じて公安委員会にも要請を行います。

【その他の関連取組】

集合住宅室内音環境指導書による家屋側での防音対策の推進、在来鉄道の騒音・振動測定



図 4-14 街道での車両検査



図 4-15 道路交通騒音の測定

取組 2-1-③ 他制度と連動した取組

新たな開発や土地利用、産業廃棄物処理施設の建設などの行為は、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、これらの行為に伴う他制度の手續に連動し、環境法令等の遵守に関する事前調整を行います。

【主な他制度の手續】

横浜市開発審査会、横浜市建築審査会、横浜市土地利用総合調整会議、横浜市産業廃棄物処理用地等調整会議

施策 2-2 環境状況の把握

環境保全行政を推進していくためには、基礎データとなる環境の状況を正確に把握することが不可欠です。常時測定による環境監視や大気汚染物質・水質汚濁物質等を定期的に測定する環境調査を実施し、環境基準等の達成状況や環境保全に関する施策の効果の確認等を行います。また、常時測定や環境調査の結果を公表するとともに、光化学スモッグ注意報などの市民の健康被害を未然に防止するための情報発信を行います。

施策 2-2 の目標

- ・生活環境の状況を確実かつ継続的に把握し、環境保全行政の基盤となる基礎データを収集できています。
- ・生活環境の状況を公表することで、市民の安心につながっています。

施策 2-2 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・環境監視や環境調査の計画的な実施

取組 2-2-① 常時測定による環境監視

大気環境の状況を継続的に把握し、環境基準の適否等や施策の効果を確認するため、市内に設置した一般環境大気測定局（19局）と自動車排出ガス測定局（8局）において、二酸化窒素等の大気汚染物質の常時測定を実施します。

また、市内の放射線量の状況を継続的に把握するため、市内に設置した放射線モニタリングポスト（1箇所）において、大気中の空間放射線量（ガンマ線）の常時測定を実施します。

【その他の関連取組】

光化学スモッグ注意報等への対応、PM_{2.5}高濃度予報への対応



図 4-16 測定局舎内の測定機器

取組 2-2-② 市内の環境調査

市内の環境の状況を把握するとともに、環境基準等の達成状況や施策の効果を確認するため、定期的に環境調査を行います。

環境基準や指針値等が設定された項目に関して、有害大気汚染物質、公共用水域の水質、地下水の水質及びダイオキシン類（大気、水質、土壌）の調査を行うほか、道路交通騒音や新幹線鉄道騒音・振動の測定を実施します。

このほかに、地盤沈下を監視するため、精密水準測量や地下水観測井による地下水位等の観測を行います。

また、市内の水環境の目指すべき目安として設定された水環境目標に関して、公共用水域の水質調査や生物指標による水質評価を実施します。さらに、水環境への意識の向上を図るため、市民参加型の水環境調査を進めます。

【その他の関連取組】

大気中のアスベスト濃度の測定、
化学物質環境実態調査（環境省からの委託）

取組 2-2-③ 監視・調査結果の公表

市内の生活環境の状況を把握するための重要な基礎データとして、常時測定や環境調査により得られた結果を年次報告書や横浜市ウェブサイトへの掲載により公表し、市民の安心につなげます。

また、生活環境の基礎データを活用しやすくするため、今後も継続してオープンデータ化に取り組むとともに、オープンデータ化にあたっては機械判読しやすい形式での提供など、デジタル技術の活用を想定した対応も進めます。

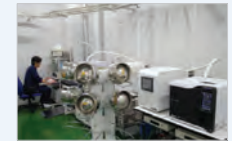


図 4-17 GC-MSによる有害大気汚染物質の分析（環境科学研究所）



図 4-18 地下水水位の観測



図 4-19 水環境目標に関する調査



図 4-20 大気情報の公表

施策 2-3 相談・通報への対応

事業所に対する排出ガスや排水の規制などにより、市内全域の大気環境や水環境等の状況は大きく改善されています。一方で、屋外燃焼による煙、建設・解体作業に伴う騒音、粉じん等の身近な生活環境に関する苦情相談は依然として寄せられています。そのため、これらの苦情相談に迅速かつ適切に対応します。また、水質事故の通報が寄せられた場合には、速やかに対応し、被害の拡大防止を図ります。

施策 2-3 の目標

- ・迅速かつ適切な相談・通報対応が行われるとともに、未然防止・再発防止に向けた対応が継続され、市民の健康被害や生活環境の悪化が防がれています。

施策 2-3 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・迅速かつ適切な対応の実施

取組 2-3-① 騒音・悪臭等の相談対応

騒音・悪臭等の生活環境に関する苦情相談が寄せられた場合には、迅速に対応するため、受付日から原則として3日以内（閉庁日除く）に現地調査等による初動対応を行います。原因物質の特定が必要な場合は、粉じんや悪臭などの分析を実施します。発生源者に対しては、環境法令等の適用の有無に応じて規制・指導や配慮要請を行います。あわせて、騒音、悪臭、屋外燃焼行為等に関するリーフレットの配布などにより、未然防止を図ります。

また、横浜市道路交通環境対策連絡会議や横浜市鉄道環境対策連絡会議により、高速道路や鉄道の事業者、神奈川県警察等と情報を共有し、沿線住民の生活環境の保全を図ります。

【その他の関連取組】 市民・事業者への騒音計等機器の貸出し支援

取組 2-3-② 水質事故対応

通報により公共用水域で水質事故が確認されたときは、事故の収束を図るため、土木事務所等の関係機関と連携して迅速に現地を調査します。必要に応じて水質を分析し、原因究明を図ります。原因者が特定できた場合は、再発防止のための指導等を行います。平常時にはリーフレット配布などにより注意喚起を行い、事故の未然防止を図ります。



図 4-21 現地調査



図 4-22 水質事故（白濁）

コラム 5 生活環境に関する相談と公害の未然防止

「近所で物を燃やして煙や臭いがつらい」「工事の音が大きくて困っている」など、市民から寄せられる生活環境に関する相談は、毎年約 2,700 件にのぼります。特に、建設工事に伴う粉じんや騒音・振動に関する相談が多いため、横浜市では事業者に対し、十分な散水や低騒音・低振動工法の採用などを促すことで、公害の未然防止に努めています。

また近年は、一般家庭から生じる人声や足音、楽器の音といった生活騒音に加え、家庭用薪ストーブに関する相談も増えています。これら日常生活に起因する騒音や煙などは法令上の規制対象ではありませんが、快適な生活環境を保つためには、地域でのルールづくりや当事者同士の話し合いが大切です。横浜市では、当事者間の円滑な問題解決を図るため、リーフレットを用いた啓発等に取り組んでいます。



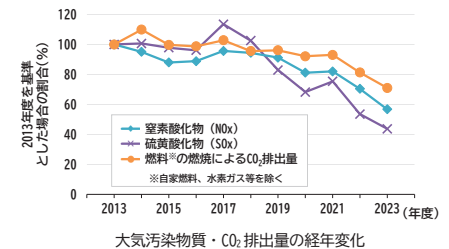
生活騒音リーフレット

コラム 6 大気環境の保全と気候変動対策

事業所で石油などの化石燃料が燃焼されると、排ガスとして、大気汚染物質である窒素酸化物（NOx）や硫酸酸化物（SOx）などが排出されるとともに、気候変動の要因となる温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO₂）も排出されます。

大気環境の保全のため、大気汚染物質の削減を進めていくことは、気候変動対策にもつながります。

横浜市では毎年、ボイラーや焼却炉等を設置している工場等を対象に大気汚染物質排出量調査を行っています。この調査結果から、事業者の取組により、NOx、SOx とともに CO₂ 排出量の削減が進んでいることが分かります。（右図）



施策 2-4 化学物質対策

環境中に放出された化学物質がヒトや動植物に悪影響を及ぼす可能性のことを化学物質の環境リスクと呼びます。化学物質による環境リスクを低減するため、PRTR 制度の運用による化学物質の排出量・移動量の適正な把握や市民・事業者への普及啓発等の取組を通じて、化学物質の適正な使用や管理を促し、環境中への排出総量の削減を図ります。

施策 2-4 の目標

- ・ PRTR 制度に基づき、化学物質の排出量・移動量が適正に把握されています。
- ・ 化学物質の適正な使用・管理が進んでいます。

施策 2-4 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・ 各取組の計画的な推進

取組 2-4-① PRTR 制度の運用

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）は、化学物質がどこからどのくらい環境に排出されたのかという情報を把握し、集計し、公表する仕組みです。市内事業者からの届出に関する事務を行うとともに、集計結果を横浜市ウェブサイト上で公表します。この制度の運用を通じて、事業者による化学物質の自主的な適正管理を促します。



図 4-23 PRTR 制度に基づく市内の化学物質排出量の推移

取組 2-4-② 適正な化学物質管理の普及啓発

セミナー等を開催することで、市民の化学物質への理解を深め、日常生活等における化学物質の適正使用につなげます。事業者に対しては、講習会等により事業における化学物質の適正使用・管理を促します。これらの取組は、関係機関と連携して効果的に実施します。



図 4-24 2025 年度化学物質市民セミナー

取組 2-4-③ ゴルフ場の農業対策

ゴルフ場周辺地域における良好な環境を保全するため、市内 5 か所のゴルフ場と「農業の使用に係る環境保全協定」を締結しています。この協定に基づき、各ゴルフ場の農業使用計画や使用実績等を把握し、適正使用を推進します。

3 より良好な生活環境の創出（取組方針 3）

施策 3-1 継続的な課題への対応

光化学オキシダントは環境基準を達成しておらず、東京湾の水質に関しても一部の地点で環境基準を達成できない状況が続いています。広域的な対応が必要な課題であるため、国や他自治体と協力して科学的知見に基づく調査研究や発生源対策に取り組みます。また、アスベストについては、今後、建築物の解体工事件数がピークを迎えると見込まれており、市民の関心も高まっています。市民の安全・安心の確保に向けて、実効性のある取組を推進します。

施策 3-1 の目標

■光化学オキシダント対策

- ・ 揮発性有機化合物（VOC）排出対策により、事業者の自主的な取組が一層推進されると同時に、市民の VOC に対する意識向上が図られています。
- ・ 科学的な調査研究により、発生メカニズムの解明が進んでいます。

■アスベスト対策

- ・ 適切な周知・規制・検査等により、解体等工事でのアスベスト飛散が防止されています。

■東京湾の水質改善の取組

- ・ 東京湾に流入する事業所排水について、汚濁負荷量の把握・規制により、富栄養化対策が進んでいます。

施策 3-1 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・ 各取組の着実な実施

取組 3-1-① 光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの主要な原因物質である窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）について、環境法令等に基づく規制・指導を行うとともに、事業者の自主的な排出削減を促す取組を継続して進めます。さらに、近隣自治体と連携してリーフレットや動画等による啓発を行い、市民や事業者の更なる意識向上に取り組みます。



図 4-25 啓発動画の 1 コマ

また、これまで光化学オキシダントの発生メカニズムの解明にも取り組んできており、関東地方における光化学オキシダント前駆物質の発生源の特定に向けて、近隣自治体と連携した広域調査や解析を継続して進めます。

取組 3-1-② アスベスト対策

アスベスト（石綿）を含む建材が使われている建築物等の解体・改造補修作業を伴う建設工事（解体等工事）に対し、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、アスベスト飛散防止のための規制・指導を行います。事業者から提出された届出等を確認するとともに、作業現場への立入検査を適宜実施することにより、実効性を確保します。なお、届出対象外となる解体等工事に対しても、アスベスト含有建材の事前調査結果の報告等をもとに立入検査を適宜行うことにより、作業の実施状況等が適正かを確認します。

また、アスベスト対策を円滑に進めるため、横浜市ウェブサイトへの掲載や、事業者や業界団体へのリーフレットの配布等により、法制度の周知など必要な啓発を実施します。

【その他の関連取組】

市民相談への対応、市有施設のアスベスト対策

取組 3-1-③ 東京湾の水質改善の取組

東京湾は閉鎖性水域であることから、流入排水による富栄養化が課題となっています。水質改善に向けて、事業所排水に起因する汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量）の把握や規制・指導を通じた富栄養化対策を継続的に進めます。

また、近隣自治体等と連携して東京湾環境一斉調査や底質調査を実施し、実態把握と汚濁メカニズムの解明等の課題分析を行い、今後の対応を検討します。

このほかに、東京湾環境一斉調査などの機会をとらえ、市民や事業者に水環境や東京湾再生への関心を持ってもらうための取組を進めます。



図 4-26 浮遊アスベスト濃度の測定



図 4-27 啓発リーフレット



図 4-28 東京湾環境一斉調査イメージ

施策 3-2 新たな環境汚染物質への対応

環境中に存在する有機フッ素化合物（PFAS）やマイクロプラスチックが社会的な関心を集めています。これらの物質は、2025 年度末時点では環境基準や環境法令等に基づく規制基準は設けられていませんが、国の動向を踏まえて市内の実態把握を進めます。また、国や関係機関の動向を注視し、将来的に新たな懸念が生じた場合には実態把握等の適切な対応を行います。

施策 3-2 の目標

- ・ 環境中の実態把握を行い、事業者の適切な管理を促すとともに情報公開を行うことで、市民の健康や生活環境保全につながっています。

施策 3-2 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・ 市内の実態把握の実施

取組 3-2-① 有機フッ素化合物（PFAS）への対応

有機フッ素化合物（PFAS）※は、環境中で分解されにくく、蓄積性や健康影響が懸念されている物質です。国の動向を踏まえつつ、河川や地下水の水質調査を継続して実施し、実態把握を進めます。調査結果は市民に分かりやすく情報提供を行います。

※環境省は、PFAS のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノ酸（PFOA）を人の健康の保護に関する要監視項目に位置付け、公共用水域及び地下水における指針値を「0.0005 mg/L 以下」（PFOS と PFOA の合計値）に定めています。



図 4-29 河川における測定地点（11 地点）

取組 3-2-② マイクロプラスチックへの対応

マイクロプラスチック（5mm 未満の微細なプラスチック）による生態系への影響が懸念されているため、市内水域の実態把握を継続して実施し、調査結果を公表します。

また、未然防止の観点から、生活環境保全条例に基づく「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」において、樹脂パレットの漏出防止に関する自主的な取組を規定しており、事業者への周知や指導を通じて適切な管理を求めます。



図 4-30 河川で採取されたマイクロプラスチック

施策 3-3 災害への備え

近年は日本各地で大規模な地震や記録的豪雨等の甚大な被害をもたらす災害が発生しており、これに起因した事業所からの化学物質の漏えい・流出等の懸念が高まっています。災害に伴う化学物質の漏えい・流出等による人の健康や生活環境への悪影響を最小限にとどめるため、事前の備えと迅速な対応体制の構築が必要です。災害対応体制の整備や災害対応訓練を実施することで、災害時の対応力の向上を図ります。

施策 3-3 の目標

- ・災害対応体制の整備や訓練等の実施により、災害時の迅速な対応と被害の最小化に向けた備えが進んでいます。

施策 3-3 の目標達成に向けた取組実施の目安

- ・災害対応訓練の実施

取組 3-3-① 災害対応体制の整備

災害時における化学物質の漏えい・流出等による人の健康や生活環境への悪影響を最小限に抑えるため、横浜市防災計画を補完し、発災時の初動対応や応急対応などを整理した対応マニュアルを整備しています。

また、大規模災害時には多くの建築物等の倒壊や損壊が想定され、災害復興期においても解体等工事が増加することが見込まれることから、石綿飛散・ばく露防止を目的とした対応マニュアルも整備しています。

これらのマニュアルに基づき、平常時から資機材の確保や対応体制の整備等を進めます。

取組 3-3-② 災害対応訓練

災害時に迅速な対応を行うためには、平常時から災害発生を想定した訓練を行い、各手順に習熟しておくことが重要です。関係者を対象にした訓練を定期的実施し、各災害対応マニュアルに基づく対応手順や連携体制の確認などを行うことで、発災時の対応力の向上を図ります。

また、訓練の結果を踏まえてマニュアルの検証を行い、より実践的なマニュアルの整備を進めます。

【その他の関連取組】 横浜市災害対策本部放射線対策チームにおける災害対応訓練



図 4-31 災害対応訓練
(監視センター)

取組 3-3-③ 災害に関する連携協定

災害時に有害化学物質による環境汚染の状況を迅速に把握するため、民間の検査機関団体である横浜市環境技術協議会（横環協）と連携協定^{※1}を締結しています。また、被災建築物のアスベスト調査を速やかに実施し、アスベスト飛散による汚染の拡大や被害を防止するため、建築物石綿含有建材調査者の業界団体である一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（ASA）と連携協定^{※2}を締結しています。

連携協定に基づき、関係機関と連携して災害対応訓練や技術研修会を実施するとともに、連絡体制を定期的に共有します。これらの取組により、横浜市職員の災害対応力の向上を図るとともに、災害時における関係機関との円滑な連携体制の構築を図ります。

※1 災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定（1999年8月締結、2020年12月改定）

※2 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定（2019年1月締結）

取組 3-3-④ 事業者とのコミュニケーション

災害に伴う化学物質の漏えい・流出等が生じた場合に備え、市内の事業所と平常時から連携を図ることが重要です。そこで、環境保全協定を締結している事業所を対象として、災害時の連絡体制や災害防止対策について共有するとともに、意見交換を行うことで、円滑なコミュニケーションの確保を図ります。



図 4-32 横環協との災害対応訓練
(水質調査)



図 4-33 ASAとの災害対応訓練
(アスベスト調査)

コラム 7 災害発生に備えた協定締結の背景

1997年7月2日、大型タンカー「ダイヤモンド・グレース」が東京湾の中の瀬で座礁し、原油が流出する事故が発生しました。流出油から発生した悪臭や海水の分析等について、市内の民間検査機関から調査協力の申入れがあり、調査の一部を実施していただきました。

この事故災害を契機として、1999年8月31日に「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」を締結しました。また、近年の大規模な災害の教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、2020年に協定を再締結しました。

これまで、市内において、協定を発動して協力を求めるような災害や事故は発生していませんが、災害時に円滑に連携できるよう平常時からの備えを進めていきます。

4 取組の推進にあたって

デジタル技術の活用が社会全体で進んでおり、生活環境分野でも活用を進めていく必要があります。また、公害が大きな社会問題となっていた時代と比べて横浜の生活環境の状況は大きく改善している中、将来的な人口減少を見据えると、生活環境分野に関わる人材や資源が限られていく可能性もあるため、効率性と実効性を兼ね備えた制度を目指していく必要があります。生活環境分野の取組を進める際には、このような環境行政を取り巻く状況の変化を踏まえ、既存制度や運用の最適化等に向けた検討を適宜行い、行政サービスの質の向上を図ります。

(1) デジタル技術の活用

行政サービスの質の向上や業務効率化に役立てるため、生活環境分野の各取組において、デジタル技術の活用を進めます。例として、規制・指導業務の場面では、事業者の申請・届出等の相談や手続のオンライン化のほか、立入検査等への活用を図ります。また、調査・研究の場面では、横浜市の過去の研究成果のデジタルアーカイブ化を行い、文献を活用しやすい環境を整えます。このほかの取組においても、実務の内容に応じてデジタル技術の活用を検討します。



図 4-34 事業者とのウェブ会議

情報通信や人工知能等に代表されるデジタル技術については、今後も進展や普及が見込まれることから、機会をとりえ、新たな活用の可能性について検討します。

(2) 規制・指導業務の点検・見直し

生活環境保全条例について、必要性、有効性、効率性等の観点からの点検を行い、課題を整理し、必要に応じて見直しを検討します。また、窓口指導や立入検査などの規制・指導業務の運用について、最適化の検討を進めます。

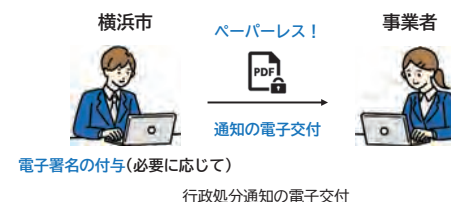
検討にあたっては、制度の変更や運用の見直しが生活環境に与える影響について慎重に見極め、持続可能な環境保全の実現を目指します。

コラム 8 環境法令手続のデジタル化を推進しています！

横浜市では、環境法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法等）に関する手続のデジタル化を進めており、事業者とのウェブ会議を活用した事前相談や電子申請・届出システムによるオンラインでの申請などを実施しています。事業者が手続のために窓口を訪れる時間を減らすことで、事業者の負担を軽減し、利便性の向上を図っています。

特に一部の手続については、これまで紙で交付していた行政処分通知の電子交付が可能となりました。

今後も事業者によるデジタルツールの活用が進むよう、周知を進めていきます。



コラム 9 よこはま土壌・水質マップ (土壌汚染関係公表台帳のオンライン地図情報化)

土壌汚染対策法や生活環境保全条例では、市民や事業者が土地の汚染状況を把握できるようにする等の趣旨から、土地ごとの土壌汚染に関する台帳の作成・公開が義務付けられています。



よこはま土壌・水質マップ 台帳検索画面

これまで、台帳は図面等の資料のデータ容量が膨大なため、横浜市ウェブサイトでは汚染の概要のみの掲載にとどまり、台帳全体を閲覧するには来庁が必須でした。また、閲覧したい台帳を特定する際、所在地の一覧表を確認する必要があり、検索に時間を要していました。そこで、台帳のデータをクラウドサービス上にアップロードし、既存の横浜市行政地図情報提供システムと情報を連携させることで、低コストで課題解決につながりました。この試みは、土壌汚染対策法に関する事務を行う自治体初の取組となりました。

資料編

1 市内に適用される環境基準の概要

横浜市内に適用される環境基準（原則として 2026 年 4 月時点）の概要を整理しています。環境基準の正確な内容は、環境省の告示を確認してください。なお、原則として、市内に適用されない環境基準の類型については、掲載を省略しています。

(1) 大気環境分野

表 5-1 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。	長期的評価
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。	長期的評価
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	98%値評価
光化学オキシダント (Ox)	オゾンとして、8時間値が0.07 ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04 ppm以下であること。	99%値評価及び年平均値の評価の併用
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。	年平均値の評価及び98%値評価の併用

- ※1 二酸化窒素について、横浜市では環境基準のゾーン下限値 (0.04 ppm) を環境目標値としています。
- ※2 長期的評価は、年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値 (2%除外値) を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。
- ※3 98%値評価は、年間の1日平均値を小さいものから順に並べ、低い方から98%に相当するもの (1日平均値の年間98%値) を環境基準と比較して評価します。
- ※4 99%値評価は、年間の8時間値を小さいものから順に並べ、低い方から99%に相当するもの (8時間値の年間99%値) を環境基準と比較して評価します。
- ※5 光化学オキシダントの評価は、8時間値の年間99%値が短期基準である0.07 ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が長期基準である0.04 ppm以下である場合に、適合と評価します。
- ※6 微小粒子状物質の評価は、1年平均値が長期基準である15 µg/m³以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が短期基準である35 µg/m³以下である場合に、適合と評価します。
- ※7 微小粒子状物質の環境基準は、「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン (環境省、令和8-12年度)」で見直される予定です。

表 5-2 有害大気汚染物質に係る環境基準

項目	環境基準
ベンゼン	0.003 mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	0.13 mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	0.15 mg/m ³ 以下

※1 年平均値で評価します。

表 5-3 ダイオキシン類の環境基準 (大気)

項目	環境基準
ダイオキシン類 (大気)	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下

- ※1 年平均値で評価します。
- ※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

(2) 水環境分野

表 5-4 水質汚濁に係る環境基準 (人の健康の保護に関する環境基準)

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

- ※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。
- ※2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用されません。

表 5-5 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 ア）

類型	水素イオン濃度指数 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

※1 日間平均値で評価します。ただし、BOD は 75%水質値で、大腸菌数は 90%水質値で評価します。75%水質値は、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 75%に相当する値をいいます。同様に、90%水質値は、年間の日間平均値の低い方から 90%に相当する値です。なお、市内の河川には、大腸菌数に係る環境基準点は設定されていません。

※2 大腸菌数は、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数から算出する値（単位 CFU/100mL）で評価します。CFU はコロニー形成単位（Colony Forming Unit）の意味です。

表 5-6 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 イ）

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物B	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

表 5-7 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 ア）

類型	水素イオン濃度指数 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
B	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

※1 日間平均値で評価します。ただし、COD は 75%水質値で、大腸菌数は 90%水質値で評価します。75%水質値は、年間の日間平均値を小さいものから順に並べ、低い方から 75%に相当する値をいいます。同様に、90%水質値は、年間の日間平均値の低い方から 90%に相当する値です。なお、市内の海域は B 類型又は C 類型のため、大腸菌数に係る環境基準は設定されていません。

表 5-8 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 イ）

類型	全窒素	全りん
Ⅲ	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

表 5-9 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 ウ）

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。

表 5-10 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 エ）

類型	底層溶存酸素量
生物1	4.0 mg/L 以上
生物2	3.0 mg/L 以上

※1 日間平均値で評価します。なお、市内の海域については、環境基準の類型が指定されていますが、評価を行うための地点（環境基準点）は設定されていません。環境基準点の設定に向けた検討が進められています。

表 5-11 ダイオキシン類の環境基準（水質、水底の底質）

項目	環境基準
ダイオキシン類（水質（水底の底質を除く。））	1 pg-TEQ/L 以下
ダイオキシン類（水底の底質）	150 pg-TEQ/g 以下

※1 水質（水底の底質を除く。）は、年間平均値で評価します。

※2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

(3) 地盤環境分野

表 5-12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1 年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値は、最高値で評価します。

※2 地下水中のダイオキシン類は、ダイオキシン類の環境基準のうち、水質（水質の底質を除く。）の基準値である 1 pg-TEQ/L により評価します。

表 5-13 ダイオキシン類の環境基準（土壌）

項目	環境基準
ダイオキシン類（土壌）	1,000 pg-TEQ/g 以下

※1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。符号「TEQ」は毒性等量であることを示し、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算していることを表しています。

表 5-14 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
ヒ素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

※1 有機りんとは、バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及び EPN をいいます。

(4) 音環境分野

表 5-15 騒音に係る環境基準

地域の類型	①幹線道路		②道路に面する地域 (①を除く)		③一般環境 (①②を除く)	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A 地域（専ら住居の用に供される地域）	70 dB 以下	65 dB 以下	60 dB 以下	55 dB 以下	55 dB 以下	45 dB 以下
B 地域（主として住居の用に供される地域）			65 dB 以下	60 dB 以下		
C 地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）			60 dB 以下	50 dB 以下		

※1 横浜市内に適用される類型を抜粋し、掲載しています。市内は、次のとおり指定されています。

A 地域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B 地域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 幹線道路の基準は、道路に面する地域のうち「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用されます。幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいいます。

※3 道路に面する地域とは、A 地域及び B 地域では「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」を、C 地域では「車線を有する道路に面する地域」をいいます。

※4 昼間は午前6時から午後10時までの間、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの間です。また、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル L_{eq} によって評価します。

表 5-16 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	都市計画法による用途地域	騒音の環境基準
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域の定めのない地域	70 dB 以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 dB 以下

※1 新幹線鉄道（一部区間を除く。）の本線の線路の中心線から一定距離の範囲内の地域であって、「地域の類型」が当てはめられた地域について、環境基準が適用されます。

※2 神奈川県内（横浜市内含む。）の用途地域に適用される類型を掲載しています。

※3 新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを測定し、上位半数のものをパワー平均して評価します。

■ 航空機騒音に係る環境基準

横浜市内の地域について、航空機騒音に係る環境基準の類型は指定されていません。

2 水環境目標（抜粋）

横浜市水と緑の基本計画（2016年6月改定）では、横浜の水環境の目指すべき目安として、水環境目標を定めています。この目標は、水域ごとに定める「達成目標・補助目標」と市内全水域に定める「全水域の一律達成目標」で構成されています。ここでは、達成目標を抜粋して掲載しています。

(1) 達成目標（河川）





表 5-17 水環境目標（河川の達成目標）

水域区分	生物指標による水質評価	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	ふん便性 大腸菌群数
I	A 「源流・上流域」の“大変きれい” 	3 mg/L 以下	1,000 個/100 mL 以下
	B 「源流・上流域」の“きれい”		
II	A 「中流～下流域」の“大変きれい” 	5 mg/L 以下	-
	B 「中流～下流域」の“きれい” 		
	C 「中流～下流域」の“きれい”		
III	「感潮域」の“きれい” 	3 mg/L 以下	

※1 水域区分の対応は、Iを「源流～上流域」、IIを「中流～下流域」、IIIを「感潮域」としています。

(2) 達成目標（海域）

表 5-18 水環境目標（海域の達成目標）

水域区分	生物指標による水質評価	化学的酸素要求量 (COD)	窒素・リン	ふん便性 大腸菌群数
I	「内湾」の“きれい” 「干潟」の“きれい” 	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	100 個/100 mL 以下
II	「干潟」の“きれい” 「内湾」の“きれい” 	3 mg/L 以下	T-N 0.6 mg/L 以下 T-P 0.05 mg/L 以下	-
III	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい” 		T-N 1.0 mg/L 以下 T-P 0.09 mg/L 以下	-
IV	「岸壁」の“きれい” 「内湾」の“きれい” 	2 mg/L 以下	T-N 0.3 mg/L 以下 T-P 0.03 mg/L 以下	-

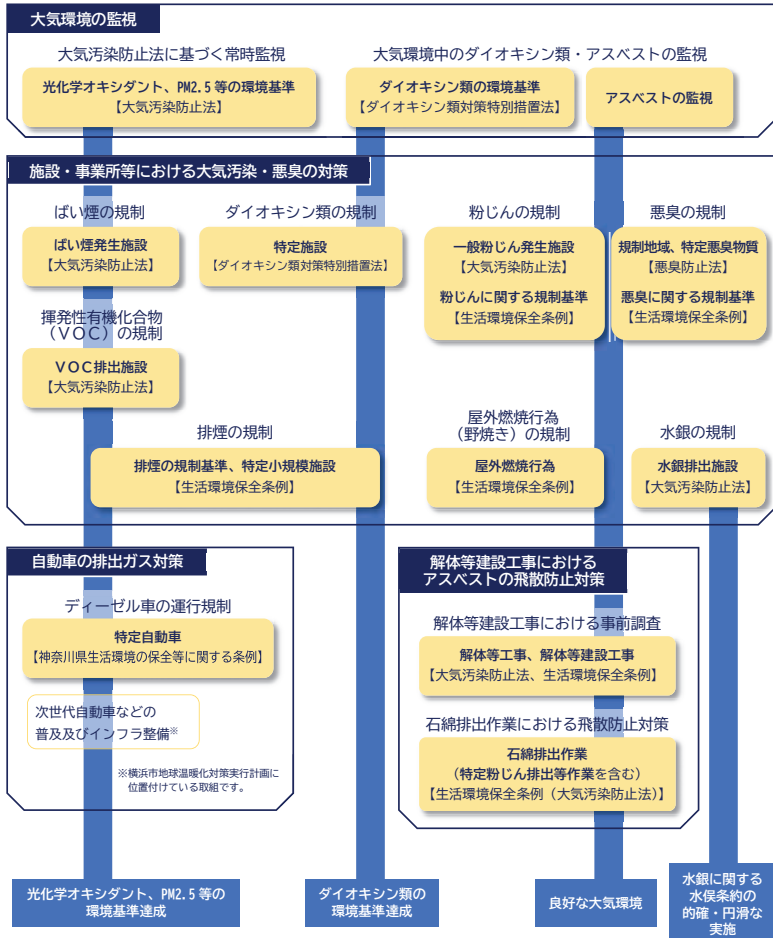
※1 水域区分の対応は、Iを「砂浜域」、IIを「干潟域」、IIIを「港湾域」、IVを「その他の沿岸域」としています。

(3) 全水域の一律達成目標

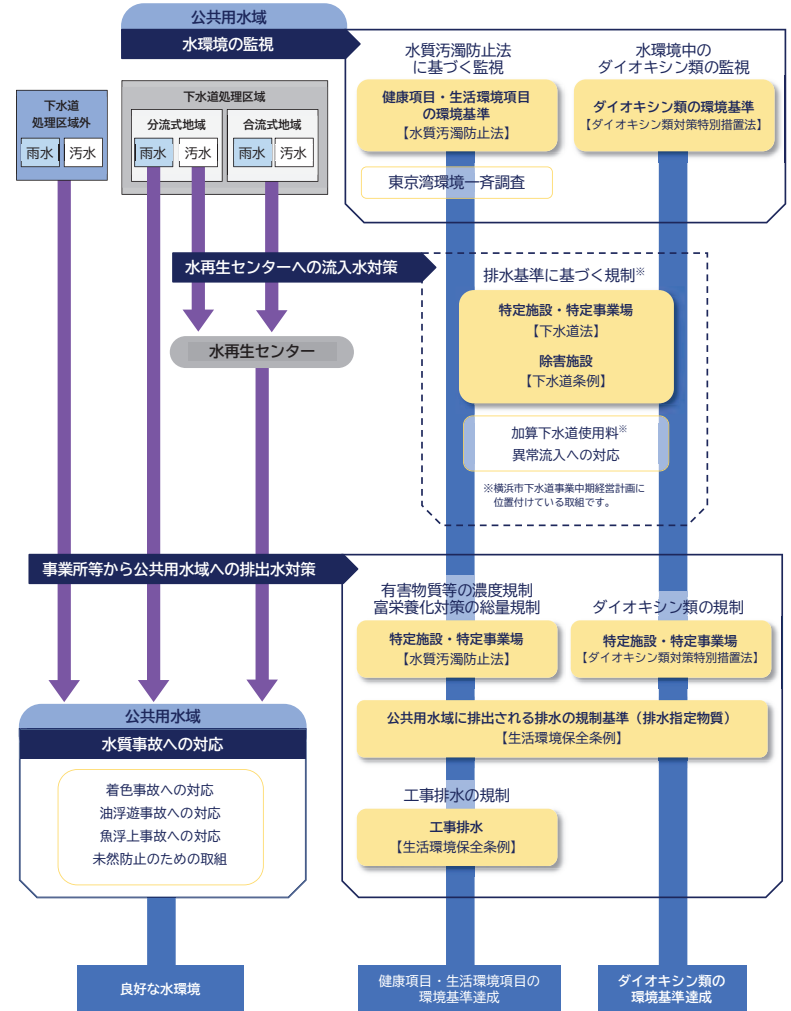
市内の全水域で一律に達成すべき目標として、環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（最新のもの）のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準（水環境目標の達成目標に定める項目を除く）」が設定されています。

3 環境法令等に基づく監視・規制制度の概略

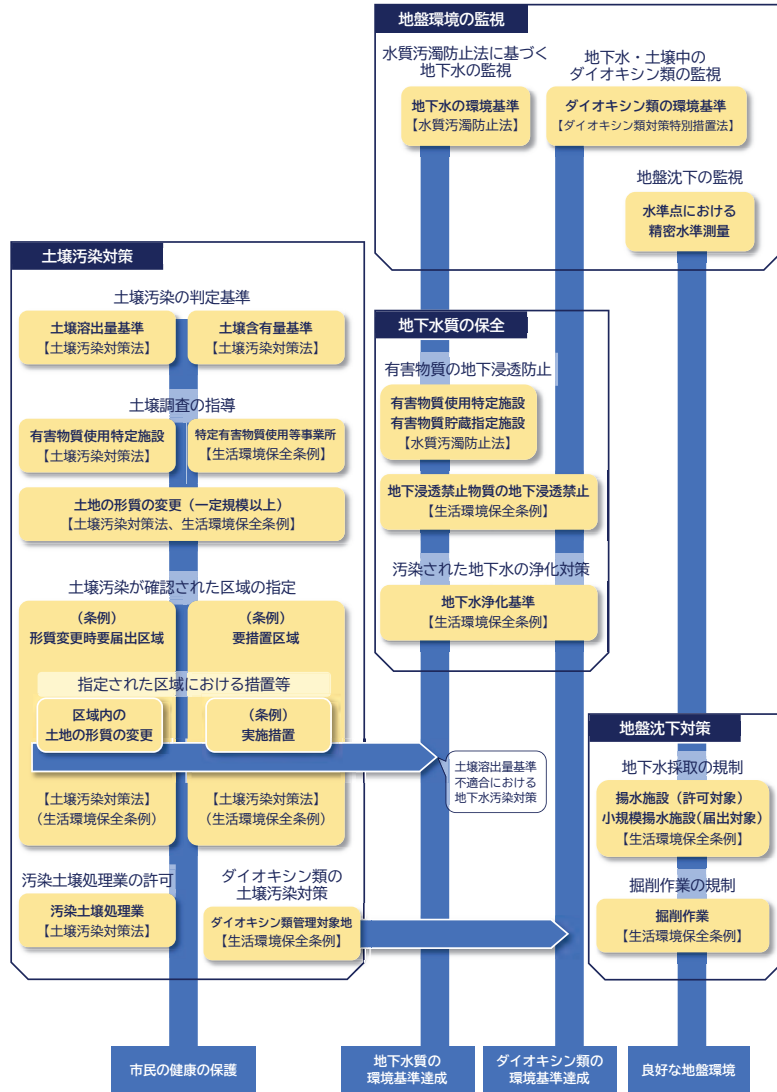
(1) 大気環境分野



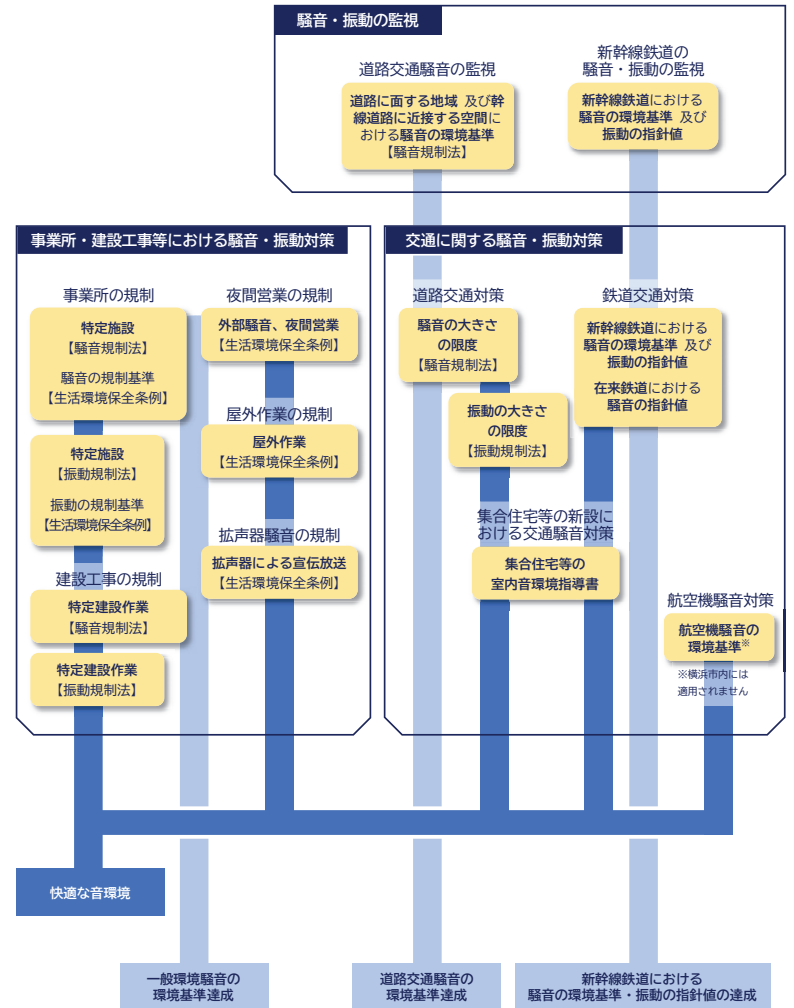
(2) 水環境分野



(3) 地盤環境分野



(4) 音環境分野



4 ガイドラインに基づく取組の成果

本プランの前身であるガイドラインでは、生活環境の各分野ごとに達成目安を設けて進捗管理していました。2024年度の達成状況は下表のとおりです。

表 5-19 達成目安の状況（2024年度実績及びガイドライン制定時（2018年度）との比較）

達成の目安となる環境の状況	2024年度の達成状況		2018年度との比較			
環境基準や水環境目標（水域ごとに横浜市が独自に定めた水環境の目指すべき目安）の達成率 ^{※1} の向上及び継続的な達成	大気環境	大気汚染物質	二酸化窒素 ^{※2} 等5項目 100%	↗		
			光化学オキシダント ^{※3}	0%	→	
		有害大気汚染物質	ベンゼン等4項目 100%	→		
	水環境	河川	生物化学的酸素要求量(BOD)	環境基準 90% 水環境目標 87%	↘	
			pH等6項目(生活環境項目)	環境基準 99~100%	↗	
			総水銀等27項目(健康項目)	環境基準 100%	→	
		海域	ふん便性大腸菌群数	水環境目標 24%	↘	
			化学的酸素要求量(COD)	環境基準 71% 水環境目標 13%	↗	
			全窒素	環境基準 86% 水環境目標 38%	→	
			全りん	環境基準 43% 水環境目標 13%	↘	
		地盤環境	地下水	pH等6項目(生活環境項目)	環境基準 87~100%	↘
				総水銀等25項目(健康項目)	環境基準 100%	→
			ふん便性大腸菌群数	水環境目標 50% ^{※4}	→	
	音環境	騒音	道路交通騒音(面的評価) 88%	↘		
			新幹線鉄道騒音 33%	↘		
	ダイオキシン類	大気・水質・水底の底質・土壌の4区分	100%	→		
	光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする	・8回発令		↘		
	生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする	・達成率93.7%（河川92.1%（2022-2023調査）、海域100%（2020-2021調査））		↘		
土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている	・適正な規制・指導を実施		→			
地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない	・適正な規制・指導を実施 ・最大沈下量7.7mm（精密水準測量）。地盤沈下に係る被害報告なし		→			
市民の生活環境に関する満足度の向上	・大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている : 80.6% ^{※5}		↗			
生活環境の保全につながる環境行動の推進	・近隣の悪臭、騒音などに配慮する : 95.7% ^{※6} ・排水口に油（揚げ油やお皿についた油など）を流さない : 89.8% ^{※6}		↗			

※1 「達成地点数/測定地点数」の考え方で達成率を計算しています（端数は四捨五入。評価手法により一部項目は検体数ベースで計算）。
 ※2 二酸化窒素は横浜市の環境目標値（環境基準の下限値である1時間値の日平均値0.04ppm）により評価しています。
 ※3 光化学オキシダントは旧環境基準（1時間値が0.06ppm以下）により評価しています（2026年4月1日に施行された新たな環境基準は2026年度の測定値から適用されるため）。
 ※4 海域のふん便性大腸菌群数は3年に1回の測定頻度のため、2023年度の結果を記載しています。
 ※5 「2025年度環境に関する市民意識調査」における身のまわりの環境に関する設問において「そう思う」「少しそう思う」と回答した市民の割合の合計です。
 ※6 「2025年度環境に関する市民意識調査」における環境行動の実践状況に関する設問において「している」「たまにしている」と回答した市民の割合の合計です。

横浜市 みどり環境局 環境保全部 環境管理課

●年●月作成

横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL 045-671-2487 / FAX 045-681-2790

e-mail mk-kankyokanri@city.yokohama.lg.jp

横浜市生活環境保全推進プランは、横浜市ウェブサイトでご覧いただけます。右記の二次元コードからアクセスできます。

URL : <https://...>

二次元コード